

# 呐喊

## 3

強インフレに抗し  
春闘構造を破る  
労働者運動の大道へ！

'75春 全国反帝戦線連合

I 部

△戦後的なるもの△の彼方へ…………… 1

- 一、戦後社会の腐蝕と価値構成の危機
- 二、幻想構成転換と△世界△生活△思想
- 三、共同性△集団編成の現段階と政党・労組  
etcの課題

労働疎外と生活的諸現実の位相

山田 希…………… 9

- 一、総対的存在構造と労働過程
- 二、労働過程と家族位相の諸問題

過渡期におよぶ

共同観念としての労働者運動

斎藤進治…………… 20

- 一、共同観念構成における「日本的」  
社会構造の特異性
- 二、「差別的」「労組的」共同観念の  
「日本的」形態変換
- 三、共同観念としての労働者運動の死滅

職域・組合・理念

神岡 誠…………… 33

- 一、職域における△労働△
- 二、労働組合の内部構成
- 三、労組運動の概略
- 四、組合理念の歴史性
- 五、組合運動に対する一つの視座

春闘をめぐる情勢と問題点

高田 登…………… 42

- 一、春闘共闘委基調分析の陥穽
- 二、春闘へ向けての労働四団体
- 三、春闘構造の成立と解体
- 四、闘いへの指示向線はどこに

II 部

国家公務員労働者運動の△自立△の方途

- 一、74春斗結果と展望
- 二、出発点の確認

有馬 真…………… 51

制度と化した日教組を解体し

学校教育幻想を撃て

村上きよし…………… 77

福祉労働者のスト権問題

荒関 修…………… 81

- 一、福祉労働について
- 二、職員の(労働者)要求と園生の要求は対立するか
- 三、日常と運動の狭間で

地方自治体の財政危機、

人件費攻撃をいかに闘うか

谷川龍太寄稿…………… 86

- 一、はじめに
- 二、財政危機の原因は何か
- 三、人件費攻撃のねらいは何か
- 四、いかに闘うか

横浜港よりの報告

西山英生寄稿…………… 90

- 一、横浜港における労働運動の歴史
- 二、「民主的労働運動」の内実
- 三、当事者運動としての労働者運動

△跋△…………… 94

S工高校不当解雇撤回闘争報告

大刀川 守…………… 72

- 一、事実経過素描
- 二、「闘争委」と「労働組合」の容容構造
- 三、職場内状況と解雇撤回闘争

中公闘争の課題は何か

矢島 一太郎…………… 68

- 一、組合員の沈黙の意味するもの
- 二、中公闘争の「知識人性」について
- 三、もうひとつの課題

個別闘争が越えるべき思想的鞍部は何か

光文社闘争に関して 一 畦倉 恭…………… 62

- 一、74春斗の評価軸と問題点
- 二、74春斗と国家公務員
- 三、共同観念としての国家公務員
- 四、我々の道

第 I 部

- 戦後のなるものへの彼方へ
- 労働疎外と生活的諸現実の位相
- 過渡期における共同観念としての労働者運動
- 職域・組合・理念
- 春闘をめぐる情勢と問題点

## △戦後的なるもの▽の彼方へ!!

「叛旗」86号一面論文（転載）

全国の同志、友人諸君ノ情勢は我々の思想、日常へ津波が襲うかのように急旋回して立ち表われている。だが諸君、情勢の流動をその現象において受けとめるのではなく、その根底における危機として透視せよ。71年夏のニクソン二大声明以降の国際通貨体制の解体を、利ざやかさの好機としてごさかしく乗り切ってきた大商社、金融独占を筆頭とする資本家共は、昨秋よりの石油ショックの波及にその政治委員会たる政府、自民党を含めて心底から危機感に打ちふるえている。戦後日本は、天皇制国家理念を解体され民主憲法を接木されつつも、低賃金労働と重化学工業の復興をテコに加工貿易国として脅威的高度成長を保持してきた。もちろん戦後民衆は与野党の共通土俵たる民主日本建設理念で生活を維持してきた訳ではなく、政治を新・旧の好きものに任せつつ高度成長が最低限担保してきた生活空間の安定とライフサイクルの確定を一義とするという価値基底を有していた。現下の強インフレは、この戦後の生活価値意識を物質的保障条件の側から解体している故に、その上に乗っかって成立してきた国家的、社会的統括力を基盤から突き崩すと共に、他方で民衆の側も小共同体帰属意識とプラグマチズムの接木のしっぺい返しを、生活上昇志向で切り捨ててきた関係域においても受けているのだ。情勢の危機がその意味で、何かしら自民党内政権交替や、民主連合政府や幻のプロレタリア独裁国家やで救拔し得ぬ

ことは政治屋の確信と反して民衆的常識であり、他方でその根は「旧来のままで暮らして行けない」内実を、押し隠してきた関係的危機へ届かせるほどに深いのである。この世界的矛盾として浮上している強インフレは支配者共も認めているように一切の短期的解決は不能であり、戦後社会の膿は、全ゆる共同体的なもの側からも、我々自身の足下からも溢れ出ている。同志諸君、我々の特に60年代後半以降の政治的後退戦下の蓄積は、いよいよその真価を現実的に問われる段階に突入した。自らの地歩を確定しつつ、肚を決めて△現実▽を直視せよ。日常過程で最も矛盾が集中している労働者運動に的を引きしぼり、かつ全ての人々に向けて我々は3・8集会を鋭意準備している。自らの意志に基づく各戦線の苦闘の中からの参集を心より期待する。

### 一、戦後社会の腐蝕と価値構成の危機

政治、経済、社会情勢は、支配層が今まで通り支配できない危機として浮上していると共に、民衆にとつては今まで通り暮らして行けない危機として顕在化している。これは旧来の帝国主義自動崩壊論や、体制的危機論やの理論的抽象の推量からでもなく、経済法則の反映として政治や日常を理解するという追体験からでもなく、大状況から小状況を説明するといういわゆる政治的発想への同致からでもなく、まず、我々を含めての民衆的日常の足下から即物的にかつ感性的に、押し寄せてきている。

この即物的に、かつもう一方で感性的に押し寄せている危機という把握は、民衆的叛逆はいつの場合でもこの磁場を経ることなくし像の定立も集団的実践も為してこなかったという意味で極めて重

要である。

戦後日本は、その漸次的経済成長過程で幾度かの屈折点を経てきた。だが戦後混乱期は坂口安吾が指摘したような家族が食う為に必死の生活を公然となし得たという健康さがあり、朝鮮戦争後には労働者運動の昂揚と占領下からの解放への国民的課題があり、四十年不況時には高度成長への暗黙の信頼感と日本の二重構造下のリアクションの巾が見えていたと言えよう。

だが現下の強インフレ下の危機は、一方においてさしあたり回復不可能という時間射程の長さ、資本家共においても既成与野党においても抜本的乗り切り等を有せぬという深度において客観的に、また生産規模の大小や、産業別の分布をこえ、中・高年齢者にも及んでいるという意味で総当りに、だが生活的安定構造の解体への対処をいかなる国家や社会にゆだねることもできないという共同のものとの隔絶感からも、より深化した異質なものとしてあると思われる。

自由国家における政治は、政治組織間に於ては必至の攻防で形作られているとはいえず、民衆にとっては議会と法を介して間接的に社会日常に外的に登り、つまり所身を縮めて生きればやり過ごせるというほどのものであった。だが、総需要抑制策から、賃金ガイドライン15%の設定。操短、配転、昇給停止から、管理職賃金カット、求人削減。更に月間千軒を越す倒産、百万人にのぼる完全失業者の激増等は、どの一つをとってみても切実な明日に関わる逃げ場なき問題である。同時に伴行する実質賃金上昇を追い抜く強インフレは中間層意識を賦与され市民社会の主体と錯覚してきたかの労働者、住民大衆に追い打ちをかけている。

主義や人権感覚等の域にある訳ではなく、農村社会解体へのノスタルジアとして仮構されていた大衆ナショナリズムの仮面を、職場における私的労働、都市的社会構成、家族における相互関係の解体と制度的残存として引きはがした所にある。強インフレは、政治域を疎遠なものとして却けた後、尚擬制的に存続してきた小共同体や集団表現にとりついている遺制を、白日の下にさらす一大契機なのである。ここにおける全ゆる共同のものからのドロップアウト、無視、消極的関与こそ、戦後のなるもの語の真の意味での貫徹である。評価の如何を問わず、自らの足下が崩れることを思わず我々はこの戦後の行きついた果を直視し続けたい。

プラグマチズムや実体信仰で政治を引き寄せんとする者達へ、我々はテルミドルへの橋頭堡として戦後の自由や、恣意を最低限擁護すると本年冒頭に述べた。ここには少し註釈が要る。まず、我々がテルミドルと呼んだ自由国家水準からの逆戻りたる、差別用語規制、糾弾等は、知的大衆の転倒した意識の中での遺制的共同観念が固着した限定された帯域にのみ流通の基盤を持っているのであり、現下の民衆の社会日常にはほとんど流通基盤を有しないということである。我々が戦後の自由や、恣意を擁護せんと言う時は、テルミドルへの限定的反撃の環が主眼ではなく、つまり政治における既に土壌と化しているそれをあえて、全共闘段階に引き戻す意図ではなく、政治や公共性のきずなをはなれて底流に露出しつつある日常感覚や社会過程におけるそれを主対象としているのであり、ここが現下の価値構成の危機の主戦場なのである。

公共性には私性が対する。戦後社会は、自由国家下の国民的権利行使を擬制しつつも他方、都市社会移行に伴なう職場、労働、

強インフレとして集中的に表われている現下の危機は、労働過程と生活過程を混在させ、政治過程と地続きに社会過程を扱かつてきた労働者の日常構成にある変容を強いている。戦後、天皇制国家理念の解体に、民主憲法を接木しながらも、他方で戦前より引きずってきた地域社会で市民権を得、一家の長として振舞い、女房・子供を養い、仕事に生きがいを見出すという切なくもありふれた労働者の生活圏の編成において、その関係的秩序における矛盾が一挙に露出しつつある。

これは、宗教国家が高次の自由国家の前に敗退し、接木された故の、外側から訪れた戦後の国家的強制力からの個体の法的解放という擬制を、国家からの日常圏の解放として錯誤し、誰にも後指ささず稼ぐ自由(本質では資本家に収奪される自由であるが)を小共同体に依拠しつつ享受してきた民衆共同性水準の底割れである。同時にそれは、民衆が自らの側で培ってきた家族、職場、地域における集団性からつむぎだす、家族秩序や、年功序列制や、町内会統合やの集団的発現に対する、個体原理として内化された民主感覚からの反発を経済的支柱を権威へ短絡させつつ埋めてきた異和の亀裂の浮上でもある。

戦後日本の国家・社会構造は、自由国家の水準を突破し得ぬ世界史的壁と、日常的諸課題を集団的上げ底化し、国家の幻想構成に跡づけるという回路の目づまりによって、共同性・共同体拡散の荒波に洗われている。日本の共同観念の準位をなす天皇制や、小集団と国家との地続きを担保した地続的小共同体の双方が、外と内からの基底をつき崩されているのだ。

戦後がもたらした最も深い衝激は、政治における自由国家の民主

家族における私的価値意識の波及を不可避とした。そしてこの社会日常における共同関係の拡散と、私的価値の恣意性が民衆における葛藤の焦点であり、漸くにして強インフレがその葛藤を押し隠してきた社会における公共性、集団性の薄紙をはぎ取ったのである。テルミドルに対する政治域や思想表現の自由の防衛より以上に、社会的公共性に対する私的利害の露出は防衛に足る意義がある。何故ならば、政治域は公共性に公共性が対峙する自然過程を有し、他方で社会的私的利害は公共性と激突する萌芽を自然過程に有しているからだ。

だが、この社会過程における私的価値意識は、一方で職場や地域社会や特に家族域に現存的共同関係の契機を持つと共に、他方で転倒した小共同体規範や制度に消極的にしぼられている。この消極的関与の根底は私的利害のバランスシートにあり、強インフレ下の生活危機はこのバランスシートの転倒を強いているのである。

公共性に対する私的性をひとまず全てよしとして、問題はその次にある。我々に即せば全共闘運動が有した解放感の根底性と、他方で思想表現としても、個体の内的価値としても持続性へ、時間構成に敗北した地点からの反撃である。別に比喩的にいえば、この社会過程での私的恣意性が総人口の半分を占める戦後世代には職場や、地域や、家族や、小サークルやの諸集団と利害的のみ関与しているというあいまいさとして表われ、あと半分の年長者にとってみれば自らの保持する生活場での異和と若年層をみなしながらも、関係的飢餓から消極的関与を許容しているという断絶感として表われている当の壁である。自立の大衆的回路はこの価値構成の危機に、私的利害規準と別に個的関係規準を各々が創出することに掛っている。

もちろん知的、公共的、政治的価値転倒を為している者達にとつても、下半身の日常では右の問いは思想的にのみならず、足下に火の点いた課題である。関係のかくめいと我々が呼んできた領域を引き寄せずして、いじりした「内面の文学」も「教育、住宅、老後保障」との春闘共闘委の一見切実そうなスローガンも、滅びゆく関係にしがみつく保守主義として、価値構成の課題を制度と私利害調整に留める他ないのだ。

## 二、幻想構成転換と「世界」生活V思想

前章で戦後社会における現下の価値構成の危機の所在について触れた。ここでは価値構成の危機の誘因を戦後の国家・社会構造へ多角的にメスを入れ、共同性への収奪や同致の構造から明らかにし、止揚する方途へ歩を進めてみる。

戦後社会におけるカッコつきの「解放」は、単純な経済決定論者の眼からは戦前より近代化された国家・社会編成下における労働力の強収奪の自由で規定された、ただ頭の中での法的自由、その実は搾取される自由と一蹴されてきた。また他方で、単純な発展段階史観からは、戦後国家・社会の近代化は、戦前の天皇制国家・社会編成に対して格段の進歩であり、近代化の不徹底に終らせている米日反動に対し民主憲法を武器にして闘わんとする転倒がなされてきた。

前者は原則的なマルクス、レーニン文献の徒であらんとする現下の新左翼のほとんどに引き継がれている論理であり、後者は政治的なマルクス・レーニン主義の徒であり構改派や毛沢東派を分岐しつつ日共に引き継がれている論理である。だが、これらの「マルクス主義陣営」内部での戦後の国家、社会分析、戦略論争、議会や大衆闘争の評価をめぐる応酬は、その論理からして移入マルクス主義の

化とナショナリズムの同伴、分離、解体や、戦後憲法との接木下での内政、外政水準の断層などでみてとれる。もう一つは、国家、企業、家が地続きで表われる集団構成である。これは共同性と集団性の未分化故の、社会なき共同性のもたれ合いの発現である。

世界思想と生活思想における原理的な構成が我々にまず問われる理由は、右の二つの視座からは二重にあらわれている。まず世界思想は、対象が世界大で想定されるか否かに関係なく、知識層の国家大にふくらむ共同幻想の水準としてスケールをもつ。この前提条件は、共同幻想と逆立、同致するか否かに関わらぬ自己思想の、個体の自律の承認である。日本における共同幻想の特性は、個体原理なき遺制的観念としての天皇制に集中して表われている。それ故、日本における世界思想は、前提的に共同幻想と自己思想の逆立の確認から、自立思想、個体思想の回路から想定される他にはないのでないかという自問である。

つぎには、社会なき共同性という発現の中での集団的疎外に対しては、社会関係の規程を確定することから始める他ないということである。ここでは生活思想は、これまで法や社会やの前面に登上してこなかった対や家族に偏執的に注目し、生活圏の編成へと投げ返す反日本的回路が想定されると思われる。

戦後日本を真向うから扱うには、経済決定論や、発展段階論やを却けた国家・市民社会の総体的把握が必要である。だが、この総体的把握には一方で幻想累積の視座が、他方で再構成の価値基底が不可欠であると思われる。だが、右にみてきたように日本の国家・社会構造の特性は、異質な共同性との接触から「日本的なるもの」が擬制され、この「日本的なるもの」と地続きに集団性が位を占める

文献や路線の接木による日本の対象の解釈や評価にすぎぬ代物であったことは我々も明らかにしてきたことであるが、その発想において戦後日本民衆の感性とは相入れぬ爪先立ったものであった。

戦後日本の国家・社会編成は、その幻想的構成において民主憲法を遺制的観念とその象徴天皇制を残存させつつ接木し包摂したものであり、その集団的構成においてアジアの小共同体遺制と都市社会における経済単位としての家庭を折衷させてスタートしたものである。

ここにおいて、戦後社会的象がごとくブルジョワ的汚辱下のそれであり良いことは何もないというプロレタリア、下層貧民、被差別者志向の前者の発想も、戦後的なるものは民主勢力の闘争成果であり、これを無視する者は、その貫徹を拒む反動勢力を利し、泳がされているという後者の市民、国民、民族防衛志向もその一面的な皮相な理解は出発点から誤まっていたと言わねばならない。

戦後国家・社会像を根底より把えんとする試みは、六〇年安保や七〇年闘争が激突した壁の解明として部分的には谷川雁の二重構造論や、吉本隆明の共同幻想論を頂点とする仕事として自覚的に発掘されており、また丸山学派の天皇制、ファシズム分析や、竹内好の中国との比較史研究等の先業もある。だが、世界の中の日本と、歴史累積の尖端としての戦後についての、立体的把握はまだまだ緒口に就いた段階ではないかと我々は考える。

日本の国家・社会構造を把える時、我々が着目する点の一つは、幻想構成における世界的水準と地域的共同観念との幻想関係である。これは、地縁的共同体において内部交通しか発達しえず、相互交通を共同観念に仮託した位相であり、明治以降の天皇制の観念的肥大

という幻想構成（集団的疎外の結果も含めて）の特性として集約される。国家も、社会も、企業も、家も、実体関係や、日常基礎の問題としてつきつめる以前に、多頭的な、多重的な、得体の知えぬ共同なるものの解明が強いられるのだ。ここに着目しえなかつた「マルクス主義」は、国家に別の社会主義国家をまた国家に市民社会内の総体的階級を対置させ、日本的幻想構成に組み込まれ続けたきたのではないか。

我々は「社会主義」や「階級」の先験化から遠く、国家を止揚する幻想的営為、国家を打倒する民衆的運動を考究し、実践し、参与してきたつもりである。が、やはり不鮮明な箇所は、自立と日常の世界思想と生活思想の回路であり、それを価値構成の基底をつめきると共に、この幻想構成のあり様と、転換から歴史を引き寄せることで切開しうるのではないか。

国家・社会の日本の特性は、国家の側から企業や、家族やに下降し包摂せんとする共同幻想の構成と、民衆の側の集団性の共同性への転倒に示される共同幻想を引き寄せた上げ底された生活思想に集中して表われており、解明の糸口もここに凝集していると思われる。国家・市民社会構造の世界的貫徹として我々は過渡期世界のメルクマルをおき、戦後社会を把握してきた。日本において歴史位相の側から「社会」は、地域、職域、家族域の小共同体として実感されるか、国家や民族に同致させて立ち表われてきたという評価は、我々に国家の共同性と民衆の集団性の対峙という視座を付加させた。

ここでいう所の共同幻想からの下降と、民衆の側からの集団性の転倒という視座は、更に国家を最上位とする共同幻想への諸幻想域の組み込みと、民衆の生活圏における幻想構成として、日本の国家

社会過程全般の幻想諸域を扱う視角へ転位可能である。

注意しておかねばならないのは、日本においては、上位と下位の、あるいは尖端と土俗の共同幻想の交通様式が、小共同体と、包括的共同体のアジア的形態を介して、グラフト国家と、国家と地続きの諸幻想の構成を押し出しているということだ。このことは全ゆる政治思想が陥る穴であることに我々も自覚的であればならない。

つまり第一に自由国家を止揚しうる共同幻想の水準は、原理的に個・対・共同幻想間の構成の転倒を水準的構成の基点とする他はないが、日本においては共同幻想の構成に新たな水準を付加することで可能だという錯覚が生じうることである。第二に、幻想構成総体の転換を扱う時に、生活圏から上昇する共同性は、日常的共同関係から疎外され、転倒されたものだということである。ここにおける生活圏をめぐる共同幻想の下降と、上昇は、一次関係としての対幻想に鏡を持つ個別的、限定場の共同関係を規準とする、国家的共同幻想への同致と、収奪であり、幻想構成は規準をなすのではない。第三には、政治党派は、この幻想構成総体の転倒を、まず共同幻想に引き寄せられている対幻想や自己幻想の構成転換としてなさんとするが、この時の世界思想はいまだ知の過程へ足を踏み入れた個体意識の自然過程内部の転倒であること、幻想構成総体の転換は対幻想、自己幻想と共同幻想の逆立を価値転倒して正立させる過程をほらむ他ないこと。これは、もちろん幻想構成内部で生活思想を価値とする構成転換であるが、ここでいう価値は我々の用語でいえば意味的価値であり、価値構成の原基は日常的、関係的契機から形創られるもうひとつの生活思想にあることである。

全ゆる共同性・共同体が拡散過程にある今日、時間構成は何事の

した運動であるが、日常矛盾に派生する当事者運動の一環であり、農民闘争その他の階層的運動に優ることもなく、また幻想過程を本質とする政治運動と同致することもないという点の確認である。その第二は現下の政治運動も労働者運動も諸階層を含めた階級闘争と一括されるものが全て集团的編成をもって遂行されていることの検討である。その第三は、何故日本では組合的政治と政治的労働者運動が密通し地続きで、共に上げ底化されて表われるかである。つまりは資本家共とブルジョワ政治の連関と等しく、労働組合と革新政党の関わりがあり、共に経済社会的基礎と政治発現とが価値転倒して表われるのか。何故に資本経営者連合に対する企業別組合連合のセレモニーとしての擬似所得政策機構である春闘構造が成立しているのかである。

第一の留意点はいわば運動基盤と価値構成の領域であり、第二は共同性・集団性編成の領域であり、第三は幻想構成の領域である。今まで、理論誌、本紙、喊等でなされた労働者運動への提起を受けつつ、これまであまり詰めて扱えなかつた問題を、主に第一と第二にしばって検討し第三については多少のコメントにとどめておきたい。(第三についての基本視座は前章を参照してほしい)。

第一の労働者運動における価値構成の問題は、本当は、日常過程を基底とする生活思想の問題である。

このブルジョワ社会では、人は不可避に自らの労働力を提供し賃金を受けとるが、自らの労働を統括し生産物対価を得るか、でなければ他者の労働に寄生するか、収奪するまで、生を絶やすまで生き続けることを強いられている。ここでは、他者の時間累積を収奪するものと、自らの時間累積を収奪されるものの差が最低位の規準で

判断、行動においても重要である。だが、この時間構成内部における意味と価値への自覚的対処は全幻想域と自己、自己と他者を了解し関係づける更に重要な課題である。もちろん、政治集団にとって、価値基底としての日常と、意識過程が不可避に引きずる幻想構成という了解は自律的組織の最低規準である。

### 三、共同性・集団編成の現段階と

#### 政党・労組etcの課題

前章での立論の視野からは政治闘争は無論のこと、どの領域の社会闘争もその理念、組織の水準評価や、壁の突破への基本判断は立てられざるはずである。もちろん、政治党派や知識層の思い込みと異なり、民衆は国家の為に生きてないと同様に革命の為に生きていないので、政治集団の幻想構成は知的大衆の思想構成と拮抗、対応、組織可能なであり、民衆の生活思想の上げ底化へは只評価を為しうるのみである。ここでは、労働組合等の社会集団が集団として政治闘争に関与しえないと同じように、政治集団が集団として社会闘争に関与しうることには本質的でないのである。

日常闘争としての労働者運動等を取り上げる時、我々は幻想構成においてそれらを評価し位置づけ得ることと、運動への参与は政治的に倒立している政治集団の自然的価値構成を、生活価値構成へ正立させて個別的に、かつ対象的になす他にないのである。この小括から政治組織からみた労働者運動の課題をいくつか引き寄せ、政治組織からする拮抗点を検討してゆきたい。

労働者運動を我々が引き寄せる時にいくつか留意しておく点をおげよう。その第一は労働者運動は職場での労働過程の矛盾を基礎に

ある。何度でも派生するプロレタリア物神、基幹プロ主体論、下層貧民依拠論、労農同盟論等は抽象的時間にのみ込められる価値を、何かしら実体へしかも集团的に短絡させる政治的見解である。もとより人は観念において自由なのであり、意志は客観条件に半ば屈折してしか貫徹しえないままならぬ存在である。如何にかせぎ暮しているかは、意志の側の許容範囲にのみ個体に問われるのであり、普遍性を持つ規準は「いかに」の側にはなく、ただ「かせぎくらし」ている所にしか求め得ない。経済社会構成における差別的、私的登上を、個々人の恣意や善悪に還元しえぬからこそ革命が必要なのであって、公共性に安住できる政治主体も、階級主体も想定として以外存在する訳はないのである。

だからここではつきりさせておかねばならぬのは、経済社会構成と幻想構成の扱いを共にする政治と、諸社会過程を貫通する価値基底である。つきつめて考えればわかるように、誰にとつての経済社会構成も幻想構成も、本当は時間構成の内に登上する。どのような恣意的な価値もそれを想念し、対象化し、享受する個体の時間構成を外してはないのである。時間構成の中味が、政治や知的、文化的作業は、幻想が幻想を産む意味的構成を基軸としているのに対し、諸社会過程の矛盾は矛盾の波及と収約が日常検証可能な価値的構成を基軸としている区別をはつきりさせておけばよい。もちろん前者は、不可避な意識的過程を強いられて経たもののみ、仮象の妥当性をもつのであり、それらを含めて後者の価値構成は貫徹しているのである。これは意志で左右できる問題ではない。この両者を転倒してのみ、政治価値の転倒を一方に、「労働者」信仰を対極に産むのである。基幹プロや下層プロや被抑圧人民こそがすばらしい、革

命主体であると言っている奴は例外なしに他者を隠れみのにしているイカサマ師であり、自らそう信じている連中は例外なしに共同觀念にいかれて他者を抑圧していることに無自覚である。

第二の問題は自由国家が政治主体を個に解体し、社会経済構成が個的労働を折出しているに拘らず、何故諸圧力運動が集团的に表われるかへの検討と、集团的疎外の回収を強いる。

例えば、現下の民衆相互間では、個体が個体に何か強いたり、指図し、命令し、決定し、遵守するという形で旧来の指導や実践関係の前提が解体している。民衆相互でそのような仮象が貫徹するのは、私利利害上の必要に迄限定されている。食うために働く、賃金を得るために指揮に従う、家から追い出されないためにルールを守るといふ、民衆日常の私利利害貫徹に対し、何故に、政治集団における労働における旧来的団結や指導関係が残続しているのかは検討されねばなるまい。

政治集団においては時間構成における意味過程、幻想過程が擬似価値に転位し、構成員の自己幻想を引き寄せ、収奪し、あるいは構成員の側が同致する転倒が、あたかも国家と民衆の関わりのように登上している。幻想過程は必ず自己思想の回路を通る、ある幻想水準と個体との相互過程であるにも拘らず、集团的転倒を強いているのは、政党理念の水準如向に問わず共同性・集団編成において中共を象徴として国家のレヴエールにある証左であり、ここに着目せねば自由国家止揚の、構想力水準と別の、もう一つの回路は見出しえない。

労働組合等の社会集団は、その基礎を職場や地域性やの協業、共同関係に置いているにも拘らず、何故に横断的団結や、企業、差別連合やを輩出し、前提とし、同致するのか。これは全く上位共同観

## 労働疎外と

### 生活的諸現実の位相

はじめに

山田 希

現下のインフレの昂進は、昨秋から今年初頭にかけて、中小から大企業までまきこんだところの、倒産、失業、賃カツ、レイオフ、新採用者取り消しとして顕在化し、事態は、ますます、深刻の度を深めている。このような新たな外的危機の進行局面に於いて、私たちは、如何に抗すべきなのか。

今春闘を迎えるにあたって、春闘共闘委は、「大幅賃上げ要求」と、①全国全産業一律最低賃金制の確立、②スト権奪還、労働基本権確立、③年金、社会保障制度の改善を掲げたが、扱いの位相をめぐって、労組によりさまざまな相違点を現象せしめている。賃上げ問題については、従来の賃上げパターンの変更（前年度実績プラスアルファ）、経済成長に見合った賃金確保の主張と、物価高に見合った大幅賃上げを、の主張である。失業、倒産等の事態に対しては、企業防衛・維持があたかも外在的危機の解決として主張されたり、「弱者救済論」に象徴される国家の経済、社会への介入・制度要求として主張されている。こうした春闘委の主張を、右派的労働運動等々の主張で批判する部分（新左翼的部分）も、常套下したくりごとを言っているに過ぎない。その内容は、経済危機・政治危機のシェーマ化と党派的イデオロギーの接木による政治引きあげ論や経済的危機の暴露・階級的自覚・党主体の形成の図式にすぎない。

このような主張をみる時、要求・スローガン等々を成立させる前

念としての国家が、職場、地域集団性にとりつき、他方で上げ底化している日本の共同性・集団性の地続きの有様がある。ここでもその拡がり水準における公共性は国家を最上位とし、プロレタリア階級があり、組織労働者があり、組合連合があり、親組合があり支部がありという転倒した価値序列が支配しているのである。

だが、統一と団結の強調や、選挙動員機関としての組合日常運営や、統制違反や、本部指令至上化の蔭で、組合大会不成立、機関代行、職場定着率低下、私的労働としての職場への関わり、協業能率の低下が進行しているタブー化された現下の事態をこそ直視せねばなるまい。この地点から、食うこと、働くこと、他者と関わることに相互の感性的異和や、自己統括不能、時間射程確定へのもどかしさを基礎とし、日常圏の価値構成から反撃しうる自らの持場からの社会闘争の大道は準備されているのである。

提的基盤の欠除を、自らの根拠を外的なものに求めるという、労働運動の伝統的方法や体質をみまいとしても見てしまう。それは、ある種の錯誤と転倒に基づいており、そのこと自体が促す危機の浮上なのである。

こうした現象の根底にあるのは、次の様な事だ。人は、他者のために生きるのでも、他者のために生活し、労働するわけでなく、自分自身の生命維持と欲望や利害を満たすために、考え、行為する。日々の生活過程から派生するさまざまな活動や実践は、そこを基礎とし、そこからしか初まらないのである。こうした、不可避に闘わざるを得ない必然的な根拠の考察が、すっぱり抜けおちているのである。指導部は、自分のおもわせぶりの言動の足下に、不満やいらだちとあきらめが交又されながら、自らを、自らの言語や発語として表現しえず、沈黙し、耐えている個々の大衆の像を、自らの身体やところに映しだすという人間の感性や対象への引きよせの方法を喪失しているのである。自己のなかに他者を、他者のなかに自己を讀みとるという方法を欠落させ、外在的に流布されている一般的な理念や分析に解決を仮託するという発想しかないのである。そしてそうした基底には、集団や共同体を先験的にプラスのものであるという「意味と価値」の転倒があり、共同性・共同体が価値化され、個がそのことにより支配・収奪されてきた歴史に、自ら参与していることの無自覚さがある。私たちは、こうした部分と別れ独自の闘いを理論的にも、実践的にも創出しなければならない。こういった主張は、不充分とはいえず、本誌において、現場報告や包括的な視座からの検討となされている。本稿では、主に労働過程に対する原理的な考察を軸に、このもんだいへの接近をなしていきたい。



## 一、總体的存在構造と労働過程

私たちは、労働者運動を引きよせ、生きた内容と実践への手がかりをつかむ作業を、まず、「労働者」及び「労働者運動」からではなく、それを成立せしめている前提である「存在」としての人間の考察からはじめていかなければならない。

### (1) 人間と自然の一次関係

人間は、ある強いられた歴史的環境のなかで、一個の人間として生まれ、そだち、家族を営み、生活し、老いて死ぬという誰にとつても自明の「生」の一回性として存在している。「人間の普遍性は実践的には、まさに、自然が(1)直接的な生活手段である限りにおいて、また、自然が(2)人間の生命活動の素材と対象と道具であるその範囲において、全自然を彼の非有機的肉体とするという普遍性のために現われる。自然、すなわち、それ自体が人間の肉体でない限りでの自然は、人間の非有機的身体である。」(経済、哲学草稿)、人間の生命的活動は、行為の対象として存在する自然への働きかけのなかにある。人間の対象的行為は、自己自身のなかに直接的に帰属するのではなく、ひとつの生産物(加工された自然)として対象化(外化)する。その時、人間は、自然を自己の非有機的身体(器管)と化し、と同時に人間自身もひとつの有機的自然となる。人間と自然という普遍的、かつ相互規定関係のなかで、人間の生命的活動は、存在する。したがって、そこでの疎外(行為(関係)は人間が人間たることをやめないかぎり、永続する普遍的なものである。

たな立場は、私たちの理論誌等々を参照してほしいのであるが、いずれにせよ、こういった根本的な検討が要求されているのである。ここでは、このことを労働過程との関係において若干展開してみたい。

### (2) 諸労働過程論批判と我々の視座

人間と自然との交流、疎外過程、「存在」としての人間の実践的普遍過程は、人間の生産活動(労働・性・言語)総体を、それぞれ、観念過程と物的過程を共時的に構成しながら、歴史的に累積される。マルクスは、人間の普遍過程が、私的所有を媒介とした市民社会の経済的なカテゴリーに表象させた時「疎外された労働」の関係にはいるとしている。(もちろん、総体としての市民社会史は、「賃労働と資本」・「政治的国家」の成熟過程である。)

市民社会においては人間の生産活動は「疎外された労働」として表象され、それは、①労働生産物からの疎外(労働生産物自身が他者に帰属することによる) ②労働行為からの疎外(労働の「自己」疎外(結果からの疎外は、行為の内部にもあらわれる。)) ③類からの疎外、④人間と人間からの疎外を内容とする。「疎外された労働」の規定をめぐる論争、相互関連等については、ここでは学者にまかせるとして、明らかにしなければならないことは、「疎外された労働」と普遍的疎外との関連、自然的対象化関係における労働過程の限定的位置、自然哲学的位相と、経済学的分析視座の分離と関連である。

私たちのまわりをみれば、「疎外された労働」把握を専売特許として、党派的根拠としている社青同解放派、革マル派がある。両者

人間と自然との疎外過程、交流過程は、一個の生にとつてみれば、「死」をもって消滅する。しかし、生きている他の人間たちのあいだでは、消滅することなく、くりかえされる。このことは、逆にみれば、人間の存在的編成が他者との関係の中で可能であることを意味する。このような人間の存在のしかたは、不可避に、対自、對他関係の異和、不安をうみだし、自己・自己意識の分離と、共同意志・意識の発生を促がす。いいかえれば、一方で他者の意識から分離して自己の意識を獲得したいという衝動と、他者として存在するしかない意識との二重性を不断に生みだすのである。他者の経験的な判断や、意識(歴史的に累積された)のみならず、自己自身が他者として表われる存在の対象化として、類的存在としての人間という観念は、人間の永続性(存在構造)の必須の条件から発生している。他者の経験を対自化したり、また、自己の経験を對他化したりする過程においての必須の条件は、「了解」という観念作用であり、それゆえに、類的諸概念は、観念的に自然過程として存在している。私たちが、人間の総体に関わり、言及せんとする時、重要なのは、この構造をあたうるかぎり对象的にとらえることである。人間の存在に関する把握の歴史的な過程は、この観念作用をもつばら意識や思惟にのみ遍して求める過程から、そのわくを広げてきた過程であり、その意味で、「類」を宗教的な対象から、労働過程を含めたところに拡大してきたことは、大きな意味をもっている。けれども、人間の総体的な存在様式を、個と類的総体にわたって把握することと、類的な概念の拡張として労働過程に本質を還元することは、別のことである。

人間の総体に関する認識についての基礎範疇から原理にいたる新

は「感性」と「意識」の強調差の違いはあるものの、どちらも先験化された「プロレタリアート」の把握と、疎外のもんだいを経済学に部分化し、一面化させてみせていることが特徴的である。解放派に於いては、「生産と所有の根元的分裂の資本制的形態である、賃労働と資本という自己矛盾の同一性に対する社会的苦痛」社会的感性」を出発点として、感性が革命の原動力であり、プロレタリアートは、実践的、意識的存在として自然発生的に本源知的能力を所有しているものとして規定している。更に、革命は、永続革命として、「疎外された労働止揚の過程」と位置づけている。彼らにあっては、市民社会の経済的範疇で表象される「プロレタリアート」は、歴史的抽象概念であること、市民社会では、私的階級として表われ、階級は、個別的に存在するということを捨象して、普遍的実体として祭りあげている。ようするに、階級概念の二重性が理解されていないのである。つまり、彼らの描く「プロレタリアート」は、現実には何の根拠ももたない亡霊というわけである。彼らは、「プロレタリアート」を、実体として普遍的に存在し、先験的に実践的、意欲的であり、闘争階級として描いているのである。そこでは、彼らのいう最も社会的苦痛を受けているものが、闘いから最も遠い存在にあるという個別な現実や、社会的苦痛から最も遠い存在である個別的人間(インテリゲンチヤア)が、最も闘いに向っている現状に對して、何らの説明も出来ないのである。また、人間の解放は、「賃労働と資本の鉄の法則」からの解放と規定し、「疎外された労働」・「疎外論」としているため、人間と自然との本質的普遍的疎外過程を社会経済過程からの疎外(疎外された労働)と同致させ、対立的に把握する誤謬と、「疎外された労働」からの解放＝普遍的疎外

過程の消滅という結果に至りついでしてしまうのである。もちろん、「疎外論」を「労働過程論」に一面化してとらえ、それを「自然論」へまで拡大するということは、必然的に「国家論」を欠落させるものである。解放派は、実体的階級団結で、幻想的国家へ反撃せんとするが、普遍的団結は、幻想性の水準としての仮象か、個別的階級意識の深度としてしかないことに気づきもしないのだ。

革マル派にあっては、「疎外された労働」意識は、資本制とスターリン主義下で労働しているプロレタリアートのプロレタリア的自覚のバネであり、自己疎外された労働者は、感性的直観→感性的認識→対象的思惟活動の深化への道を歩むと手前勝手に論理づけているのだ。彼らの「プロレタリアート」は、即自プロ→向自プロ→革命的プロレタリアートとして成長し、革命的プロレタリアートは、革マル主義で武装し「党主体」に形成されるべき対象である。つまり革マル派のイデオロギーを認識し党へ結集することが、労働者にとっての解放なのである。彼らにとっては、政治的解放、社会的解放も、そこでの実践も問題でなく、「認識」することが実践であり、解放をもたらすのである。いちど三段階規定の「プロレタリアート」の実体的見本を見せてほしいものだ。革マル派は、対象的、関係的に生成する現実的意識は、ブルジョワ的意識であり、論理の学習がプロレタリア的意識だとする、全くの経済決定論者である。

人間と自然との関係を基軸にした、人間の総体的行為→活動は、言語→性→労働行為である。それぞれの活動は、歴史に観念を累積させ、そのようなものがある自然意識として一個の身体が受容し、身体内部では物的行為と観念行為の累積による変容をもたらしながら独自の時間性をその内部に構成していくものである。労働過程は

としての労働として資本をうみだし、市民社会→資本制生産様式を成立せしめるのである。人類の歴史過程を△分業△と△所有△の視座からみれば、人類は△種族所有△、△古代国家的所有△、△封建的所有△の段階を経て、私的所有を媒介とした市民社会への移行として、市民社会→国家の完成過程としてある。「疎外された労働」として表象されている労働過程を扱う時、資本制的生産様式自体のもんだいとして根源的には収れんされてしまう条件と、自己と家族の生命維持、生産→再生産を行なう△生きた△、△現実的△、△感性的△な存在である現存的人間との交点で、労働→労働過程が構成されることを了解せねばならない。

労働過程の現存的現実性は、生きた、自然的、感性的、対象的存在として自己を、そうであるがゆえに、自然的、感性的、対象的に疎外されており、収奪されている。ここをめぐる問題へのアプローチの領域は、私たちが提起している△生活思想△の射程であり、労働者自体の変革の基礎である。現存性内部の問題は関係諸条件をめぐる修羅場として、生活関係基礎の深化の方向性が問われている。労働過程は、空間的には、企業そのものの成立する単位としての△職場△を構成する。空間的な△場所性△を表現する△職場△は、労働行為を基底として個々の人間関係を△職場関係△として形成させる。△職場△での労働者は、自分自身の生命維持の為に、自分自身の利害の為に働らく個別的存在としての労働者であって、彼らの話題の中心は、日常生活過程から引きよせて意識するところの、ありふれた日常的関心(食事、映画、流行、娯楽、家族関係等)である。日常生活過程が個別的であることは、生活過程から不可避に欲求される利害が、まず、なによりも、現存的、個別的であることの別名

生産過程のひとつの構成要素をなすものであって、労働行為→労働過程がアブリアリな意味で人間の普遍的行為→過程ではない。労働は自己と家族の生産→再生産であり、自然→必然過程であると言えるのであって、それによって促される労働過程は、特定の使用価値を生産する活動であり、特定の人間の欲望を満たすための自然的なもの取得である。にもかかわらず、労働過程がある種の類的、対他の諸要素として成立する根拠は、人間の類活動にあり、だからまた、類活動のなかでのその特異な位置の分析が重要なのである。「人間活動の一環としての労働過程を、他の活動と訳つものは何か。それは、人間の外に△物△一般という抽象的对象でなく、具体的な特定の△物△を構成していくところにある。特定の人間の△自己幻想△へも△対幻想△や△共同幻想△へも収斂し得ず、その内部で死滅することも、環元することも出来ないものである。すなわち、△欲望△という観念水準の生産過程を含む生理的過程を再生産させていく契機としての△生産物△を、その本源において構成しているところにその特定性があるのである。このことが労働の表現過程を他の諸々の活動から分つ点であろうと思われる。」

(叛旗83号、インフレ批判の基礎理論)

労働過程の独自性の把握は、人間の全本質→労働過程という先験論でなく、ある限定された過程として把握することが重要なことである。

市民社会において表象される「疎外された労働」の問題は、歴史性と現存性からの二重の視座から検討する必要がある。人間と自然との疎外→交流過程は、人間対人間の関係意識を、共同的な観念としての労働をうみだし、社会の歴史的累積は、累積された共同観念

であるならば、彼らの△職場△での関係は、徹底して個別的であり△職場集団△も実体としては、個々バラバラの個人の総和でしかありえない。私たちは、関係問題を扱う時、このことの前提の確認が前提的に必要とされるのである。その上で、生活過程の不可避性を根拠とし、相互の共通了解、関係成熟を媒介として共通利害の実現をめざす集団を組むのである。共通利害の実現をめざす集団を政治集団と比すれば、生活者集団とも呼ぶ(労働組合はその一構成である)もので、共通利害をめざした闘争が終れば、自然に集団も解体するという△意味△的集団なのである。職場内での団結の基礎は、個別的な人間了解関係の形成と深化の問題としてある。関係位相の基軸は、結合、同致ではない。個別的であること自身の了解と個別的思惟や判断に対する△不可避性△であること他者の根拠の了解の巾と深度が、日々の労働過程を通しての交流として、どのように形成されていくのかが問われている。

一方、市民社会内の資本制生産様式自体に収れんされてしまう労働過程の問題は、この位相では、共同幻想の引きよせを不可避としてしまうが、そこでの共同幻想の位相は、生活過程が引きよせてしまふ、対幻想及び最上位を経済国家に至る共同幻想であり、そこでの闘いは、究極のところ経済国家までしか至りえない社会的共同性との闘いとして限定的である。市民社会内に普遍性として表われる政治的共同幻想が労働過程に捜入されている位相の闘いは、政治的闘いであって、又政治的共同幻想の止揚の道は、労働者運動とは、別の回路をもってなされねばならない。私たちは、政治闘争と社会闘争の二重の闘いとしてイメージした。注意しておかなければならないことは、運動自身の成立根拠→運動自体のもつ限定性と二重の

視座の獲得である。個別の労働者が政治的階級として登場すること、職場的団結が政治的にたちあられわってしまうことは、別のことである。

労働過程の独自の認識や把握にとって、ひとつの重要な条件は労働過程と国家とよばれる幻想過程との関連である。ここでいままさは、労働組合と政党、アナキズムとポリシェヴィズムの論争をはじめ、不毛な論争が続けられてきた根拠であり、この止揚のためには、根源的な考察が不可避と思われる。労働過程の抽出にとってもうひとつの重要な条件は、労働過程と家族の位相との関連である。次に、そこにふれてみよう。

## 二、労働過程と家族位相の諸問題

日本の労働組合は、ヨーロッパ等と違い、戦前、前後を通じて、企業別組合として形成されてきており、日本の労働組合と言われている。日本の労働組合は、労働過程の日本の構造と、そこから産みだされてきた労働観念に成立の基盤をもっている。ヨーロッパに於いては、人間の土地からの追放が、都市における「近代のプロレタリアート」を発生させたが、日本では、農業の解体、農民の土地からの追放過程が未完成のまま、急激なる資本主義的生産様式の導入近代化の強行がなされた。そのため、労働者は、「土地」に部分的に足をつけつつ、「出かせぎ型」労働者として特異な出現過程をたどったのである。それは「日本の雇用関係」とも呼ぶべきもので、企業家は、家族を基軸に、血縁、地縁関係を頼りに、ある一定期間雇用契約を結ぶというシステムであり、労働過程と家族・地域との地続きの構造を歴史的に成立せしめてきたのである。「うちの会社」

とか、社長、雇用主のことを「うちのおやじ」等と言われている労働過程がうみだした観念は、労働過程と家族・地域の地続きの構造からもたらされた「日本的企業意識」と言える累積された共同観念のあらわれである。

### (1) 再生産過程における家族

労働過程と家族との未分離性・地続きの構造のmondたいは、労働過程及び家族それ自体の位相把握の困難さと、相互対立という錯誤転倒をもたらしている。家族のmondたいは、対幻想のmondたいと、家族の生活維持・生活基礎をめぐるmondたいの二重の要素がある。労働過程と家族の地続きの構造は、労働過程の側での諸問題（賃金問題、首切り、合理化、レイオフ等）が発生すると、労働過程で働らく当事者自身の問題がストリートに家族問題として現象する。そこでは、労働主体それ自身の問題である労働過程での利害をめぐる問題が、あたかも、家族の利害のようにあらわれる。家族は、対幻想の位相では、最も自然的、相互規定的関係であり、男・女を分離出来ないが、対幻想を軸に形成する家族としての生活維持の問題は本質的には、やはり個別的なmondたいなのである。生活維持は、両者が平等に働らき、平等に生活費を負担するという実体的なmondたいのではない。大事なことは、自前でかせぎ、自分のことは、自分で解決するという、あたりまえのことの確認である。生活維持のための経費などは、もともと基準はなく、（社会的共同観念としてのイメージは、歴史的に累積された観念として、ある水準をうみだすが）人間が存在を持続できることが中心問題であって、個々の家族の生活費等の基準は、「対」自体の了解でたてる以外ないものである。人が対関係を成立させることによって、対自体が、すべて共

同的に存在するという錯誤は、幻想・非幻想の領域の二重視座の欠落である。それは、どのような対幻想を累積させようと、個として死ぬしかないという現実が、それを如実にものがたっているといえるだろう。生活水準のレベルアップを願うことは、家族にとってどんなに自然なように見えても、一面においては、日常生活上の疎外の現象が過度に物的過程に挿入されてしまっていることと、社会的な共同観念としてある（家族Vの生活像に侵蝕されてしまい、自己のA家族Vを構成することを喪失した現われである）。

労働過程と家族の位相が、したがってまた、家族の構造における経済的な要素と、性的要素が分離しえぬままとらえられてしまう根拠は、日本社会の歴史的な水準の問題が、ひとつである。農耕労働に於いては、労働過程と幻想過程が地続きに表われやすいように、また、労働過程と家族との関係もそうなのである。農耕労働に於いては、とりわけ、そのアジア的形態においては、「家族労働」であり、そこでは、労働過程と家族の性的過程を分離することが非常に困難なことである。もうひとつは、性過程の独自の分析を欠落させ全てを経済過程に還元するエンゲルスの「家族論」の悪しき遺制である。骨のずいまで、経済決定論者であったと思われるエンゲルスの家族概念は、全て、経済概念に還元される方法をもっており、その誤謬は、いまや、自明であるが、その遺制的な影響力は、左翼的諸運動に色こく残っているのである。アジア的な社会的諸形態とエンゲルスの理論の相乗化の上に、こうした事情は、倍化されているといわなければならない。労働過程からの追放や処分を強いられ、労働している諸個人が、そのことを契機として、家族・対幻想の解体つぎ進んでしまうことの現実と、根拠を、私たちは、不

断に撃たねばならない。

労働過程と家族の結合を、家族を労働過程の一構成要素として、労働過程での闘いをプラスに転化しようとした典型的闘いとして、戦後では、A三井・三池闘争Vを中心とした炭鉱労働者の労働過程での闘いがある。三井・三池闘争の総括や、労働過程に家族を引きよせた闘いの質と問題については、別の機会にゆずるとして、ここでは、労働過程をめぐる闘いとしてある（家族ぐるみV闘争が闘いの上昇期では、通常の職場団結にはみられない強固な団結の質を獲得していることを物語る現象をみせながらも、（家族が介入している労働過程自体の内部関係、職場と家族関係、家族対家族、労働主体対家族、関係として、多くの問題をはらむ）後退期に於いて、労働過程自体での団結と家族の団結の危殆と、家族間の抗争、とりわけ、第一組合、第二組合をめぐる家族内部の対立、抗争として、内部の団結の果てしなき解体の局面を迎えてしまったことについて、私たちは、深く留意しておく必要がある。大正闘争のひとつのつまぎの糸が、性的な諸問題であり、エロスの団結を労働過程における団結のバネとして、挿入せんとする意図が森崎和江氏の構想とはちがって、逆に表われてきてしまったことを、よくみておかなければならない。

また、戦後、総評、高野実指導下で提唱され、実践されたA地域ぐるみ闘争Vについても、その形成の必然性と敗北過程を労働者の実体的な団結力、戦闘性の限界の問題や、指導性一般の問題としてだけでなく、（指導問題が闘争過程のキーポイントになることは当然のことであるが）、共同観念としてのA地域VとA労働過程Vの原理的考察が要請されるのである。また、A地域Vが、政治的、

法・国家の共同幻想の密通、侵蝕、国家が実体として登場する官僚、地方ボスとのゆ着、収奪として構造化されてしまう「地域」自体内部の観念過程・物的過程の二重性の共時的存在の考察として、再評価する必要があると思われる。

## (2) 日常意識の公共的転倒

### 1 教育と組織化の陥穽

労働過程と家族の地続きの構造として、労働過程での団結の解体、家族の個別性の解体を進行させている典型的な例として、教育問題がある。教育現場に従事している労働者にとって、家族・父母の存在とその扱いについては、日々の労働にとつて、きわめて重要な要素をもっている。ここでは、私自身の労働経験に踏まえ教育対象としてある児童・子ども・学生の「学習」生活の指導をめぐる労働者と父母との問題を簡単にふれてみたい。

市民社会・国家の完成過程では、教育は国家による公教育の形成、制度としての学校教育の完成過程である。すなわち、「子ども」自身に対する政治的国家的介入は、「子ども」自身を「社会的存在」として形成し、収奪するものであり、学校教育は、制度としての保障である。子どもは、市民社会では、国家による家族と子どもの相対化、「国家」と「家族」による二重の教育される対象として、自らの存在や意志とは関係なく、「学習」と「生活」(しつけ)の分離を強いられている。「学習」は、「学校」で、「しつけ」は「家族」・「家庭」でというように。教育現場では、このことを前提にしたところで、父母からの「学校」・「教師」に対する「しつけ」の要求として、「学校」・「教師」の側では、「宿題」で象徴される家庭での「学習」の要求としてふだんに表われ、混乱しているの

が実状である。

「教育」なる概念は、もともと、歴史的に累積され、うみだされた共同観念であり、教育という共同観念の市民社会・国家の表象として「公教育」概念がうまれたのである。教育は、人類が累積させてきた学問・知識・技術を、人間が習得するものとして規定される。市民社会では、教育によって「知識」を習得することが人間の成長であり、先験的に「知識」は価値化され、その転倒のもんだいとしては、学歴や技術の取得能力が労働力の価値評価として、職務、職階性などによる制度的裏づけとして存在している。たしかに教育問題は、大きな力をもっている。人間の類的な累積過程(歴史的な現実過程)にいや応なしに、人は連続させられてしか生きないし、その連続性の存在そのものが、人間にとつてふだんに価値的なことであるという幻想をうみだすからである。人が、自己の意志の以前に生きてしまったという「存在論」の根拠を構成する歴史的連続性の予見は、それ自体を価値的なこととする。いいかえれば、そうした幻想を否定できないこととして、植えつけてしまうのである。人がこうした連続性のなかで生きなければならぬことは、「それが親であれ、社会であれ、知識や技術の伝承をそのように獲得せねばならないこと」は、「それを人間の不可避性として了解すること、価値を解することの分離をむずかしくするのである。

人は、「知識」によって生きるのではなく、自己の生産・再生産のために生きるのである。「知識」なるものは、日々の存在上の不可避性のもんだいとしてのみ、必要とされるのである。もちろん、ここでいう必要性は、プラグマティックな意味での「必要」概念ではなく、人間が「時間」(表出や表現)を成りたせるといふ意味

に於いてである。知識や技術、したがって、その獲得は、人が生きるという意味では、徹底して相対的なものである。(共同観念としてある「知」・「教育」の歴史的、現存的考察と「解体」の問題の考察は、別掲)、人は、「知識」や「教育」と関係なく生きられるし、生きうることもあるし、教育されたり、したりすることに目的はない。「価値」は、生きること自体のなかにあるという当り前のことのなかに、問題の本質がふくまれているのである。教育問題を介して、価値の問題をとり出そうとすれば、共同観念としての教育の発展でもなければ、人間を法的なものへ引きあげることでもない。いいかえれば、個々の意志をそのような方向に組織することではない。逆に不可避性として成立する知識や技術の伝承を、個体の自立への選路とすることである。これまでの教育概念は、つきつめて言えば、ここが、人間が国家的、社会的存在になる往路にのみ考えられてきた。帝国国家のよき臣民としてであれ、近代市民としてであれ、構造は、まったくかわらないのである。いわゆる「子ども」の自発性や創意を尊重するという、戦後教育のひとつのテーゼの根源的価値論のアイマイさをまぬがれていないのであり、そうした欠点、教育されるもの選路という概念と、教育するもの自身の選路の位置と相互関係を明確に出来ないこととして表われたといえるだろう。マルクスがフオイエルバッハ批判のなかでいみじくも言っているように、教育されるものも、また、教育されるという概念が教師と子どものあいだの関係として明確にとらえられたことは、一度もなかったのである。

子どもと教育の関係は、教育という国家の共同観念と物的基盤としての「制度」によって支配・収奪されている現実のなかでは、強

制されたかんけいであり、学校・教師や家庭で子どもを教育するという発想事態、転倒しているのである。教師が、「教育」・「学習」を家庭に要求することは、それ自体誤まりであり、また、家族が個別的に構成している「教育」のイメージと、それに対する諸対策について、教師に要求するということも、「それが現実にはどんな自然性であるにしても」本質的には、転倒しているのである。現実に強いられた存在としてある教師・教育労働者は、自分の労働力を売らないうみで「学習」活動を意味附与することなく、担当する以外にないのである。かくあるべき「教育」・「学習」や、集団としての教師の共同的、普遍的なものとしての「学習」方法や形態などはない。強いられた存在としてある教師・教育労働者にとつて、制度としての教育カリキュラムなどについては、自分が出来ることをすればよく、何の責任をとる必要もないし、また、責任などとれることではないのである。教師が「学習」を「家庭」に要求するという発想の根拠には、現在の教育過程を如何にして貫徹するかという、共同性としてある教師の使命感、それに基づいて労働を構成するという転倒した観念にあり、転倒した観念をそのまま「家庭」に拡大しているところにある。「教育」の存在は、「学習」の価値化、転倒の積極的拡大がもたらしたものである。

家庭と教育労働過程との地続き性と、家庭による、その積極的転倒の問題として、家族による学校・教師への「しつけ」の要求がある。「しつけ」と言われるものは、制度的には、人間が生きる上にとつての規範、規律、道徳のもんだいである。「しつけ」なるものは、もともと、ひとつの家族の個別的に累積された経験の判断として、その伝承としてあり、言語化されぬものである。共同性によ

る言語化された $\wedge$ しつけ $\vee$  $\wedge$ 道徳 $\vee$ は、公共性による個の収奪媒介である。公共性を価値とする論理の上で、共同化された $\wedge$ しつけ $\vee$ なるものは、子どもにとって、強制と収奪以外なものでもないものである。子どもは、家族を生きる基盤としている。日々の生活のなかで、親から自然に伝承された、言語化され得ぬ経験力、判断を無意識的に継承することにより、さまざまな自然や人間と関係を成立させ、自らの判断を構成していく成長過程としてある。親と子の関係は、もともと自然的、本質的な関係であり、国家幻想を頂点とする共同幻想と位相が異なる、死滅せぬ永続的な共同性である。親にとって、 $\wedge$ しつけ $\vee$ という行為は、その子にとっては、その親以外誰にもできない個別的なものであって、共同観念としての $\wedge$ しつけ $\vee$ などは、拒否すべき対象以外何のものでもない。親が $\wedge$ しつけ $\vee$ を、 $\wedge$ 学校 $\vee$ 、 $\wedge$ 教師 $\vee$ に要求することは、価値の転倒であり、ひとつの家族として対を営み、個別的に累積させる $\wedge$ 家族 $\vee$ の創造の放棄と、解体を進行させている姿を、なによりも物語っているのである。また、教育現場で他人の子どもを自分の子どもであるかの如く、それも、個別存在である子どもも自分でなく、共同性としての子ども一般を、錯誤し、 $\wedge$ しつけ $\vee$ 、 $\wedge$ 道徳 $\vee$ を普遍的価値として扱い、教育している（実際は、そうおもっているということではないが） $\wedge$ 教師 $\vee$ の現実には、個と共同性を同致、転倒させ、国家幻想に支配・収奪されている現在の階級の水準を、悲劇的に表象しているといえる。

私たちは、「労働過程と家族の地続きの構造」として表現される労働過程とそれ以外の共同幻想との相互浸透、結合状態に対して、労働過程で扱える領域と、それ自体では、扱えない領域の位相を自

覚的におさえ、労働過程での強固な職場団結を形成する根拠の、思想的解明の作業を持続させていかなければならない。

ここにあげた例は、教育問題をめぐる抽出にすぎないが、家族と労働過程の構造が地続きにあることの矛盾は、あらゆる領域に貫徹されており、ここでのもんだいを、私たちは深く検討、追求していかなければならない。以上の諸展開は、労働過程をめぐりきわめて荒けずりな素描に終わってしまったという観をまぬがれない。より抽象的に、より具体的にここでの骨格を、また、労働者運動の諸展開に引きよせて展開することをいづれかの機会にしたい。

自己、世界に対する了解や認識の方法は、旧来のままでは駄目であるという想いは、なにごとかに促されるように、日々の現実過程からやってきている。そういった形の危機、観念パニックは、疑いもなく激化することはいえ、けして、減少することは、ありえない。こうした現実に対応する理論や実践は、まさに、惨々たる状況というほかないのが現実である。労働者運動の領域も、まさにこういう例の渦中にある。この事情は、労働者運動の性格によってあるところでは倍化されている。それはひとつの理念や実践の体系として、古典思想である $\wedge$ プロレタリア主義 $\vee$ なる遺制的な共同観念が、もともと強力に根ざっているからである。ブルジョア文学かプロレタリア文学かという範疇が、文学の内部では、ほぼ、けしとび、政治過程のなかでは、大はばに浸透しているにもかかわらず、労働者運動のなかでは、もともと強力に持続している。いつてみれば、それは、ひとつの $\wedge$ 未開的 $\vee$ としか言いようのない状況なのである。文学と人間の関係が疑いないように、労働と人間の関係も、疑えないことは、事実である。だが、それらを取り出し、そこでの

闘いを構成するためには、この簡単な原理にことごとく答える新たな立場を生みだすほかないのである。

(付記)教育過程における知識の価値的転倒は、もちろん労働者運動、政治運動を含めての啓もう理論の陥いるネックである。どこにおける職場闘争も、先験的階級論や、革命をやるために働らくという小インテリの願望や、大義名分としての団結の必要性やで為されていることはないはずである。そのような公共的理念をふりかざしている者は自らの政党的、労働官僚的理念と地位保身の為になしているに過ぎぬということは、我々の経験的確信である。

この場から、この到達点からのみ、我々の未来は開かれうるのである。

## 共同観念としての労働者運動

斎藤 進治呂

I 共同観念構成における「日本的」  
社会構造の特異性

「労働」「労働一般」といわれるものは、おそらく時代の契機や歴史の変遷によって急速にその表面や外観や形態が変容することが仮りにあったとしても、ほんとうのところは「労働」「労働一般」が不可避に生理体としての人間の生存と伴の不變的な自然的、直接的な要素に關係づけられている以上は、いわば「労働」「労働一般」そのものの内在の本質にもなる微細な変化の本源的蓄積力によってしか、つぎの時代水準や歴史的構成へ移行しえないという実質をもっている。

たとえば「日本的」社会構造の原初からの食料的基礎であった農耕は、原初の時代と現在の段階の労働表現、労働観念そのものの内在の本質はそれほど変化していないようにみえる。機械導入にもなり省力化や自然変異や災害からの人工的防衛措置のはかりされない進展があったにしても、農耕作業の本質面はその外観や形態の過剰な変化と比してあまり変化してはいない。それではいったい農耕作業のなにが変容したのか。

それは農耕作業の労働行為そのものを規定している農耕にたいする私的な、個的な対象的な観念水準の位相である。本質的には原初

も現代もそんなに農耕作業は変わらないようにみえるのに、その農耕作業を支配している私的な、個的な対象的な観念、あるいは農耕「労働」「労働一般」にたいする観念的蓄積の位相変換はおそらく現在のには農耕概念（あるいは「農耕的なもの」）を経済的社会構成の全体的要素から、きわめて部分的、限定されたある職業概念の一要素としてだけ測定しうるところまで徹底的に解体、分化がすすんだとおもわれる。

わたしたちは、過渡期における共同観念としての労働者運動を提起するのに、いわば現実的な、実践的な諸もんだいに即してある解答を提起しうるのであるという時代の契機からはなにかしら遠いところにいるのではないかとかんがえている。むしろ「労働」「労働一般」としての労働概念構成の歴史の変遷と現存的意識の交点から強いてくる共同観念としての労働者運動の転倒的表現を本質的に原理的に提起するほうが、より現実的、実践的な諸もんだいに接近するのではないかということが逆説的に成立するような時代的情況が存在しているような気がする。このことの証明へいくばくながら接近してみよう。

「たしかに、代名詞としての一人称語は、奈良朝時代から、『われ』とか『あ』とかいうものとして充分使われてきた。けれども、作品（とりわけ散文作品）の必然的な構成とからんで像をむすぶようになるまでには、はるかな道程が必要とされたのである。あまりに大まかな概括になることを恐れずに言うならば、まず人称以前（無人称）とも言うべき段階があり、それがむききあう關係をとりこむことによって対称を分化し、非対称とも呼ぶべきものへと転化する。そして、対称と非対称との位置關係を置きかえることのできる契機をつかんだ時、非対象からいわゆる三人

称と自称（自己の自己にむかう關係）とが分化する。そして自称としての關係が認識されてはじめて超人称とも言うべきものが押し出されることになるのではないか。」（栗原敦『土佐日記』「かげろふ日記」「紫式部日記」における表現の展開）」

ここで提起されている言語表現における人称の位相をめぐっての歴史の変遷は、おそらく労働行為における労働観念の全現実的人間の諸位相内部の変換過程にも転化されうるとおもわれる。

なぜなら、わたしたちは原理的には言語表現は情況的、過渡的、歴史的な共同観念の規範体系から規定されているにしても、本質的には個体によってしか、その恣意性、自由性によってしか表現されないように、労働表現も原理的には個体によってしか、個としての身体像によってしか表現されえないという抽象的な共通項を想定しているからだ。

全現実的人間存在の諸位相において、まず労働観念は「共同体的」要素とも「家族的、対的」要素とも「個体的要素」ともまだ判然としない、不明瞭な境界線のはっきりしない領域のなかにしか指定しえない段階があったのではないか。そこでは労働観念というよりも観念領域自体が人間自体にあまり想定しえない段階だともわれる。つまり、ある小共同体存在に同調するようなかたちで、位相のはっきりしない包括的な労働表現がなされたということであろう。

そして、そのような不明な段階から、まず徐々に「家族的、対的」性格が人間にとつてその他の「共同体的」「個体的」性格から分離化、対象化されるようになり、「家族的、対的」性格としての労働観念の段階が象徴されるようになったのではあるまいか。さらに「家族的、対的」性格として象徴されていた労働観念がその位相から段々離脱するようになるにつれて、「共同体的」性格の労働観

念と「個体的」な労働観念の位相が分離化したのではあるまいか。そしてさらに「個体的」な労働観念が了解度を深めてゆくことによって、より完全に個的な労働観念と「共同体的」な労働観念の分離化の完成、べつの表現では労働生産物の極限化としての「抽象的」「客観的」「類的」な労働観念構造（社会形態、生産様式）と、個的な労働表現の恣意性、自由性、無関心性、偶然性が、ある客観的な位相で再編成されるようになったのではあるまいか。

「部分的には今日なお存続しているインドの太古的な小共同体は、土地の共有と、農業と手工業との直接的結合と、新たな共同体の設立に当って既定の計画及び設計図として役立つ固定した分業とに、基礎を置いている。それらは自足的な総生産体をなし、その生産地域は百エーカーから数千エーカーに至るまで種々である。生産物の主要量は、この自治体の直接の自己需要のために生産されるのであって、商品として生産されるのではなく、したがって、生産そのものは、商品交換によって媒介されるインド社会の全般的分業からは独立している。生産物の余剰のみが、商品に転化され、しかも一部分は国家の手によって初めて転化される。国家には太古以来一定量が現物地代として流入するのである。インドでも地方によって共同体の形態が異なっている。最も単純な形態にあっては、自治体が土地を共同に耕作して土地の生産物を成員間に分配し、各家族は紡いだり織ったりすることなどを家庭的副業として営む。（中略）自治体機構は計画的な分業を示しているが、しかし工場手工業的分業は不可能である。鍛冶工、大工等に対する市場は不変であり、せいぜい、村の大きさの相違によって、一人の鍛冶工、陶工等のかわりに彼らの二人か三人が見られるに過ぎないからである。自治体の分業を規制する法則は、こ

ここでは自然法則の不可侵的權威をもって作用するが、政治工などの各特殊手工業者は、伝統的な仕方によって、しかし独立的に、且つ彼の仕事場における何らの權威をも認めることなく、彼の専門に属するあらゆる作業を行う。絶えず同じ形態で再生産され、ときに破壊されることがあっても同じ場所に同じ名称で再生産されるこれらの自足的な共同体の、単純な生産的有機体は、アジアの諸国家の絶え間なき崩壊と再建及び休みなき王朝の交替とに対して著しい対照をなすアジアの社会の不変性の秘密を解く鍵を与える。社会の経済的基本要素の構造は、政治的雲上界の嵐によって影響されることなく保たれているのである。」(マルクス『資本論』第一巻)

「労働の一定の種類にたいする無関心は、現実の各種の労働のうちのごれひとつとしてもはやすべてを支配する労働ではないというような、非常に発展した労働の総体を前提している。こうしてもっとも一般的な抽象がすべてのものに共通に成立するのは、がいしてただ、ひとつのものが多くのものに共通にあらわれるもっとも豊富な具体的発展においてだけである。そうすると、ただ特定の形態でしか考えられないということはなくなる。他方では、労働一般というこの抽象は、単に各種の労働の具体的な総体を精神で考えた結果であるばかりでない。一定の労働に無関心であることは、個人がたやすくひとつの労働からほかの労働にうつっていく、しかも一定種類の労働が、個人にとって偶然であり、したがって無関心であるようなひとつの社会形態に照応するものである。労働はここでは、ただカテゴリーにおいてだけではなく実際においても、手段としては富一般を創造するものとなっており、規定としてはある特定の個人と結びついたものではなくなっている。

る。こういう状態は、ブルジョワ社会のもっとも近代的な定在形態——アメリカ合衆国——でもっとも発展している。だからここでは、「労働」「労働一般」▲単なる▽労働というカテゴリーの抽象が、近代の経済学の出発点が、はじめて実際にもまがりかたへはないということになる。」(マルクス『経済学批判序説』)

マルクスのここで提起しているインドの原初的な共同体における労働表現、労働形態の諸もんだいと、もっとも発展した社会形態、生産様式(アメリカ合衆国に象徴されている)における労働表現、労働形態の原理的視座は、おそらく「日本的」社会構造の特異性(「労働」「労働一般」を核としたもの)を解明するうえにおいて大きな武器になるとおもわれる。もちろん、わたしたちが対象にしたのはあくまでも歴史的(戦後社会)構造と現存的意識(現情況)の交点において、自然必然的に、不可避的にしか成立しえない共同観念としての労働者運動の位相の解明である。

「日本的」特異性とはこうである。ここでは具体的、実際のな産業、労働構造の特異性はすべて捨象しておくことにする。

① 現在のには労働表現、労働形態は私的要素を貫徹し世界的尖端性へ登場している。そこでは「労働」「労働一般」が恣意性、自由性、無関心性、偶然性を強いられつつ具体的に展開しうる局面に突入しているが、と同時に特定の労働、職業、職場に執着する「小共同体的」遺構も残存している。

② 現在のな労働表現、労働形態の私的要素、私的利害優先の構成は、個的要素として展開している極を一方とすれば、もう一方では私的要素が「家族的、対的」「共同体的」性格によって変容されたもので構成されている。

③ 敗戦直後の労働表現、労働形態は私的要素への急激な解体、

分裂であるが、これは自体的展開の結果というよりも旧来の共同観念が敗戦によって徹底的に破壊され、構成員が解体したためであり、あらゆる「共同体的」「家族的、対的」要素を私的要素で統括しえなくなつたために私的要素にあらゆるものが無秩序にアモルフに吸着されてしまったためである。それ以降は私的要素の自体的展開とともに「共同体的」「家族的、対的」要素との分離もより完全になるが、対他的な対象世界の膨化、拡大にもなつてこの私的要素の恣意性、自由性が共同観念と一義的に対応しえなくなつて、それゆえ私的要素がある仮構的な衣裳を着せられてしまふのである。つまり私的要素の観念的な分裂、解体として、観念的なものと、仮構的なものとの二重性として表現されるようになるのである。

④ 農耕概念の外來性ととともに、技術、合理化概念も外來性ではないのか。技術、合理化自体が労働者大衆の現実的必然性から発生したのではなく、共同観念として移入されたのではないのか。技術、合理化の修得や導入が公的過程として表現されてしまふ。

⑤ 労働表現、労働形態はいつも二重性をせおわされている。私的要素としての小共同体内の交通様式としての自足的な分業体制と、もう一つはそれらの小共同体から離脱し、それらをも包摂している公的要素としての共同観念の表現形態である。

⑥ 共同観念の規範体系、法体系が労働表現の私的要素の恣意性、自由性を認めずにしても、おそらく労働者大衆自体の労働表現の私的要素の貫徹は、共同観念のそれらとはまったく異質であり、むしろ相対化させている。

⑦ 資本制的経済社会構成体によって規定づけられた労働表現と、それらとは相対的独自の共同観念の累積力によって規定づけられた私的要素が極度に分離している。

⑧ 労働表現、労働形態の概念構成の転換をうながしたものは、いつも外來的なものの要素がより強力である。

これらの特異性は、「日本的」特異性であると同時に相互転換すればいつでも「世界的」共通性へと変容してしまうものばかりである。わたしたちがたとえ「日本的」特異性や「日本的」労働者運動のことをもんだいにしていたとしても、思想的にはいつも世界的課題に耐ええるもののみを提起しているつもりである。

## Ⅱ 「産別的」「労組的」共同観念の「日本的」形態変換

資本制生産様式、経済的社会構成の進展はそれらに規定づけられ、たまたまさまざまな共同観念を派生させる。たとえば「経営者連合的」「企業的」共同観念であり、あるいは「産別的(労働者中央組織的)」「労組的」共同観念である。古典的な発想では前者をブルジョワ的、反動的なものとし、後者をプロレタリア的、階級的要素として対立概念として処理する場合が多かったが、わたしたちはそれらを旧来のような実体的な私的差別的要素での裁断ではなく、普遍的根拠をあたえるためにそれらをすべて共同観念として同一枠内で考察してみなければならぬ。

そうしなければ、いつまでたっても共同観念の形態変換はありえず、本質変換を原理的にも実践的にも想定しえなくなつてしまふからである。体験的、経験的に判断しても、「経営者連合的」と「産別的」なものとは「企業的」と「労組的」(これは労働組合も端緒的な労働者組織をもさす)なものが相互転換的な密通構造をもっているのは、いずれもそれらが共同観念として構成しえる与件を

自然必然的に保有しているからである。

わたしたちが、なぜ過渡期における共同観念としての労働者運動を措定し、そのことの提起を具体的な場面に即して展開しないかという点、それは「経営者連合的」「企業的」あるいは「産別的」「労組的」共同観念の観念的蓄積の構成と、その自然的、直接的な基礎の反映としての構成が「日本的」社会構造の特異性によって、ほんとうはそれ自体としての「日本的なるもの」に即してその内在の本質を解明しなければならぬにもかかわらず、その「日本的なるもの」自体が「日本的なるもの」ではなくてなにかしら「外来的なるもの」の視座を導入しなければ絶対的に解きえないということのためである。

ここで「外来的なるもの」とは実体的な労働生産物ではなく、共同観念としての「外来的なるもの」であり、それゆえに「外来的なるもの」が「日本的なるもの」に変質し、それがまた「外来的なるもの」によって質的転換をせまられるのである。ここにおけるわたしたちの取れんする思想的核ははっきりしている。「日本的なるもの」「外来的なるもの」もおそらく数千年、数万年ほどの時間をさかのぼれば同致してしまふように、同じように世界的規模での戦後社会構造の膨化、拡大過程は「労働」「労働一般」にかぎらず、「日本的なるもの」と「外来的なるもの」の均等化、等質化を進展させているのである。

なぜ、共同観念としての労働者運動かという点と労働者運動というカテゴリー自体が「外来的なるもの」（共同観念）として、「日本的なるもの」に接合されて成立したのではないかとおもふからである。それゆえ労働者運動の主要な範囲として「経営者連合的」「企業的」あるいは「産別的」「労組的」共同観念も、歴史的構成

ではなく原理的構成として成立しうるのかどうかを一度、根底的に疑うてみなければならぬ。

それらは過渡的な、情況的な、歴史的な概念として現実的に成立しているが、しかし人間にとっての本質的な原理であるかどうかはまったく話がちがうのである。もし人間が人間であるための固有の本質力を究極的に想定するうえにそれらが不必要なものであるならば、それらは解体、死滅すべきものであり、労働者運動というカテゴリーも過渡的には成立しえても、原理的には解体、死滅すべきものであるとおもわれる。

「而して我輩の諸君に勧告する所は、同業相集り同気相求むという人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して、全国連合共同一致以て事を為すことにあり。……諸君にして堅く集りて散せず、社会進化の大勢に伴いて、内健全なる思想を養い、外着実なる行動をなす、以て外人に對し、無情の雇主に對し、將た又弊風の矯正に努めんか、世間諸君の意の如くならざる者何かあるべきや。況して労働は神聖にして、結合は勢力なり。神聖なる労働に従事する者にして勢力ある結合を作る。」（高野辰太郎『職工諸君に寄す』一八九七年）

「われわれは労働者と労働組合の基本的権利をまもるために闘ふ——労働組合を結成して自由に活動すること、団体契約を結ぶこと、罷業を行ふこと、言論・出版・集会・結社・示威運動を自由に行ふこと、働きたいものは誰でも就職できること、働くものが正当な休養をとること、誰でも平等に教育をうけられること、これらはすべて労働者の基本的権利である。そしてこの権利を確保することこそ真の民主主義であり、労働者階級の解放を保障する唯一の基礎である。もし、それをおさへつけ、それに制限を加

へるものがあれば、それは労働者の解放を遠ざけおくらせる、階級の敵である。（中略）われわれはこれらの不当なる抑圧諸法令の完全なる撤廃を要求し、さらに労働者の権利をまもるための積極的労働立法の制定を要求する。」（『産別会議綱領』一九四六年八月二一日採択）

「日本の産別別労働組合は、企業別組合としてたん生し、戦後統制経済の仕組みの中で産別別勢揃いが行われたのであり、しかもおむねは今日も産別別連合組織である。（中略）労働環境をひとしくする共感の上にたちつつ、企業競争によるしわよせを排除する労働条件を守りかつ引上げるために、そして敵に強力な打撃をあたえうるために、産別別結集こそが効果的な行き方であることをすぐ体得できるからである。（中略）産別統一闘争が企業競争のしわよせを排除しうる唯一の行き方にもかかわらず、企業別組織にわかまる企業意識はこの武器を生かすことができず、独占資本が企業別に投げ出す少量のそれも極めて短期の餌に負けて自ら武装解除してしまふことも多い。（中略）だが、それらは困難の度合の問題であって、『先ず産別別につながる』ことが資本主義社会において搾取と闘う労働者階級の基本的団結の方向であることを何ら否定するものではない。」（『総評・組織綱領草案』一九五八年）

「企業内外の未組織労働者をふくめて版元、取次および小売書店にはたらくすべての出版労働者の生活と権利を総体として守り向上させるために、産別別統一交渉権の確立をめざして、ひきつづき産別統一闘争を強化する。（中略）職場における『血のかよった労働組合づくり』と産別別統一交渉権の確立のためには、統一闘争のタテの両面であり、これを強力におしすすめることに

よって、われわれの労働組合運動は、一私企業内の労使の『紛争』から社会的、階級的な『闘争』となる。」（『出版労連』第二九回定期大会議案書）（一九七四年）

これらはいずれも手元にある任意の資料から引用したものであるが、紙数の都合でそれらの個々の資料に即してわたしたちの立場をあきらかにすることはできないが、ただここで提起した「日本的」特異性との関連で比較してもらえばわたしたちの批判的立場もおのずからあきらかになってくるだろう。

引用した資料を共通的に媒介している思想的なものは、おそらく「日本的」社会構造の特異性を再構成するのに、それ自体としての内在的領域から抽象せずに「外来的なるもの」の共同観念によって解釈しようとする方向性であり、あるいは「日本的」特異性によって「外来的なるもの」が容容されて形成された（逆も可能だが）歴史的構成そのものを、原理的構成として意味づけそれに類型的なイデオロギーを附着しようとするものである。

これらの引用文は「日本的」特異性とははなはだしい裂け目があるとはいえず、労せずしてある一定の観念的水準は得ている。「産業のより発達している国が、産業の発達していない国に示すものは、その国自身の未来像でしかない」（マルクス）という文章に象徴されているように、資本制的社会構成に規定づけられた「産別的」「労組的」共同観念は、尖端的な「外来的」な共同観念（階級的、左翼的イデオロギー）を移入することによって、労せずして一定程度の思想的有効性をほこることはできるにちがいない。

では「日本的」特異性が「世界的」尖端的性へ登場すればどうなるか。そうなれば後は「外来的」なものはいっさい通用しない。すべては自前で思想を形成する以外はないからだ。「日本的」労働者運



動の理念性はそのような意味ではまさしく根柢的な転換局面にきて  
いるといえよう。この事態は敗戦直後の「産別会議」の解体、三井  
・三池闘争の敗北を象徴させるまでもなく、そしてそれ以降の現在  
までの表面的にはまったく空洞化したようにみえる「日本の」労働  
者運動の圧倒的な後退局面を支配している思想的な原因でもある。

いわば「日本的」特異性と「世界的」共通性を接合する思想を部  
分的ではあれ「外来的」共同観念の導入と、現実的な「日本的」戦  
後社会構成の体験的判断からどうにか解釈することはできるような  
なったが、それをたしてどのような方向性にひびいてゆくの  
は皆目見当がつかず、結局のところは「経営者連合的」「企業的」  
「産別的」「労組的」共同観念の壁と衝突しながらもそれらに吸合  
されてしまうのである。現在のにはわたしたちは共同観念に吸合さ  
れる労働者運動を想定しえても、共同観念化した労働者運動の死寂  
をなかなか構想しえないところに時代的な壁があるのである。

言葉をかえると、ある意味では「労働」「労働一般」の自体的措  
定、つまり戦後社会構造の成熟、膨化にともなう労働観念の私的  
利害を第一義として最優先する強いられた恣意性、自由性、無関心  
偶然性の自体的展開、労働表現の観念性と仮構性の分離化過程が、  
労働者大衆意識の水準ではとうの昔に共同観念としての労働者運動  
の領域を解体、相対化しているのに、あるいは共同観念としての労働  
者運動の歴史の構成の交換をせまっているのに、「産別的」「労  
組的」の理念水準を支配している「日本的」組合指導者、政治的集  
団はまだまだ旧来の共同観念自体を教条化、至上化、固定化する方  
向性で労働者大衆意識を再組織化しているようにみえる。

この裂け目は、この間の構造的インフレにともなう「人員整理、  
失業者問題」「一時帰休(レイ・オフ)」「春闘自粛論」「合理化

ひきだされることはあったにしても、それ以外はすべて旧来のイデ  
オロギーで粉飾された共同観念を解体させる方向にしかすすんでい  
ない。このことは旧来の共同観念としての労働者運動そのものを粉  
砕する威力を、労働者大衆は彼ら自身の個々のな生活的、日常的な  
判断形成の蓄積からおこなっているともいえる。

わたしたちが現在、労働者運動のあらたな指針を体験的世界の再  
構成というよりも、原理的な再構成から早急になしきらなければな  
らない理由もここにある。「合理化」の解釈ひとつとってもいまま  
での新旧左翼を問わず支配していた資本主義的「合理化」と社会主  
義的「合理化」の区別、よい「合理化」と悪い「合理化」の区別と  
か、あるいは共同観念にまでまづりあげられた合理化絶対反対闘争  
論までもふくめてすべてが思想的にもそれゆえ実践的にも無効に  
なったのではないかとおもわれる。

あるいは「希望退職」「一時帰休」「人員整理」などをもふく  
めての是非をめぐっても、いままでの共同観念化された「希望退  
職絶対反対闘争論」にしても、もし闘争に敗北したらいつも労働者  
大衆の階級意識が低かったとか、団結形態(産業別連帯がうまくい  
かなかった、というのも一つ)が弱かったなどといわれるが、ほん  
とうはそうではなく労働者大衆意識の内部ではすべて私的な労働表  
現(労働、職業、職場意識)の強いられた恣意性、自由性の展開に  
よってすでに「希望退職」そのものが相対化されているにもかかわらず、  
依然として労働者運動としてはただ「希望退職」の是非を絶  
対反対闘争としてしか、つまり共同観念化して私的な労働表現を理  
念的に疎外し、転倒的にしか関係づけられないという、その過渡的  
な矛盾がなかなかおさえきれないために、ただ闘争を絶対化するこ  
とに組織しえても、個々のな労働者大衆はそれらとは相対的に独自

の強化」などに「産別的」「労組的」指導者が答えられなくなり、  
労働者大衆がそれらから徹底的に背反したとき決定的になったとお  
もわれる。いわばそれらの現実的な課題をどのような思想的な幅に  
よって再構成するのか、彼らにはまったくできえなからだ。

労働者運動の枠内でそれも部分的な限定された個別的な労働組合  
運動の枠内でそれらと対抗するためには、それらの課題がどのよう  
な範囲で「企業的」「労組的」枠内で結着がつき、そしてどのよう  
な課題が不可避にそのような枠をのりこえてそれ以外の領域へ転質  
しうるのかをぎりぎりのところでおさえおけば現実的にはどのよ  
うなラディカルな行動をやっても可能であるような気がする。

おそらく労働者大衆意識にとってもっとも切実なことは「人員整  
理、失業者問題」でも「一時帰休(レイ・オフ)」でも「春闘自粛  
論」でも「合理化の強化」でもありえない。そうではなくて私的な、  
個別的な労働観念が自体的展開を強ひさせているにもかかわらず、現  
在的にはその自体的展開が共同観念構成(「国家的」を上限とし、  
「職場的」を下限とする)の地域的累積性の桎梏によって解体、分  
裂され、それが私的なものであるがゆえにもうこれ以上解体されえない  
ので自己身体内部で観念性と仮構性(あるいは自然性と生理性)  
に分裂されつつ持続を強いられているのである。このような根柢的  
な切実さをこれまでの「産別的」「労組的」共同観念で救済すること  
は不可能になってきている。

これまでの経験から判断すれば「人員整理、失業者問題」「一時  
帰休」「春闘自粛論」「合理化の拡大」などが発生すると、それだ  
けで「産別的」「労組的」共同観念への積極的要請(至上化、固  
定化)がおしあげられるはずなのに、現実的には私的利害、個的な  
恣意的自由にかろうじて抵触しえる部分だけそのような共同観念が  
みずからの個的意志を「希望退職」の是非にたいして貫徹するために  
つもそこに絶対的な裂け目が形成されてしまっているのである。

これらの例をあげるまでもなく、共同観念化された労働者運動は  
過渡的、情況的、歴史的な自然必然的、不可避的なものとしては想  
定されても、それらが労働者大衆の意識水準によっていくらかでも  
解体、交換をせまられるがゆえに、それらを類型化、規範化、至上  
化することはほんのなんの意味もみえないのであろう。共同観念としての労働者  
運動は原理的には死滅しなければならぬ。それゆえ実践的にも死滅しなければならぬ。  
誤解されることはないとおもうが、わたしたちは労働者運動を措  
定するのに、ここでは「労働」概念構成の全現実的人間の総体像に  
おける歴史的な位相交換を軸として論をすすめている。けっして資  
本制に規定づけられた経済過程の分析から、つまり労働力商品とか  
価値法則とか相対的過剰人口とか利潤率均等化などのそういう経済  
的原理から労働者運動や人間存在や企業構造や社会形態を論じては  
いない。ただそれらは個的な労働表現との関係において、不可避に  
共同観念として象徴されるときにのみわたしたちの組上へのほって  
くるのである。

資本制は私的な労働表現を強いるが、私的な労働表現は資本制の  
みを要しない。労働概念は、一方では生理体としての人間の生存与  
件から規定され自己の身体像の個的要素の周辺から離脱しえないし、  
もう一方では「感性的」「類的」「世界的」相互浸透作用を介させ  
ないかぎり自己身体像と客観的身体像を相互変容しえない以上、た  
だその相互関係の歴史的位相交換の表現構造によってしか本質的に  
は指定されえないのである。

生産様式、社会形態とは、その表現された客観的身体像の経済的  
社会構成の側面を規範化したものであり、労働概念構成とはある関

系の構造を介して対応せられるものである。あるいは生産様式、社会形態の時代的象徴として措定したとき、はじめて私的な労働表現と関係づけられるのである。

### III 共同観念としての労働者運動の死滅

労働者運動を一般的な実体的な意味における労働者運動としてのみ措定してしまつたら、おそらく閉鎖的な運動になってしまつたろう。むしろ労働者運動をその基底部に於いて規定している「労働」「労働一般」としての労働概念形成の歴史の変遷ともう一方における最上位の共同観念（「国家」）によって規定されている中・下位の共同観念の構成をめぐつての闘争であると想定したとき、はじめに普遍的な運動として措定しようのではないか。ただたんに労働者運動とか政治運動とかはありえないのである。

わたしたちがなぜ労働者運動をもんだいにするかといえば、おそらく最上位の共同観念の構成水準をたえず模倣、接合するものとして、あるいは労働者大衆の私的要素の観念性と仮構性（自然性と生理性）の分裂を、そのままそれ自体になげかえずことによって、ひしひしとわたしたちの政治的根拠に圧倒的な浸透力を介在させあらゆる思想的立場、政治的立場を相対化させようとしているからである。

「政治的・国家的構成と独立の諸個人への市民社会の解体——身分的人間たちおよび同業組合の人間たちの相互関係が特権であつたように、独立の諸個人の相互関係は権利である——とは、同じ一つの行為によって完成される。ところで市民社会の成員として

系が最上位の共同観念を規定するのではないということであり、もう一つは中・下位の構成を自然的な、直接的な基礎として規定している資本制社会構成の私的な労働概念構成の水準をどう設定するかということである。

わたしたちにとつてもんだいになってくるのは最上位の共同概念の継承構造をどのように止揚するのか、あるいは最上位の死滅の構想を現存的意識によって歴史的構成段階をどのように現在に開かせるかにあり、そのことの持続的な思想的、実践的な展開が最上位の継承構造の止揚の構想とむすびついていくのである。このような政治的構想は自然的、直接的には大衆自体の保有している切実な課題とむすびつくものではない。大衆自体は決して政治的集団の持つ政治的構想力によって自立するのではなく、むしろ大衆自体を根底的に規定している「何かそれ以上基礎づけられない前提」「自分の存立の基礎」にまつわる固有の歴史的な現存的な転換によつて、その個々の判断を強いている自己威力によつて自立するものとえよう。

「何かそれ以上基礎づけられない前提」、これはおそらくあらゆる現象、形態を個体原理にのみ還元基礎をおくことだともうが、この個体原理の歴史的な転換局面、戦後社会構造の労働概念構成における私的性の優先原理、あるいは労働、職業、職場意識の強いれた恣意性、自由性、無関心性、偶然性の大衆自体による推進、展開局面こそ、そしてこのような実践的な方向性が既成の中・下位の共同観念を解体させ、相対化させたとき、わたしたちはその大衆動向を擁護するであろうし、逆にその動向を無関心派、無気力派として中・下位の強制力や禁制力で統括しようとする方向性をいっさい支持しない。

の人間、非政治的人間は、必然的に自然的な人間として現われる。人間の権利は自然権として現われる。なぜなら、自覚的な活動は政治的行為に集中されてしまつたからである。利己的な人間は、社会の解体から生じた受動的な、ただ目の前にあるというだけの結果であり、直接的、確実性の対象であり、それゆえに自然的な対象である。政治的革命的な市民生活をその構成部分に解体しはすが、これらの構成部分そのものを革命的に変革し批判することはしない。政治的革命的な市民社会、すなわち欲求と労働と私的利益と私的権利の世界に対し、自分の存立の基礎に対するように、つまり何かそれ以上基礎づけられない前提、したがって自分の自然の土台に対するように、ふるまふのである。結局のところ、市民社会の成員としての人間が、本来の人間とみなされ、公民とは区別された人間とみなされる。」（マルクス『ユダヤ人問題によせて』）

「経営者連合的」「企業的」あるいは「産別的」「労組的」共同観念のような資本制に規定づけられた中・下位の共同観念（中・下位のとは段階的、序列的なものではなく、重層的、相互的概念でありここでは便宜上そのように列記した）の自体的措定はいつの場合においてもつねにあやういというようにおもわれる。なぜかという中・下位の共同観念をそれ自体としてあつかわなければならぬことが、それ自体の固有の領域からやがてこずになにかしら最上位の共同観念（政治的・国家的構成）の圧倒的な浸透過程と、もう一つは労働者大衆の保有している対象化としての労働観念の現在のな構成水準によつて規定されているようにみえるからである。

中・下位の共同観念は不可避に最上位からの浸透、交換、接合などによつて規定され、けつして中・下位の「規範」体系、「法」体

唯一、わたしたちが支持するであろう共同体概念は労働表現における私的要素の最優先を第一義として思想的にくりこんでいる中・下位の共同観念の存在を、不可避的な過渡性、情況性、歴史性だと了解している共同体思想（共同観念）だけである。それ以外の共同体思想の絶対化、固定化はすべて粉砕の対象である。

ここで「経営者連合的」「企業的」なものと「産別的」「労組的」なものをひっくり返して論じるのはおかしいとおもわれるかもしれないが、わたしたちの視座は古典倫理的な発想によくある資本家、経営者を即、実体的なものとし、ある労働者が資本家、経営者になつたから右翼的、反動的に変わったという評価はいっさいとらない。ある個々の労働者が個々のに経営者や管理者に変わるのは人間にとつて自然過程であり、その個々の変貌に自己批判をせまることは普遍的な課題に接近しうるのでない。わたしたちがもんだいにすべきことは私的位相ではある労働者はいつでも経営者や管理者に相互転換しうることであり（この逆も可能だが）、それゆえこのよる相互転換を強いさせている共同観念の成立根拠、継承構造を第一義としてどうするのかが最も重要なことなのだ。ある個々の労働者が経営者、資本家に実体的に変貌したから彼はブルジョワ的になつたのではなく、たとえ変貌したところで「経営者連合的」「企業的」共同観念の威力によつてあらゆる私的要素が疎外されることにこそ、あらゆる包括的な課題がよこたわっているのだ。

「経営者連合的」「企業的」あるいは「産別的」「労組的」共同観念がなぜ現在の労働者大衆の意識水準を包摂することができなくなつたのか。それは私的、個人的労働概念構成の觀念的構成が自己身体像をむすびえなくなつたことによつて、労働観念がそれを自然的、直接的基礎にしている経済的社会構成に規定づけられた共

同観念（「国家」像の浸透をもふくめて）に同調しえなくなったためである。この反対の表現も可能であろう。「資本制的」共同観念がある一定の包括的な共同像をむすびえなくなったために、それゆえ私的な、個的な労働概念構成が観念性と仮構性（自然性と生理性）の二重に分裂しているという具合に。

このような極北にはどのようなものが想定されるか。たぶんその当人が具体的にある職場で労働をしていても、労働観念自体は「労働」「労働一般」から離脱し、仮構性と生理性だけだという極端な分離状態が想定される。このことが労働概念構成からみた労働者大衆の労働者運動における沈黙状態を意味しているとおもわれるが、この沈黙を客観的表現へとおしあげるものは労働者運動自体のなかに現在、可能であるのか。可能でもあり、不可能でもある。

わたしたちは労働者大衆の内部で深く進行している私的要素、個的要素の分裂、解体にもなり生活的、日常的危機感を労働者大衆の個々的な具体的な諸もんだいに即して解決をあたえることはできないだろう。あるいは個別労働者運動（主要には労働組合運動）の実際の諸もんだいについては、それ自体で解決可能なぎりぎりの地点まで、私的要素の分裂、解体を共同観念化するのではなく、それ自体でなげかえすような運動方式であれば、どのようなものであっても支持するだろう。

それではわたしたちはなにをなしえるのか。それは唯一、不可避的に共同観念化されてゆく労働者運動を、最上位的共同観念（政治的国家的構成）の死滅の構想のもとに再構成してゆくことである。あるいは最上位的共同観念の死滅の構想を、労働者大衆の私的要素、個的要素の擁護ともになしきってゆくことである。中・下位的共同観念の構成をいくら変換しても、いくら蓄積しても、そのことは

最上位的共同観念の死滅にはむすびつかないが、しかし最上位の構成の変換はおそらく中・下位の解体、相対化の端緒を手に入れるにちがいない。

だからといって中・下位的共同観念との闘争がまったく不必要であるといっているのではない。最上位が全体的で包括的な大衆意識の私的要素の理念的転倒で成立しているように、中・下位は労働者大衆意識の部分的な、限定的な意識水準であっても、そのことが不可避に生理体としての人間の生存と関係づけられているがゆえに、ある部分的、限定的な反抗、闘争であっても、即、中・下位的共同観念をひきよせ、あるいはそれを規定している最上位をもひきよせるとともに、それらを相対化してしまいうのである。それゆえどのような部分的な反抗でも政治的闘争の普遍性をひっぱたきだけの普遍性をもっているのである。

「人間の本質は人間の真の共同体である。この本質からひどく孤立することのほうが、政治的共同体から孤立することよりも、比較にならないばかりか全面的であり、耐えがたく、恐ろしく、矛盾にみちたものであるが、それを同じように、この孤立をなくすることもまた、そしてこの孤立にたいする部分的反抗すなわち蜂起でさえもまた、人間が公民より、そして人間生活が政治生活より無限であるのと同様、はるかに無限である。だから産業上の蜂起は、どんなに部分的であっても、そのなかに普遍的な精神をひろめており、政治的蜂起は、どんなに普遍的であっても、形はどれほどりっぱでも、そのかげに偏狭な精神をかくしているのだ。」（マルクス『批判的論評』）

このマルクスの指摘をわたしたちのもんだい意識にひきつけて、再構成してみるとつぎのようになる。人間の本質とは自己身体像の

変容にもなりあらゆる観念水準をすべて個体的人間の自己意識に關係づけるという具合に（ここでは「家族的、対的」性格は捨象しておく）。それゆえ人間は政治的國家より中・下位的共同観念から孤立するほうが、中・下位より私的な、個的な労働観念の自体的展開から孤立するほうが「耐えがたく、恐ろしく、矛盾にみちたもの」であるといえよう。

人間は生理体としての生存と条件の必然性、非自由性、関心性などを、労働概念構成の恣意性、自由性、無関心性への歴史的転換によって一定程度、相対化、遠隔化したにもかかわらず、この間の構造的インフレの激化によって、その私的性格が「仮構的」生理性、「生理的」仮構性として表現されることによって再度、生存と条件の不可避性が極度に分裂したままひきよせざるをえなくなった。矛盾の解消がいっさい共同観念への永遠の解消ではなくて、すべては自己の身体像にまわりつくようにしか累積されないのである。個々の身体像のはてしない変容としての矛盾解消が解消されえずに現在に累積されているのである。

わたしたちの思想原理を極端化してしまうとこのようにもいえるだろう。政治的革命とは最上位的共同観念の死滅であり、と同時に経済的社会構成に規定づけられた私的な労働表現を個体原理にのみ還元基礎をおくように、「何かそれ以上基礎づけられない前提」「自分の自然的土台」として位置づけることである。この両者の中間項にあるあらゆる中・下位的共同観念の自体的位相をこれらの原理的位相からあきらかにし、中・下位がそれ自体で指定しうる原理的位相がどこにあるのかを、最上位的共同観念と個体原理から読み取り、そのような幅において中・下位にたいする闘争、いわばその部分

的で、普遍的な表現である労働者運動の理論的、実践的位置づけをなしきることである。

「労働者中央組織的」とか「産業別組織的」とかの中間的媒介項、中間的共同観念は、原理的にはその根拠がもつともあいまいであるがゆえに、かえってそれらに過剰な意味付与や、類型的、規範的なイデオロギーが付着してしまいうだろう。労働者運動を共同観念化しなければならぬのは自然必然的な、不可避性からやってくるのであって、けつして原理的位相からやってくるのではない。

それではなぜ人間は中・下位的共同観念を形成してしまいうのか。もしあらゆる労働、職業、職場意識を個体原理にのみ還元しうるような時代的水準にあれば、あらゆる共同観念はもはや成立しないはずである。いぜんとしてわたしたちは原理的位相ではなく、「日本的」特異性としての政治的國家的構成に關係づけられた歴史的構成の共時性、重層性、遺構性の本質的解明をせまられている。

「人間は自分自身と矛盾しながら、つまり抽象的な制限された仕方、部分的な仕方、ある障壁を乗り越えようということ、すなわち、国家という媒介物を通して、つまり政治的にみずからをその障壁から解放するということである。さらに次のことが推論される。人間は、自分を政治的に解放することによって、回り路をして、たとえ避けることのできない媒介物ではあっても一つの媒介物を通して、自分を解放するのである。」（マルクス『ユダヤ人問題によせて』）

人間は「労働」「労働一般」としての現在の私的要素の解体局面の矛盾を解消しうるためには、私的要素が私的要素自体として自己の固有の本質力を抽出するといふ位相を貫徹しうることであり、ために、「抽象的な制限された仕方」で、「一つの媒介物を通し

て「みずからを解放しようとするのである。

現在のには最上位的共同観念をもふくめて、中間的共同観念という媒介物をおして、自己の身体像の矛盾累積を「抽象的」「客観的」「類的」世界に解消しようとする方向性は相対化、解体されているけれども、しかしながらいぜんとして既存の「抽象的」「客観的」「類的」世界にとって変われるほど自己を自己の固有の本質力として抽出する観念力の形成において不分明であるがゆえに、既存のあらゆる共同観念に依存せざるをえないのだ。

わたしたちにとっても、既存の「抽象的」「客観的」「類的」世界に、とって変われるほど、またあらゆる共同観念をわたしたち自身の共同観念像、構想力という媒介項によってとって変われるほど、その共同観念の継承構造を止揚する抽象力の形成において不分明であるがゆえに、まだまだたえまのない持続を強いられている。

生産力思想、技術概念、合理化、賃金制度、職階制など労働者運動が対象とすべき課題はたくさんあるようにみえる。ことわっておくが労働者運動とは全現実的人間の諸位相における「労働」「労働一般」を自然的、直接的与件とし、それに規定づけられた過渡的、情況的、歴史的な中・下位的共同観念を対象領域とする運動のことである。もちろん労働者運動とは「労働」「労働一般」を個体原理にのみ基礎づけようとするところに本質があるのであって、それを「労働」「労働一般」を共同原理に基礎づけようとするところにはまったく本質はない。

労働者運動という領域があるから技術や合理化や職階制などの諸課題があるわけではなく、技術自体、合理化自体、職階制自体がそれ固有の内在的本質にもとづいて原理的には一定程度、結着がつく

ることである。

なぜなら資本制生産様式的なものとして表現される「労働」「労働一般」、自由的国家、民主的国家として表現される「政治」「政治一般」が「可変」概念であるにしても、あるいは「政治」「政治一般」が「可変」概念であるにしても、しかしながら「労働」「労働一般」は人間にとつて「不変」概念であるからだ。

「労働」「労働一般」が個体原理としてのみ措置され、自己の自己身体像にたいする固有の本質力がなんに依存もせずそれ自体で抽出されたとき、そのときはじめてマルクスの言う意味で人間の真の共同体関係が可能なのである。

にもかかわらず、実際はそのようにならずに不可避にべつの領域、つまり「抽象的」「客観的」世界の累積度をひきよせなければ、一時的にせよ矛盾を解消しえないような、そのような時代の水準に現在あるからである。それゆえに技術、合理化、賃金制度などがそれ

自体として措置しえたら、原理的には一定程度の積極的、肯定的要素（本源的蓄積力）があるにしても、しかしそのことが最上位的共同観念の「規範」体系、「法」体系の規制力によって自体的に展開しえないがゆえに、技術、合理化、賃金制度そのものも不本位に共同観念化させられるので、それにたいし労働者運動も共同観念化されたまま形成されてしまうのである。この不可避的な転倒関係は自覚的でなければならぬ。

労働者運動というカテゴリーは一般的にはありえない。ただ「労働」「労働一般」を個体原理になげかえすか、共同原理（共同観念）になげかえすかの相互転倒関係があるだけだ。この個体原理を個体原理として自体的に指定するためには、いずれにしても過渡的、情況的、歴史的な共同観念の構成の交換を「抽象的」「客観的」「類的」に想定しなければならぬ。そのような過渡性にこそ唯一、共同観念としての労働者運動の成立の根拠があるのであり、それ以外の契機による成立はいっさいありえないのだ。

最上位的共同観念（政治的国家の構成）の継承構造の止揚への構想力とそれの中・下位的共同観念への浸透力と、もう一方では「労働」「労働一般」としての私的要素の個体原理への歴史的現存的な転換局面との両者のあいだの交叉面においてあらたな労働者運動の位相をあきらかにすることと、そして労働者運動を原理的には「労働」「労働一般」の個体原理への基礎づけを想定することによって、その時間的射程を最上位的共同観念の本質変換以降もずっと想定す

## 職域。組合。理念

はじめに

神岡 誠

私達は依然として労組運動の経験を多くは保有していない。しかしながらいかに多くの経験を有していようが、それらの経験の抽象化にあつての基本的な視座—方向を解定できねば、それらの経験抽象は経験主義以上のものにはならない事も又明らかである。そして現在の情況はこのような経験主義一般では決して把握されないものとして現出している。現在、75春闘を目前にして、既成労働戦線内部において、賃闘を巡る種々の分岐が現出している。総評は三〇%以上の大幅賃上げ、同盟は二〇〜二五%の賃上げ率として表われている。これらの賃闘に対する取組みの分岐は、もちろん、現下のインフレの状況に対してのものであり、一方はインフレに対する後追いの賃上げと、政府の無策を強調し、一方は日本の所得政策論の土俵にのつた「労組の社会的責任」を強調している。

そして現下の情勢の一方の極である不況に対応して、例えば総評内部においても、官公労と民間大単産の分岐が表面化している。これらの賃闘を巡る混乱に加えて、スト権問題での公労協と公務員共闘の分岐、統一地方選に対する公労協と民間労組、という風に種々の分岐—分裂が表面化している。

支配層—総資本のコストプッシュインフレ論と賃上げ率一五%を巡るガイドラインの設定といった攻勢に対する、この様な労働側の種々の潮流の分岐と混乱は何を表現しているのか。

この事は、既に再三にわたり明らかにし、主張して来た様に、高成長の下における分配論を基にした春闘方式の一層の内容的解体とナショナルセンター—既成野党の構造（これ自体も、社共の抗争・民社の「保守連合構想」等々によって混乱しているが）の中に見られる、日本的組合理念・政治理念の負的構造を明らかにしている。

ここでは、これらの構造に対する説明は省略せざるを得ないが、ただはつきりさせておかねばならない事は、これらの構造の根幹をなして来た、△労働力△価値論・企業共同体意識—生産力思想や福祉国家論等々、総じて近代化論の範ちゅうは既にことごとく解体させられ、新左翼の側における労働組合論・労働運動論・政治運動論も既に風化している。これらの古い理念がことごとく解体させられている、という状況に対して現在段階では、ある者はますます（近代的）国家に同致し、ある者は第三世界・被抑圧民族・部落等々に実体的（空間的）「環」を想定し、自己の観念をそれらに移入する事で、ますます、時代の核心から疎外させられている。もちろん、現在における革命の、そして政治実践の「環」がこの様な空間的世界にない事は、既に何度も明らかにして来た。

私達はこの様な現在段階における状況に対して、理念（時間性）の再構成という側から肉迫せんとして来た。そしてこの事は当然にも、旧来私達が自明の事として来た、集団論・政治運動論・社会運動論の構成をも含めて再検討する、という事であるだろう。

ここではそれらの全面的な検討と視座を提出する事はできない。ここでは、社会運動の領域における闘いの一部分として、そして内容の解体と逆比例する形で、ますます労働者の闘いの大部分を占めんとする労組運動の領域において、私自身の実践を含めて、組合運動に対するひとつの視座として提出したい。最初に書いた様に、私

達はそれほど多くの組合運動を実践している訳ではないが、しかしどこにも空間的な実践「環」が存在していない、という時代は逆に、指向変容の方法を確定できればどの様な空間からも普遍性を導き出す、という事であるだろう。私達は自己の足元を良く見る事によってこの方法を確立していければ、と思っている。

### I 職域における△労働△

組合運動の具体的実践の場はもちろん職場にある。そして職場における最初の関係性は、職種・職場の生産形態・勤務形態に規定された協業体制・集団編成として、そこに働く個人にとっては全く先験的に存在しているものとしてある。ここでは当然にも、そこにおける集団性—関係性は、企業・職場の生産力維持のための管理秩序に支配されている。ここでは関係性に対する個人の恣意は、管理秩序の枠内で許容される。そして時にはもっと巧妙に、恣意を基に自己の管理（職場の管理秩序）を形成できるかの様な空想を「強制」する。

ここではおそらく次の様な△理念△の構成がなされているだろう。それは△労働△の不可避性を、現実的な労働の過程・実体性にスライドさせる、という風に。「△生活△の再生産—労働の不可避性」の現実過程の中における△形態△は、生産関係の時代的水準に規定されているはずのものが、一人の人間にとつての時間射程の中では、あたかも△普遍的△なものとして△形態△は認識されている。ここではだから、△労働△の不可避性はあたかも職場秩序を自己が形成し、もしくは許容しなければならぬかの様に立表される。

明治期の大多数の民衆が、農村において労働過程を展開していた

時、そこにおける小集団の編成は、家族—血縁・地縁関係として措置されていた。ここでは性関係が労働関係にスライドされる。そして明治政府の「殖産興業」「富国強兵」政策は、農村の中に基礎工業・軍需産業・軽工業を展開した。それは農村における過剰人口（次・三男・若年女子）を吸収した。だからここでは労働市場の、血縁・地縁関係による形成、という形でしか労働市場を形成できず、統一的・横断的労働市場は未形成であった。そして一方において、農業と工業の並存（労働者の定期的交換）は、先進資本主義国における都市プロレタリアの賃金Ⅱ家族全体の生計費というのとは違つて、（出稼ぎ的）労働者単身の生計費Ⅱ賃金という風に指定された。これらの要因が低賃金を生む一方における規定性を与え、しかしながら、労働過程における困難性を△理念△の中で、家族性・血縁・地縁性という形で埋める事が依然として可能であった、と思われる。戦後の産業構造の有機的高度化は、第三次産業人口の膨化をうみ、ますます△生活—労働△の不可避性と、労働の現実過程が乖離し、都市化現象の急激な推進は、家族・血縁・地縁性をも解体する、という風に展開されて来た。そしてこの△生活—労働△の不可避性と労働の現実過程の乖離を、ある△理念△が補充して来た。それは例えば、天皇制—産業報国思想として、そして生産力思想として、国家の共同幻想にさし出され、包摂されて来た。そして現段階でこの離はますます激しくなっていく一方で、その離を埋める△理念△は徹底的に解体されている。

現在段階でのこの様な労働過程の△理念△の構造に対して、種々の理論が付与されている。ある者は「生きがいのある仕事」として、ある者は「生産と労働の直結する小集団の形成」として、ある者は「疎外された労働の克服」として、そしてこれら総体に共通なもの

は、△労働△の不可避性と労働の現実過程との乖離をつなぎとめる事を夢想し、この夢想に「価値」を与えている。しかしながら、これらの「夢想」が夢想でしかない事は自明である。何故なら、市民社会の成熟は、これらの乖離を不可避とするし、国家（共同幻想）の高次化はこの様な「乖離Ⅱ理念の生成」を契機とし、又、それに接木される形で展開されているのだから。そしてこれらの「夢想」は△労働△の私的性の延長上にある種の公共性（公共性）を指定する事にしかならない。私達は、再三主張している様に、歴史的普遍性（価値）を、△生活—労働△の個性的に指定して来た。だからこの△労働△の不可避性と労働の現実過程の乖離を、より良い徴候として考える事ができる。ただこの時、現実過程の裡では常に、労働の現実過程が職域における協業関係・生産秩序からくる支配理念に規定されているが故に、常にその制度に付着する歴史的累積の理念（国家理念）に侵食されている。私達はだから職域における関係性—集団性が、この様に国家（共同幻想）に地続きに形成されていくのをどこまで拒絶できるのか、という風に職域における闘いを考える事ができる。この時労働過程の諸条件を改善する闘いを徹底して個性的を軸にする事と、しかしながらこの闘いは労働過程の実体性を前提にするが故に、決して△労働△価値との乖離を、原理的には埋める事はない事に自覚的でなければならぬ。

### II 労働組合の内部構成

前節において私達は、職場における労働過程の問題に触れて来た。ここでは労働過程を巡る闘いの中に、時代的水準を反映しながら不可避なものに形成される組合の問題に触れていきたい。組合の

性格や闘いの内容自体はきわめて個別的に形成・展開されるものだが、ここではその様なものの中に共通する、組合を巡るある種の「理念」を問題にしていきたい。

労働過程を巡る闘いは、労働過程そのものが共同幻想の一形態であるという側面を持つが故に、不可避にある種の共同観念を要請し、集団を形成する。政治的な闘いにおける、共同幻想を止揚せんとする過程で、別の共同幻想を不可避な迂回路として要請する様に、この領域における闘いも、その主体の側における集団性・共同性に対する開削を要請する。そして組合における集団・共同性は、職域における集団・共同性となる対応性を持ちながら形成されるものであるが、しかしながら当然にもそれは職域におけるそれと同一のものである。何故なら、組合の共同性は職域のそれを前提にしながらも、職域における生産・管理秩序と拮抗するものであるから。だから組合の集団・共同性は職域のそれとは別の位相を持つ。そして組合の共同性自身も、あらゆる共同性がそうである様に、それ自身として歴史の累積をなす。だから確かに労働運動、労働運動は、日常圏・生活過程の内部における闘いであり、非幻想領域に主軸を置くものであるが、この事は労働運動・労働運動の解明を、日常圏・生活過程の解明と同一のものにする事を意味するものではないし、職域・生活過程・労働過程の関係性・集団性とは別に、組合の集団理念・組合運動の理念の累積を扱う必要があるだろう。

この時、二つの側面から、組合の集団性・共同性に対して考えていかなければならない。一つには、前提としてある職域のそれとの、不断の関係の持ち方に対するものであり、二つめには、日本型労働運動の歴史の累積との拮抗を巡るものである。ここではまず一点目の問題にふれていきたい。

この時、職場における直接的な集団から種々の要因で疎外されている個人は、組合的団結・組合共同性を、人格的に表現する事によって、自己の職域内における存在を仮象する事が可能になる。そしてこの様に職場内における集団疎外を組合共同性によって仮象する事は、例えば専従制・ヤミ専従等々として制度化される。

この様な「規範」はもう一つの側面からも形成される。多くの労働者にとって「組合」の存在は不可避なもの、自明のものとして認識された時、「組合」の「存続」がひとつの默契に転化する。「組合」形成の不可避性・存在の自明性は「組合」という「制度」を存続させる事を「価値」にまで引き上げる。この様に「価値」にまで高められた「制度」と、彼岸のもの、という風に疎外された「規範」を持った組合は、労働者を支配する「国家」に転化する。

そしてここでは、「制度」と「規範」はある時は同致するものとして、ある時は矛盾するものとして現象する。これらの関係は、便宜的に例えば、「戦闘的組合」「御用組合」「多数派組合」「少数派組合」等々の相互関係の内に表われる。(ここでは「戦闘的組合」「御用組合」という概念は一般的に流布されているものを指している。もちろん組合そのものが、生産秩序・職場集団を前提にしながら、それらと拮抗する、という矛盾的存在である訳であって、原理的にはこれらの概念を用いる根拠はないし、区分けする基準もない。ただそれらの組合で表現され、累積される理念の中で相対的に顕著なものの問題にすれば、一定程度、具体的実践的過程の中では、これらの概念を使用する事は可能である。という意味において、ここではこの概念を使用している。)それは例えば、「戦闘的組合を守れ。」という風に。そして、「組合の『統一と団結』を破壊するな。」という風に。

組合の個々の労働者に対するこれらの様相は、例えば内部規律

職域における集団性は既に述べた様に、そこにおける生産性の維持(向上)・管理秩序に規定されている、という共通点の上に、種々の具体的な集団編成は当然、産業・業務・勤務内容によって、そして年齢・性別・経験・技術度等々によって為される。組合における具体的な集団編成も当然これらに準じて為される。そして個々の労働条件は、会社からの生産性に対する評価によって決定される一面を持つ。これらは職務・職能給として、皆勤手当・勤務評定等々として表現される。一方、組合の側からの労働条件に対する要求は、個々人の「生活」の再生産の「糧」として問題を立てられるから、当然そこでは年齢・家族構成等が主要因として表われ、又、休暇・時短要求等々として、労働の現実過程からの解放を表現せんとする。こうした形で、企業の側からする個人に対する評価と、組合の側からするそれは当然衝突する事になるが、現実的な解決は、個別企業の支払い能力・他企業との関係(いわゆる「相場」)に規定される。そしてこうした拮抗の内に組合には、その様な労働条件を巡る解釈が、集団の理念として定着するが、この理念は生産性の問題と拮抗し、内部には、職種間・男と女・高年齢層と若年層という形での差別性と排他性とに拮抗する。そして内部的な差別性と排他性は必ずしも生産性による管理秩序に同致するから、ここでは組合における集団理念と、それを構成する個々人の労働の現実過程に対する私的意識は矛盾関係に入る。この時組合の集団理念は、その構成員にとつては彼岸のもの、規範的なものに転化する。(もちろん、この様な構造は、生産関係の時代性・民衆の私的意識の時代水準を一担固定化して考えている訳であって、あらゆる時代の水準が累積されて、現在段階での「ある水準」を構成する訳だから、現実的な、関係の構造はあらゆるものが共時的に存在している。)

(その表現である規約)といった形で表われる。だから規約等々は、本来非常に個別的に表われざるを得ない職域共同性・組合共同性の構造の水準である訳だが、大多数の組合は、これらの規約を労働事典はじめどこからか借用する、という風になっている。この事は労働者自らが表現すべき自己の集団性・共同性の水準を表現しようとするその瞬間に、歴史的に累積されて来た「組合」の理念に収奪されてしまふ、という負的な構造を良く表わしている。そしてこれらの規約ののつとつた「処分」による労働者自らが「他者」の労働過程を収奪する、という逆転構造は常に成立しうる。そしてこれらの「規律」規約の水準が、生産関係・職場秩序に同致した時、より強力な「制度」として(例えばユニオンシップ制等々)、時には労使一体となって、抑圧「制度」に転化する。

### III 労働運動の概略

II節において私達は、職場集団・共同性と組合のその相反・相補関係の構造に触れて来た。本節では、組合共同性が歴史的なそれの累積と不可避に拮抗・同致せざるを得ないという構造に対して触れていきたい。もちろんこの事は、組合運動の実践過程の中では第一義的に必要とされるものではない。ただ、組合運動の実践が、生産関係・職場秩序との拮抗を不可避とする、という時、それらの経過過程は当然、ある歴史的な累積による現存的な構造を表現している訳であって、その時それらと拮抗する組合の共同な観念は、歴史的な構造を反映するもの当然である。そして組合共同性は、歴史的に生産過程の変容と一方における国家水準との拮抗(政治過程・政治的共同性)に規定されながら構成されて来た。私達にとつて、

そして現在の組合運動を直接的に形成しているのは、もちろん戦後  
労組運動、とりわけ昭和三十年以降の「春闘」方式以降の労組運動  
であるが、ここでは、その前に極く簡単に明治以降の労組運動の概  
略に触れておきたい。

明治期の労組運動は、「組合」の形態をとるものはごく少数であ  
った。「組合」としてはおそらく三十年の「労働組合期成会」が始  
めであろうが、ここではそれよりもむしろ、日清・日露戦争による  
物価の高騰と生活苦に対する闘い、そして過酷な労働条件に対する  
自然発生的な闘いが主要部分を占めていた。そしてこれらの闘いは、  
ごく少数の左翼知識人(片山潜・幸徳秋水等々)の反戦運動と結び  
つきながら展開された。それは、三八年の焼打ち事件、三九年の電  
車賃値上げ反対闘争・四〇年の足尾暴動等々として展開されながら  
も、四一年赤旗事件、四三年大逆事件等々の弾圧を受け、直接行動  
を主軸とする闘いは敗退を余儀なくされていく。この時期では、闘  
いの構造は、圧倒的多数の非組織労働者の感性的な闘いと、基礎工  
業・軍需工業における少数の組織労働者の闘いとしてあった。それ  
は近代工業の未成熟と、農村―都市の二重構造に規定されていた。  
大正期における労組運動は、近代工業・都市化の定着過程に伴な  
い、一方における議会主義的(普選法制定要求等々)なものが主軸  
を占めるものと、一方における直接行動(ストライキ)が優位を占  
める、という風に主張するものとの分岐―分裂をはらめながら展開  
された。それらは初期においては、前者に該当するであろう、元年  
創立の「友愛会」(鈴木文治・西尾末広等々)と七年に創立された  
「信友会」(大杉栄)としてあり、中期においては、友愛会の発展  
した「日本労働総同盟(総同盟)」の内部における右派―左派の対  
立として現出した。そして後期においては総同盟主流である右派(

(社会民衆党系―安倍・片山哲)と別れた左派による「総同盟革新  
同盟」の発展した「日本労働組合評議会(評議会)」が結成され、  
「総同盟」と「評議会」によって大部分の闘いが展開された。主な  
ものを挙げれば、九年の三菱・川崎造船スト、一四・一五年の共同  
印刷・別子銅山・日本楽器の争議等がある。それと共に、一二年の  
亀戸事件における大杉栄の虐殺、一四年の治安維持法の制定等の弾  
圧が続く。

この様な闘いの様相は昭和初期にも連なっていく。即ち二年の野  
田醬油の争議、三〇四年の三・一五事件・四・一六事件による日  
共に対する弾圧がそうである。そして労働戦線は、評議会の「日本  
労働組合全国協議会(全協)」への再編・総同盟大阪連合会の「労  
働組合全国同盟(全国同盟)」への再編・そして大正一五年に結成  
された「日本労働組合同盟」と全国同盟による「全国労働組合同盟  
(全労)」の結成という風に再編を余儀なくされた。そしてより一  
層の戦時体制への突入に伴ない、右翼系の「日本労働組合会議」の  
結成や、全協刷新同盟・全労の一部・その他による「日本労働組合  
全国評議会」の結成等々をみながら第二次大戦に突入していく。

そして敗戦は、日本の支配層にも労働者にも急激な変化をせまっ  
た。それは生産過程における支配層の管理能力の喪失と、GHQの  
「民主化」政策に伴なった労働三法の制定等々に規定され、そして  
直接的には敗戦直後の極度の生活苦を契機として膨大な組合運動が  
流出して行く。それは、又、事業所・職場毎の一括加盟であった戦  
前の産業報国会の形態に規定されながら中間管理職を含めた混合組  
合の性格をもった企業内組合が大多数だったから、それらの闘いは  
「生産管理」闘争の様相を濃くした。

年代的に言えば、二一年は、総同盟(右派)の復活・総同盟左派

による「全日本産業別労働組合会議(産別会議)」―「日本労働組合  
会議(日労会議)」の結成、「全官公庁共同闘争委員会」の結成等  
々があり、二二年には、総同盟・産別会議・日労会議の大同団結に  
よる「全国労働組合連絡協議会(全労連)」が結成され、又、経営  
者による「経営者団体連合会」の結成、「全官公労組連絡協議会」  
が結成された。しかしながらGHQの政策転換による二二年二・一  
ゼネストの禁止、政令二〇一号(団交権・争議権の禁止)の公布・  
二三年「三月攻勢」が禁止せられる過程で、再び労働戦線は再編  
と後退を余儀なくされた。労働戦線の再編は次の様に展開された。  
二二年「国労反共連盟」二三年「産別会議民主化同盟(産別民同)」  
「全通再建同盟」二四年の、産別民同による「全国産業別労働組合  
(新産別)」二五年の、民同諸派による「総評」の結成、二八年の、  
全職同盟・海員組合・日放労・全映演その他による「民主主義労働  
運動連絡協議会(民労連)」二九年の、民労連と総同盟による「全  
日本労働組合会議(全労会議)」が結成された(後の「同盟」)。  
この様にして、現在の労組運動の大枠が既に構成された。そして  
三〇年から、いわゆる「春闘」が開始された。

#### IV 組合理念の歴史性

ここでは第二節の中で提起した二点目の問題、即ち労組運動の歴  
史的累積との拮抗を巡る問題に触れていきたい。そしてこの問題は  
第二節で触れてきたように、労働者の不可避性と労働の現実過程  
との乖離を埋めんとする種々な理念を基礎とし、もしくは対象  
とする。労働者は労働の不可避性を、労働の現実過程によるも  
のでしか表現する術を持たないから、組合自体は、この矛盾的な基

本関係の上に成立する。支配層は常にその乖離関係の内に、ある  
理念を注入する事によって、生産―労働の現実過程を維持しよ  
うとするのに対して、労働者―労組は絶えず、この現実過程を不可  
避性の側にひきよせんとする。だからこの理念を巡っての支配  
層と、労働者―労組の対立は根底的なものになる。

この様な視点を前提にした上で、前節の明治以降の労組運動の概  
略を見る時、次の様な事が指摘できるであろう。即ち、明治期にお  
いては、生産過程の「近代化」の必要性と、労働の現実過程にお  
ける強権的―遣制的な関係性との矛盾、農村における労働過程の「家  
族」性と、工場労働における関係性との矛盾を基本的な契機としな  
がら労働者の闘いが成立した。ここでは労働の現実過程と、日常の  
関係―集団域との急激な構造変容に対して、生産過程が良く統合し  
得ていないから、移入的な観念による反戦運動と、労組運動が短絡  
的に構成された。

大正期において、一定程度生産過程の「近代化」と都市構造の定  
着が市民社会の「近代化」をもたらした。だからここでは労組運動  
は、「普選法」という様な公的の制度に、一方において集約され  
た。しかしながら依然として労働者自らが、この生産過程―労働  
の現実過程と生活の不可避性ととの乖離を埋める理念を生成  
する事がない時、それは労働の現実過程の遣制的な関係性と、生産  
過程を「民族」へと押し上げんとするイデオロギーに、天皇制  
に敗北した。

この様な悲劇は戦後においても展開された。敗戦直後の生活確保  
の闘いが生産を管理する闘いとして展開されたその前提には、  
「戦時体制」の閉塞感からの解放があり、そして具体的に労組運動  
として形成する契機には、他者から与えられた「労働三法」や

「民主化」があった。この様な $\wedge$ 他者 $\vee$ から与えられた $\wedge$ 思想 $\vee$ を自らのものとするには、二年間という年月はあまりにも短かすぎた。「生産管理」は簡単に「生産力増強」に転化した。これは三〇年以降の高度成長に対応した「春闘」においてその体系を完成させる。即ち「生産力増強」による分配の向上—ヨーロッパ並賃金要求として、そして政党に系列化されたナショナルセンターの集票力による議会の民主化として。

$\wedge$ 労働 $\vee$ の不可避性と労働の現実過程の乖離は、一方において徹底した日常域・関係域の位相で立てるべき問題と、一方において徹底して幻想域・国家—世界思想の問題であるはずのものが、その双方において自立して展開されず、それらを短絡的にまとめんとした。それが現在の春闘においてより顕著に「国民春闘」として成立した。労働者は自らの課題を常に $\wedge$ 他者 $\vee$ に預ける事で回答せんとして来た。それらは時には「天皇制」として、時には「生産力思想」として、そして現在のには「弱者救済制度要求」と「革新連合政権構想」等々として $\wedge$ 公共性 $\vee$ に自らの存在—理念を投影せんとしている。確かに組合自身は、再三述べて来た様な矛盾的存在であるため、企業理念—生産関係との拮抗を徹底して展開せんとすれば、職場集団—共同性との矛盾を、 $\wedge$ 他者 $\vee$ との矛盾を拡大させるしかない。しかしこの事の解決方途を $\wedge$ 公共性 $\vee$ に、もしくはその対極にある $\wedge$ 宗教的イデオロギー $\vee$ にもとめんとすれば、止場の契機を自ら放棄する事にしなければならないのは明らかである。

#### V 組合運動に対する一つの視座

前節までに私達は、生産関係・職場管理秩序に直接に支配された

職場の集団—共同性と、生産性の維持（向上）能力に規定された労働の現実過程と $\wedge$ 労働 $\vee$ の不可避性の乖離関係の中に、ある $\wedge$ 理念 $\vee$ が生成・もしくは接木される事を見てきた。もちろんここにおける労働の現実過程は、日常圏を形成しながらもその内部において家族的・個的観念と逆立している。そして $\wedge$ 理念 $\vee$ は $\wedge$ 労働 $\vee$ の不可避性と、労働の現実過程とも同一ではないもの、独自の内容をもつものとして指定される。だから、この $\wedge$ 理念 $\vee$ の歴史的累積の現在の表現である「組合」の共同性はそれ独自の位相を持つ。ここにおいて「組合」はその「制度」と「規範」の行使者として、 $\wedge$ 国家 $\vee$ に転位するさまを見てきた。

ではこの様な状況を撃つ回路はどの様に想定できるであろうか。それは二つの回路を想定する事ができる。 $\wedge$ 公共性 $\vee$ に対する敗北過程は言いかえれば、民衆の自発性・立法的契機が絶えず $\wedge$ 国家 $\vee$ に収斂する過程として言う事ができる。そして一つの回路は、国家が歴史的に、あらゆる共同幻想をその内部において構成し、その累積の表現として国家はあるから、その国家に構成される共同幻想を超える幻想力・共同幻想を死滅させる共同幻想の構想力を徹底して構成する。というものである。これは私達が政治実践と呼んできたものである。

そして他の回路は、民衆が自らの生活過程の中に編成される種々の小集団・構成する $\wedge$ 理念 $\vee$ を $\wedge$ 国家 $\vee$ へ向うものとは別のベクトルで生成する事、として想定する事ができる。そしてこの事は現在の状況・時代水準の中では逆説的に表われる。即ち、あらゆる集団を「解体すべきもの」、あらゆる $\wedge$ 理念 $\vee$ を「拒絶すべきもの」という風に現われる。何故なら現在表現されているあらゆる集団・ $\wedge$ 理念 $\vee$ は $\wedge$ 国家 $\vee$ に収斂されるもの（旧左翼・新左翼含めて）と

して現在の $\wedge$ 時代 $\vee$ が構成されているのだから。

この様な逆説的な時代の中で組合運動の実践過程の中で、普遍性へ至る契機を獲得する「方法」は、明確には提出する事はできない。ただおそらく次の様な事は、その契機を獲得する方途の一つとして考える事ができる。それは、組合を形成・保持する事の「不可避性」と「制度」としての「組合」が価値化される事を拒否する事である。言い換えれば、組合運動が絶えず企業理念・生産関係・職場秩序との拮抗の内には不可避とする、組合内部における分岐—分裂作用、組合間抗争の $\wedge$ 根低 $\vee$ を見る事である。私達にとって（政治集団にとつては）その $\wedge$ 根低 $\vee$ における民衆の生活—労働過程の $\wedge$ 構造 $\vee$ と $\wedge$ 理念 $\vee$ の出生の秘儀をつかむ事が問われる。そして組合運動の実践過程における「諸要求」の内容に関して、徹底的に民衆と拮抗する事である。

私達が民衆の生活過程・ $\wedge$ 労働 $\vee$ の個的性が歴史的価値であり、その個的性の故に $\wedge$ 国境 $\vee$ を超える事ができる、と言う時、それは個々の局面における労働者の要求の $\wedge$ 私的性 $\vee$ に依拠する事ではない。前にも述べた様に、 $\wedge$ 私的意識 $\vee$ はその対極に $\wedge$ 公共性 $\vee$ を想定しながら $\wedge$ 国家 $\vee$ に還流しているという現下の時代水準の下では、必ず生産関係・職場管理秩序に同致するしかないからである。ここでも私達は民衆との拮抗を不可避とされる。

私達は冒頭に「私達は依然として労働運動の経験を多くは保有してゐる。」と述べた。しかしながら着実に、私達のこの領域における闘いは、その広さを獲得してきている。そしてその実践は、支援か当該かによって、そして組合内部においてはその労働の規模・歴史的累積度・そして主体の組合の位置等々によって、まさにあらゆる「形態」と「方針」をとりうる。そしてそれらに共通する「略

線」として実践方法を提示する事は当然にもできない。ただ徹底的に個別的な様相を持ちながら、その $\wedge$ 根底 $\vee$ にある $\wedge$ 時代性 $\vee$ を透視する思想内容こそが私達に共通する課題としてある。



## 春闘をめぐる情勢と問題点

高田 登

はじめに

75年春闘に至る過程は、いわゆるスタグフレーション下に於て、旧来と多分に様相を変えて登上している。氾濫する新聞、雑誌、テレビによる情報の中から「情勢と課題」を抽出すれば、大雑把には次のようなものがある。

① 経済成長の鈍化、② 生産規模・部門の縮小（電気メーカー、織維、精密機械、機械、化学 etc.）→工場閉鎖、③ 倒産（昨年十二月倒産件数は負債額一千万円以上で千二百二十三件、昨年合計一万一千六百件）、④ 完全失業人口、百万人以上、⑤ 人員削減、配置転換、一時帰休の続出、⑥ 昇給停止、初任給凍結、⑦ 求人削減、停止、⑧ 公共料金の値上げ（郵便料金、たばこ）と政治的配慮による凍結（電報・電話、国立大授業料）私学総値上げ、⑨ 雇用調整給付金制の制定、⑩ 中小企業特別救済融資金の拡大、⑪ 中小企業近代化促進法の大幅改定、⑫ 預金目減り、⑬ 生活格差拡大、⑭ 独占禁止法改定、⑮ 生活実感における飢餓感の拡大、⑯ 政府・財界における総需要抑制→緩和対立、⑰ 日経連等による賃金ガイド・ポスト「十五%以下」の先制的提出、⑱ 賃金自粛論をめぐる労働四団体の対立的論争、⑲ 政党支持の自由論争、⑳ 統一地方選挙へ向けた労働団体の困惑の相違の存在、㉑ 社会保障制度問題の浮上、㉒ 最低賃金制問題、㉓ ヨーロッパ型（イギリス）の労働者の経営参加形態の同盟等による提起と、政府・財界による労使協調の提起、等々としてある。

（これらの項目は相互の関連をもっているが、ここでは、それには配慮せずに列挙した。）  
かかる事態は旧来の春闘に於てはほとんど前景に登上しなかったものである。高度成長下の春闘は賃金闘争として「ヨーロッパ並みの賃金」獲得をスローガンに、名目賃金の上昇に血道をあげてきた。私達はこの旧来の春闘構造を批判してきた。そして今春闘は不可避的に何らかの転換を迫られている。がしかし課題として過剰に存在することと旧来の組織・運動構造が転換しうるもの間には千里の徑庭が存在することは重要である。

### I 春闘共闘委基調分析の陥穽

私達の眼前には基調として次のようなものがある。

「賃金が商品のコストの一部を形成する限り、大幅な賃上げは賃金コストをある程度上昇させる。そして独占資本の価格支配力がつよければ、かれらは利潤を減少させずにそれを価格に転嫁させる。したがって賃上げとその価格への転嫁の関係は本来は独占資本の価格支配力を間に入れなければつながらないのであるが、それゆえインフレ防衛としての賃上げが、狂乱インフレの原因になるかあるいは中期的なインフレ収束の幅の中におさまるかは、有効な

反インフレの政策を執行するか否かにかかっている。……：かれらは、大幅な賃上げは日本経済を破綻させるといふが、それは高度成長時代を通じて形成されてきた大企業本位の社会秩序、独占資本の経済支配体制が労働者の要求と相いれなくなつたということの表明であり、破綻とはすなわち、独占資本の安定性の破綻である。もしも賃金の抑制自粛によってかれらの安定性が維持されれば、それは労働者の生活を破綻させるばかりでなく、インフレを引き起したメカニズム（大企業の反社会性や大企業の高蓄積のメカニズム）や自民党政府の政策責任は永久に免罪され、しかもインフレ再発の体質は相変わらず残されたままに終るであろう。

したがって選択は『賃上げ抑制かインフレか』とか『賃上げか雇用不安か』にあるのではなく、今後の日本経済が現状維持の独占本位か国民本位の社会に転換するかの選択なのである。」

（『75年春闘白書』）

最大限闘いの姿勢を作つてみせたのが右の春闘白書である。白々しさを禁じえない点はさておいて、まずこのイデオロギー、論理の検討から行なおう。

前半の論調である「インフレ防衛としての賃上げが、狂乱インフレの原因になるかあるいは中期的なインフレ収束の幅の中におさまるかは、有効な反インフレの政策を執行するか否かにかかっている。」の論理は逆倒である。他の多くの情勢把握も共通に陥っている点であるが、インフレの発生要因に賃金コストの上昇を挙げられており、その要因が実際にインフレにつながるかどうかは反インフレ政策を政府が採れるかどうかという点に論点を移行させている。私達には彼らの「インフレ→賃金の上昇」か「賃金の上昇→インフレ」かは単純な事実問題として、また生活実感としても前者であると主張でき

る。にもかかわらず、政府・財界の賃金ブッシュ論の先制攻撃の前に無残にも組合官僚は、その土俵に乗せられているのである。この苦しまぎれの主張は、政府・財界・ブルジョア学者による「インフレの根拠は賃金上昇にある」とする論理に屈服したうえで、「旧来の独占資本は利潤『率』を一定に保とうとする衝動によって賃金コスト上昇分を価格にそのままスライドさせている。かかる独占資本の価格支配力を政策によって弱め、利潤を切りつめれば賃金コスト上昇分は狂乱インフレにつながらずに中間的なインフレ収束の幅の中におさまる。」とする論理である。これからの論理は、三つの重要な点で根本的な錯誤を有している。

一つにはインフレは戦後資本主義経済の「必然的」過程であり、ブルジョアジーの利潤率確保、価値の「分配」における独占的確保への希求から派生したものではない。すなわち戦争における価値破壊を戦後過程においては、戦争の平時化としてインフレによる価値破壊（民衆の労働者の労働蓄積の破壊）を労働力動員の根幹にすえたのであり、このことよってのみ戦後経済は世界経済として存続しえたのである。インフレ現象は貨幣の過剰流動性によるものであり、この過剰流動性創出の人為的操作への解放は、いわゆる金一貨幣分離によるのである。この分離こそは、国家に意図的な赤字財政支出による貨幣の過剰流動性創出の権能を賦与し、不断の貨幣価値下落を必然ならしめたのである。このことによるインフレギャップの創出こそ、戦後資本主義体制維持の不可避の命題に完全雇用を可能にし、同時に貨幣価値の不断の減価により、投下資本の減価償却を容易たらしめ資本の集中と独占を可能にした。すなわち資本は設備投資の借金を、価値の下がった貨幣で返済すればよいという「債務利得」で過剰な蓄積をなし、大衆を二重に収奪してきたのである。ま

た一方、民衆の預蓄を民間資本として繰り込みつつ、目減りし価値下落を強い収奪をなしてきた。これらのことは戦後資本主義がその延命を意図するかぎり必然であるのだ。少なくともインフレ経済は経済過程の世界性と生産関係累積の一国性と不均等性のもとの、そして戦争の不可能性を統括した時間累積として成立しているのだから、組合官僚や既成左翼の述べるごとく「政策レベル」の水準にはないのである。それ故、個別課題は冷徹なまでの「個別闘争」の徹底化と戦後世界経済（経済国家に収斂する共同幻想）の総体止揚の構想力創出の修羅場を双方がぐるることによってしか経済・社会的矛盾は解決できないのである。

また二つめの錯誤はインフレ経済が「政策レベル」の水準のものではないにもかかわらず、そこに収斂させてしまわざるを得ぬ根拠が、自らの組合的団結の水準や枠組の桎梏にあることに思いを至らせえぬことによる錯誤である。国家に累積される共同幻想を後景へ押しやるか、考察対象として欠落させることによる国家イコール経済共同体把握をなし経済共同体下における利害問題に一切の矛盾が還元されているのである。そしてこの利害表現の統括物として政党を冠してあり、組合と政党が地続きに存在し、利害の徹底した貫徹がなせない故に、政治に仮託し、政策にスライドさせざるをえないのである。かかる政党と組合のたれあいこそが、本格的な政治闘争も、経済闘争も生み出しえない日本の土壌であり、経済闘争の徹底性から逸れられるが故に組合的結合水準を問うことなく安易に官僚的発想として政策問題に流れ込み、政党の下部組織に位置してしまっているのである。

このことは、経済的利害と意識の自然過程が分離しえないで、「政治」表現をなすことによって成立している。すなわち経済的利

害と観念は一対一的対応をなすと考えているのであり、共同観念は国家は経済的利害へ還元しようと考えているのである。それ故、政治革命への「労働者本隊論」、カッポ付労働者国家―資本主義国家の平準化のもとでの「国家と経済共同体論」―「構造改革論」は輩出される。同時に「自己思想としての政治表現」の連続性の場として職域をも選びるのである。労働四団体等に巣くう多くの組合官僚は、戦時の翼賛会から戦後の組合指導部への横すべりとして、思想的転向を経ながらも、自己の政治表現の連続性を組合への寄生性に於て保っているのである。彼らにとっては、元々組合とは「自己」の政治表現の場であり、卑俗に本質を言いあてれば労働者の組合費を自己の生活の糧にしているのである。かかる組合官僚が、労働者の個別的課題をよく組織できぬのは自明であり、離反と白々しさを不断に生み出しているのも当然なことである。「赤ジョータン」への二流の出世コースとしての組合官僚は、議会への登竜門として組合に寄生し、願わくば自らの議員への票田へと考えているのである。それ故、組合の個別課題を徹底して闘争するのではなく、あたかもそれらの課題が国家の政策としてしか解決しないかのように啓蒙し、具体性としての課題を抽象性にかえし逃れようとする。この間の倒産・一時帰休、配転の進行する中で、組合官僚の政治的登壇・発言をみよ、ことあるごとに、政府・財界のトップと会談すること、お茶をにごしているのではないか。

三つめの錯誤は、賃金プッシュ論が価格を単純にコスト計算に依拠して割り出している点である。しかし、この方法には、「時間」の要素が排除されている。すなわち、拡大再生産の検討を放棄しているのである。それ故、民衆に浸透していく、飢餓感の拡大や観念的パニック、価値感の解体等は「政治的・政策的」問題とされ、政

## II 春闘へ向けての労働四団体

府・財界の政策批判に帰されるのである。時同じくして伝えられてくる中国等における「スト権」の問題も、中共が開明的にそれを認めるか否かに労働者の解放の水準があるのではなく、この拡大再生産の領域をどのように扱い切れるかにあるのである。

今春闘の労使対立、労働組合四団体と政府・財界との対立は、労働組合四団体内に要求アップ率二五〇〇幅に違いをみせながら進行している。かなりフレーム・アップされた政・財界の経済見通しの危機感から早々と十月に提出されたガイド・ポストに対し、労働組合四団体は機先を制せられ、その結末の固さを測りかねつつ、おっかなびっくり要求額提示のアドバランを打ち上げているといえる。昨春闘が高インフレ下に於て、企業の超過利潤の獲得のもとに名目賃金の大幅アップを獲得したことを高らかに「勝利」と謳いあげた春闘共同委員は、一昨年の年末一時金闘争におけるインフレ手当獲得の自信に裏打ちされて昨秋闘もインフレ手当要求のストを打ったのだが、政・財界の危機感による結末により何も獲得できずに終わったのである。この総括が全くつかない各単産は、一方で一時帰休・配置転換等の受容を強いられ、むしろ積極的な加担をなしつつ、その足並を荒らしているのが現状である。そしてこれら単産に於ける後退を内包しつつ春闘に向かわねばならぬ総評は、三日の大会で、総需要抑制政策の転換を政府に要求するに至った。昨秋来、政府関係と数度にわたる会談を行なった労働四団体代表は、現下の経済・社会情勢について共通認識の土俵に立つべく合意を求められ、弱者救済の

害と観念は一対一的対応をなすと考えているのであり、共同観念は国家は経済的利害へ還元しようと考えているのである。それ故、政治革命への「労働者本隊論」、カッポ付労働者国家―資本主義国家の平準化のもとでの「国家と経済共同体論」―「構造改革論」は輩出される。同時に「自己思想としての政治表現」の連続性の場として職域をも選びるのである。労働四団体等に巣くう多くの組合官僚は、戦時の翼賛会から戦後の組合指導部への横すべりとして、思想的転向を経ながらも、自己の政治表現の連続性を組合への寄生性に於て保っているのである。彼らにとっては、元々組合とは「自己」の政治表現の場であり、卑俗に本質を言いあてれば労働者の組合費を自己の生活の糧にしているのである。かかる組合官僚が、労働者の個別的課題をよく組織できぬのは自明であり、離反と白々しさを不断に生み出しているのも当然なことである。「赤ジョータン」への二流の出世コースとしての組合官僚は、議会への登竜門として組合に寄生し、願わくば自らの議員への票田へと考えているのである。それ故、組合の個別課題を徹底して闘争するのではなく、あたかもそれらの課題が国家の政策としてしか解決しないかのように啓蒙し、具体性としての課題を抽象性にかえし逃れようとする。この間の倒産・一時帰休、配転の進行する中で、組合官僚の政治的登壇・発言をみよ、ことあるごとに、政府・財界のトップと会談すること、お茶をにごしているのではないか。

三つめの錯誤は、賃金プッシュ論が価格を単純にコスト計算に依拠して割り出している点である。しかし、この方法には、「時間」の要素が排除されている。すなわち、拡大再生産の検討を放棄しているのである。それ故、民衆に浸透していく、飢餓感の拡大や観念的パニック、価値感の解体等は「政治的・政策的」問題とされ、政

題目を持ち出したものの、賃金自衛の「国民的」合意を求められ、同盟、IMF・JCは企業防衛意識にも相乗化されて、春闘路線にそのことを配慮せざるを得ない窮地に追いやられているといえる。インフレ抑制先決とする塩路見解が出、実質賃金重視の天地見解、闘争方式転換の宮田見解、それに、IMF・JCの二五〇〇要求、同盟の二七〇〇要求は、過去の春闘が前年のアップ率十アルファ（昨年のアップ率三二・九〇）であったことを考えると、明らかに政府・財界の意にそうものである。しかし、単純に考えても分かるように、昨年の賃金アップ率三二・九〇は、経済企画庁の『消費者動向予測調査』等によってもすでに十月段階で食いつぶしてあり、今春闘が、昨年の賃金アップを「実質」賃金のアップとして定着させる意味を全く有していないことが分かる。にもかかわらず今春闘に於ては、実質賃金のアップに重点を移すとは何を意味するのか。それは、「今春闘からは、労使協調で経済情勢の難局に立ち向かおう」との合意そのものである。賃上げの頭を押えられた労働四団体は、見返りとして、「弱者救済」なる題目を公共的理念として掲げ、政策論争に上底化しつつ、民衆の飢餓感を上底化し統一地方選挙―衆院選挙へと目論んでいる。しかし、ブレ統一地方選において、いわゆる革新が総敗北を喫している事実は、民衆の内在する矛盾が彼らの思惑とは違った領域で進行していることの証左である。これらが、今春闘をめぐって事前に打ち出された政府・財界と労働四団体の路線をめぐる攻防である。私達にとっての本当の検討素材は、かかる表面的攻防にあるのではなく、実は、その下に露呈し、浮上しつつある歴史的課題である。以下その問題検討に移ろう。少なくとも春闘そのものは、メーデー

を企業アピールのお祭りに仕立て上げて同じ担い手によってなされるのだと判断しても大過ないのであるから。

### III 春闘構造の成立と解体

私達は何度も他の機会で述べて来たように、春闘構造そのもののへ  
の原理的批判を持っている。まず第一に「労働者運動としての側面」  
から照射した場合に、その「本質」と春闘構造とが全く相容れず矛  
盾するものであることである。第二に、「日本型経済・社会構成の  
側面から照射した場合に、春闘構造の成立条件たる「日本型二重構  
造」こそが問題にされるべき点である。

では、労働者運動の側面から扱った場合はどのように検討される  
べきか。

労働者運動は、国家―市民社会関係で把える場合、本質的には市  
民社会位相に成立するものである。この市民社会での対他表現の一  
つとして対目的に労働者の位相は定められる。そしてこの市民社会  
に於て、人々は種々の自己規定性を受ける。市民社会は何を基礎と  
するかといえば、本質には、生活とその再生産であり、これを如何  
にすか、なさざるを得ぬかに於てそれぞれ個人の位置は「関係的」  
に定められる。

労働者は、市民社会に於て、空間表現としては、家族域―地域に  
分割されて関係づけられつつ、生活の再生産を営んでいる。もし  
てこの分割されたそれぞれの空間をどのように関係づけているかの  
水準は個人の生活観念―思想によるものである。このように存在す  
る個人々々を職域空間の側で統括した利害集団として「組合」は成立  
している。それ故、先験的な労働者像から階級性を指定する組合的

のではなく、多くの組合は、闘争参加者に組合費から日当を出して  
賃金カット分を補償するのである。これが二〇年間続いている春闘  
の内実である。かかる春闘方式は本年のように課題が沢山あったと  
しても新しい闘争を組みえるとは考えられない。様々な課題は、そ  
れぞれの当事者が闘う以外にないのが社会運動の本質である。

公労協のスト権奪還闘争は原則的には支持するが、民間ではスト  
権の内実を解体されていることを肝に銘ずべきである。

私達は、春闘で何か社会問題が解決されるのではという期待感か  
ら解放されなければならないし、このことは自立的運動へおもむく  
第一歩である。

次に春闘構造の成立条件は何であったのかを検討しよう。

春闘スケジュールを担って来たのは、いわゆる大企業の労働者、  
公務員労働者であり、大企業の労働者の中でも季節工・臨時工を除  
く選良された本工のみである。彼らは、高度経済成長下に於て、技  
術革新により剰余価値の低下を食い止める企業の労働者として、  
また国家財政による安定を保障されたものとして巨大な資本力を背  
景に、賃上げストを打ちえたのである。まず最初に、日本の巨大基  
幹産業である鉄鋼労働者が、基準になる賃上げ幅を引き出し、電機、  
化学、繊維、交通、海運と続き、最後に公労協・公務員共闘のスト  
と続き上積みしていく。かかる過程によって賃金水準が決定され、  
中小企業労働者は、この賃金水準を、企業の支払い能力をうかがい  
ながら、個別の労使交渉を持ち賃金を決め、あるいは経営者から一  
方的に賃金を決められているのである。季節工・臨時工に於ては、  
ほぼ経営者から一方的に決められるのが常である。このように日本  
の賃金構造は、下請―孫請―孫々請…なる企業構造に即して存在  
し、下に行く程、労働条件劣悪なる状態に置かれて成立している。

団結は観念による転倒を受けているのである。組合的団結の強度が  
「水準」として測りうるとすれば、それは職域において強いられた  
共同経験を、家族域・地域を引き寄せつつ、個人々々がどの水準で思  
想化しているかによる。がどの水準に組合結合があるうとも、利害  
集団の本質規定を超えて労働組合は成立することはない。かかる利  
害集団は、職域を離れて成立することはなく、その職域内部に於て  
の個人々の日常表現は、職種、労務管理、労働密度から労働観の違  
い、それに人格的好嫌を含めて維持されている。これらは日常不断  
に思想的に繰り込む以外に抜け道はなく、このことを扱えずタブ  
ーとする集団は、本質に於て「賃金」獲得の共同戦線も持ちえない。  
労働者運動が本格的に展開されうるためには、旧来の発想とは逆  
に、あたりかぎり政治的領域、公的領域から遠ざかって行くように  
想定され、そのように闘われる以外にないのであって、総資本―総  
労働のごとき抽象を介して個別性から逸脱していく故に、組合官僚  
の政治に転落して行くのである。

春闘構造の定着は、職域日常の連続性、恒常性に敗北した結果と  
しての各単産連合―労働組合四団体の最後のアリバイ工作である。  
確かに、春闘の時期を迎えて、公的情報を受容するかぎり、政府  
・財界・労働組合官僚・それに評論家から学者まで華々しく登場し  
ている。しかし、それらの情報とは別に、自らの足元の動きを冷静  
に考えみると、一体どのように闘いのエネルギーは蓄積されつつ  
あるのだろうか。一方では春闘と関係なく闘いは始まっており、一  
方では闘争のエネルギーは解体しているだろう。そして、春闘を担  
うのは、解体された方なのだ。組合官僚の設定したスケジュールに  
従って闘争を組み、それを背景にして官僚が資本家・政府とボス交  
を行なう。しかも闘争を組むといっても労働者が自発的にそうする

しかも下に行く程、労働集約型で、資本の有機的構成度も低いため、  
簡単に企業を創ったりつぶしたり出来るのであり、その度に労働者  
は、職場から職場を移り変わらされている。日本型賃金制度である  
といわれる、終身雇用制や年功序列制はこれらの弱小企業には該当  
しない。好不況にあわせて資本の投下、回収が容易であるものとし  
てこれらは存在させられている。資本主義形成期にあった戦前の労  
働力人口の調節機関としての都市―農村関係は、現在のには、本工  
―臨時工・季節工、親会社―下請会社関係への転位としてその二重  
構造を存続させてきたのである。彼らにとっては、日々を闘いで表  
現するか、沈黙で受容するかを不断に問われる緊張の中にあり、日  
時設定の春闘とは無関係な領域にある。私はここで、昨春闘あたり  
から叫ばれだした「弱者救済」を春闘課題に含めるべきだと主張し  
ているのではない。もともと経済利害の要求は、当人がなすのが原  
則であり、他者のことまで考えるのは、観念的な逸脱を介する知識  
人の属性であり、マイナスであってもプラスでは決してないのであ  
る。弱者の人々の立場に立つなどの論理は偽善であり、社会・経済  
闘争としては成立しない。

私達は賃金闘争に収約された春闘に日常意識を収奪されることを  
拒否し、自らの課題を闘い抜くことこそ原則である。

スケジュール闘争としての春闘に突入する以前に、すでに各個別  
企業では、様々な状況が進行している。

首切り、一時帰休、職場配転、倒産等である。かかる状況の進行  
に対して、大多数の労組が企業防衛に動き労使一体となった再建策  
に組み込んでいる。

何故かかる方向に労組は動員されるのか。このこと分析は重要  
であり、今後の課題が含まれていると考えられる。

周知のように日本の資本主義形成は、内的過程として展開されたのではなく、明治における西欧列強国の外圧をバネになされた。それ故、西欧的な意味でのプロレタリアートの位置を代行したのは、いわゆる農村の次男、三男であり、小作人である。それ故、当時の農村の社会意識がそのまま温存されたといえる。この農村社会はどろであったかといえ、第一に貧しさの共同性が統括軸であり、第二に「家」の構造に就縛されており、第三に、その「家」の共同体内に占める位置により身分関係が歴然とし、苛酷な収奪構造が成立しているが不時には地主が援助をさしのべてくれる相互扶助の共同体社会であった。そして、他の共同体の構成員に対しては極めて排他的・閉鎖的なものとしてあった。彼らは、かかる共同体から追放されることを極度に恐れたのである。かかる農村社会とつながったままの労働者を抱えた企業の制度や意識は、その延長線上に形成されたのである。すなわち、丸抱えとしての生活保障であり、運命共同体意識である。年功序列制や終身雇用制は自己の一生の生活を企業への忠誠と引き換えるものであり、定年まで働き続けた労働者には、企業からの恩恵として退職金を受け、老後の生活費にするとしようものである。経営者の「自分は何百人、何千人、何万人の労働者の生活を支えているのだ」という自己意識は強烈である。日本に於て福祉制度が発達しないのは、企業がそれを代行する雇用関係が支配的である理由による。また年功序列制が支配的なのは低賃金水準であり生活・労働力の再生産の自然性(婚姻→子供の生産)の最低必要限に設定されているためである。

かかる事柄を基盤としているが故に、組合結合は企業別、産別とならざるをえず、職能別の結合は不可能なのだ。不可避に労働者の企業との結合は、「労働力を売る」のではなく「一生を託す」こと

よう。「家族域」での生活の恒常性は、時間射呈の側で途を断たれ、物価値上げの情報主婦・老人・子供を買いだめに動員し、また家族域に浸透した「便利さ」の調度品は確実な現金支出の恒常性を形成して生活をおびやかしている。とりわけ都市近郊農村の解体は顕著、急速である。また労働観の変質は、親子、夫婦間で時間構成と価値観のズレを顕著にしている。一方生活防衛の側からは、インフレと失業に狭撃されて、今まで通りの生活水準維持のために、収入獲得のためにはいかなる労働条件をも受容する形で、老人・主婦が新たに労働市場に参入し、経営不振→規模縮小に伴って、企業防衛↓解雇(転職)に分岐され社宅居住者や地方都市労働者は地域関係を解体されつつある(六十年初頭の三池等を想定すればよい)。

「家族域」が対幻想の「場」であり、「職域」は自己幻想表出の「場」としてあるが、それらの場に共同幻想が憑いて構成されている。労働者にとって労働は、自己の維持と同時に、対幻想そのものではなく対幻想の「場」の維持を構成要素とする。すなわち「職域」は、「自己幻想」と「対幻想の場の維持」を表現するかのよう

に累積された共同幻想に支えられているのである。

「自己幻想」表出の場としての職域は、公害の発生、技術による疎外、職業病の発生、個人の時間の構成の解体等の進行のもとに、そしてとりわけ全共闘運動以降の世代によって、その共同幻想性を低下させられている。問題は、「対幻想の場の維持」を仮構する職域の側である。ここに仮託される幻想は、要求として「生活に必要な賃金をノ」として集約される。強インフレ下に於ての春闘賃金闘争は、名目賃金上昇要求から、これへの転換へと労働組合四団体を促している。にもかかわらず、「生活に必要な賃金」は水準を設けず、切実性を組織できないでいる。少なくとも、そのことが

になり、企業防衛を第一義とする転倒を生み出す。同時に、労働者の企業間の移動は、先述したように集団構成が排他的・閉鎖的故に労働者の側も職場を変えなからず、労働条件が他企業と比較して劣悪であっても労働力移動があまり急激ではないため、企業間格差が存続しているといえる。

このような農村共同体の遺制観念を繰り込んで企業意識(労働者の意識および経営者の意識)は成立しており、都市→農村の二重構造の遺制は、企業意識の二重構造として、また親会社→下請→孫請の二重構造として近代の中に存続しているといえる。

高度経済成長の下に許容された春闘方式は強インフレ進行と、不況の同時進行の中で、日本型二重構造の全面的顕在化のもとに、外面的華々しさとは逆に、解体へ歩を進めている。心残りは、私達がそれを強いたのではなく、状況がそれを強いた点である。

#### IV 闘いへの指示向線はどこに

景気刺激(雇用機会の増大)↓強インフレ、インフレ抑制(総需抑制)↓失業・倒産なる相反する構造的矛盾に突入した世界経済は、病気に例えれば、栄養を十分に採らねばならぬ結核と、採ってはならぬ腎臓病を併発したときのものである。これら双方は、いずれにしても民衆の生活を解体せずにはおかない。かかる負債はブルジョアジーにとらせるのが原則であるが、事態は必ずしもそのようには進行していない。では一体、反撃へ至らぬ民衆の「生活」と「生活思想」は、どのような水準にあるのか。

強インフレが強い負債は、経済的領域にはとどまるものではない。少なくとも累積された関係時間の一切を解体しつつあるといえ

可能なためには、労働者が「歴史的価値構成」と「恣意的判断」のズレの修羅場をくぐって、自立する以外に途はない。苛酷になっていく情勢と「白々しさ」が支配していく状況への拮抗は、このことを強いているのである。

この間の様々な矛盾は、民衆の側に緩衝構造を保持させて進行している。私達の課題はそれ故、「民衆の側に転嫁された緩衝構造」日本型二重構造の解体」であり、そのことこそ、負債をブルジョアジーに帰す途であるといえる。労働四団体が神託のごとく叫んでいる「弱者救済論」など、より一層の「民衆(労働者)の側への」緩衝構造の転嫁と定着にすぎない。

春闘へ向けて労働組合四団体から様々な「制度」要求が登場している。「最低賃金制」、「福祉制度の拡充」、「年金制度の改革」、「独禁法の改定」等であり、また同盟提起の「企業経営への労働者参加」である。同時に企業の在庫調整を含めての生産規模縮小・閉鎖による一時帰休制度雇用調整法の制定として、強インフレ・倒産・失業問題の救済策が提起されている。

これらは、あたかも「国民的」課題のごとく情宣され流布されている。しかし当事者が白々しく受けとっている事と、組合官僚・既成左翼評論家の喧騒さとのコントラストは一体どうしたものか。マスコミへの華々しいアドバルーン上げとは逆に、組合内部への働きかけは、「政党支持の自由」↓統一地方選へ向かっているのが内幕である。

同時に、これら諸制度制定への動きは、民衆定在のクビレ累積としての国家(共同幻想)への更なる累積であることを肝に銘ずべきである。生活過程における民衆への国家的契機の本質的には、新たな共同幻想への繰り込みであり、募奪である。これら国家

的契機の強調の背景には、「国家Ⅱ経済共同体」、「経済的利害に回収されうる国家Ⅱ国家の中性化」なる思想・イデオロギーの登場を有しているのである。そして、「制度」に労働や生活の強いられた連続（恒常）性を仮託していく根拠は、生活や労働の恒常性を思想として取り出すことや、その連続性の緊張に絶え得ない知識人の「時間性」からの逃避として、「制度Ⅱ時間の連続性」なる疎外と仮構を生み出していることにあり、同時に、労働や生活の連続（恒常）性を自体として扱い切れない現下の労働観念や生活観念が「制度」を連続（恒常）的なものと仮構して引き寄せていることにある。私達は、「制度」要求に組するのではなく、現下の労働観念、生活観念を、それ自体として扱い切ることには指示向線を定めなければならぬ。

## 第Ⅱ部

- 国家公務員労働者運動の△自立▽の方途
- 個別闘争が越えるべき思想的鞍部は何か
  - Ⅰ 光文社闘争に関して Ⅰ
- 中公闘争の課題は何か
- S工高校不当解雇撤回闘争報告
- 制度と化した日教組を解体し学校教育共同幻想を撃て！
- 福祉労働者スト権問題
- 地方自治体の敗政危機、人件費攻撃をいかに闘うか
- 横浜港よりの報告

## 国家公務員労働者運動の△自立▽の方途

— 74 春闘結果と展望 —

有 馬 真

### (1) 出発点の確認

私たちは、今期春斗において初めて国家公務員労働者運動の現下の歴史水準とその構造を私たちの側へ引寄せを試み、公務員労働者の労働日常をめぐる労働・生産△観念▽の累積水準と空間的な共同性の理念的及び具体的な切開から、国家—社会編成の歴史的構成に根在的に拮抗しえる公務員労働者運動の方途を開示せんとしたのである。

私たちの出発点は、政府支配層の徹底した国家規範を根拠とする管理支配秩序の下で無惨な労働日常を強いられている労働者の現況と、それに抗することもなしえず、しかもなし得ない度合だけ日常矛盾の累積構造を△国政革新▽なる現下の自由国家水準を一步も出ることのない政治幻想により擬制的に救済しようとする国公労組運動に対する異和感であった。だがしかしながら、かかる異和感をいかなる形態において表出していくのかについて私たちの位置は、いくつもの未確定の内容をかかえこんでいたことも確かである。国家公務員においても激動の68年以降、国公反戦が結成され、一定の運動を展開したのであるが、71年以降全面的に解体し、水俣斗争、国公労活運動という形でのみ残存しえた。そしてこの反戦派が、労働者運動の日常性に敗退してゆくなから、私たちの試行は開始された。

私たちが、とりあえず確認したことは、私たちは、組合内左翼反

対派も、左翼少数組合をも、更には政治的統一戦線への労働者運動の再編成をも私たちの里程標としないこと、実的には組合員として行動するとしても、組合運動の延長上に私たちの労働者運動を想定していないこと、何よりも労働日常の△観念▽の累積水準を突破する回路を、私たちが構想しえるのかどうか、そしてその構想を労働日常へ還流させる方途を獲得すること、を私たちの現下の課題とするということであった。

そして具体的局面において、私たちが行動の指針としたのは以下の諸点であった。

(a) 労組幹部の指導規範強調、幹部代行への対峙と個別職場における徹底した大衆討論の遂行、独自情宣の実施

(b) 管理職層との具体的対峙関係の創出、当局の公的規範への対立。これらは、つとめて労働者の日常矛盾を規範性へと疎外させることなく、具体的に闘いへの内発力を解放しようとするものであった。

この地平から私たちが、今春斗で了解し、獲得しえたものは多岐にわたるが、とりあえず、今春斗の概観から見たい。なお、総評次元の要約は、少々くどいが、国公労組の水準を確定する意味で必須なものとして付加した。また国公労組という表現は、文章上の作為であり、国公労組という実体は存在せず、国家公務員労働者は、大蔵、農林、通産等々の各省庁別に組織されており、それらが連合して国公共闘を形成しているを、前提として了解していただきたい。概略、国公労組という単一概念を作為したとしても、その個別労組の質に格段の差異がないからである。

昨秋の石油危機を引金とする構造的インフレーションの狂乱的発現は、労働者の生活圏の基底における生活破壊への危機感のたかまに比例していわゆる個別賃金斗争の連合としてのみ機能してきた。春闘を、かつてない規模の実力斗争の水位へと押し上げ、又日本労働運動の現下の歴史水準に規定された形として不可避に個別賃金斗争の枠組を超えた弱者救済、社会保障、最低賃金制の確立などの国会的、政治諸課題を担うものとして発現せしめた。そして現象的に見るかぎり結果的には、政府・支配階級と春闘委との弱者救済に関する妥結内容及び妥結時期からも明らかのように、国家―社会編成の歴史的矛盾累積の発現としてのインフレーションによる生活価値破壊を今春闘は一切打破しえず、労働者個体の闘いへのエナジーは、従来の春闘と同様に個別企業域の賃金斗争へと収束され、今春闘が八国民V春闘という八国民Vという度合だけ七夕参院選へと政治的に疎外され、私たち労働者は行末を知らぬ生活破壊の進行を為すすべもなく私的性においてのみかかえこみ、その私的性が無惨であることにおいて政治幻想が労働者の生活を統括するものとして私たちが了解することを今春闘の経過は強いてきたのである。

春闘共闘委員会（総評）の次元における74春闘の諸相を評価してみよう。

前提的に、いわゆる八春闘V方式というパターンを要約しておくに、この八春闘V方式は、戦後日本経済の高度成長期に相応した賃金斗争形態であり、鉄鋼、化学を中心とする民間大手企業労組が資本の側とのポスト交による一発回答妥結して春闘賃金相場を形成し、

春闘共闘委の次元における特徴は、四月交通ゼネストの收拾声明に明白に表象されている。つまり、弱者救済などの国民的諸課題の斗争成果を、たかだか一人約二千円弱の一時金支給であるにもかかわらず過大に評価し、逆にストライキ行動については「国民への迷惑をわびる」態度に終止し、しかも労働者が生活破壊から身を守るために手中にした今春闘の最大の成果である大幅賃上げの実現については一言半句も表わしていないという、徹底して八国民V規範性の側への74春闘の位置づけである。換言すれば、かかる八国民V規範性の強調は、次の2つの点における総評・民同の根本的虚弱性を露呈しているといえる。

すなわち(a)インフレ矛盾の生活価値破壊を日常圏において労働者の生活のための実力斗争としてたたかわれた春期賃金斗争へと表出された労働者の内発力に対する不信と、生活を根源とするたたかへの積極性と自信のなさであり、また同時に(b)自ら引受けてしまった国民的、つまり国家―社会構成の根底的課題であるインフレ阻止の闘い、を労働者運動が本質的に担いきれないにもかかわらず、政治斗争の実力部隊として仮象を体現することの落差を直視することへの自信のなさであり、その端的な姿である。

私たちは、このような春闘共闘委の姿勢に対し、ある種の危機感を抱かずにはいられない。それは総評・民同自身ではなく、何よりも日常圏において日々無惨さを食いつぶす以外には生きることの出来ない大衆の苛酷さへの方途の暗い想いであつた。

停止することのないインフレの進行と、徹底した資本の生産性向上を大義とする合理化、労働の強化、労働者大衆総体の大企業組織

民間中小労組や公務員労組がその相場を指標として資本又は政府に賃上げをせまるといふ斗争方式であり、内容的には、企業資本の生産性が許容しえる賃上げ幅を、労組自らが資本と密通して生産性の上昇に見合う賃金配分として自己規制してきたのであつて、このことは、資本の側からする生産性の向上を名目とする生産・労働過程の徹底した合理化、労働強化や中高年齢、婦人層、パートタイマー、アルバイトの低賃金労働者不安定雇用者層の目的的形成、中小企業労働者層との賃金格差の温存、更には公害問題に典型的に見られる社会的諸矛盾の累積への黙認の事態、に全く労働者が拮抗しえないというものであつた。

このような春闘の方式は、労働者運動の構造として、労働者運動が労組運動であり、労組組織が個別資本の従業員組合の連合であることに対応するものであつた。

しかしながら、ニクソン声明以来の構造的インフレーションの加速的進行と石油危機を引金とするインフレの危機的発現は、いわゆる高度経済成長下でのみ機能しえた八春闘中式Vを遂行不可能なものとしており、例えば昨秋の「インフレ手当要求」斗争はその端初的表われであり、資本の生産性の上昇に伴なう労働分配率の上昇という賃金斗争論から、いわゆる生活給、生活賃金斗争論へと賃金への理念も大きく転換しようとしているのである。

現下のインフレ矛盾に今期春闘が一切対応することが出来ず、現在に至っていることは明らかであるが、私たちはインフレ矛盾下の春闘に、総評・民同の春闘共闘委員会がいかなる位置をとりえたのかを次に見ておこう。

労働者層と未組織・不安定雇用労働者層との賃金格差の拡大、と一切は未解決であり、解決へと向う道程にも至っていないのだ。

私たちは、まず今春闘で第一に評価すべきことは、最大限改良斗争であろうと、約三〇%以上の大幅の賃金上昇の獲得であり、このことを除外しては一切の問題は成立しないと考える。

労働者の運動が問われるべきことは、政治革新でも、国民本位の斗争でも何んでもなく、生活危機を突破しようとしてたたかわれた賃金斗争の内容自体、つまりそのたたかきを支えた労働者の生活思想と、運動の構造が問われねばならないのだ。私たちは労働者運動に次のような原則規定をなしている。

国家―社会という近代共同体構成において、私たちは政治的幻想国家の水準において国民・公民として抽象的に等価な主体であり、市民社会においては何らがの職業人であり、私的社會人として純化された形での地主、資本家、賃金労働者としての階級性と、雑多な労働、所得形態と水準に見合った階層性を刻印されており、いかにえれば国家においては法に疎外され、社会においては階級に疎外されておき、そして労働者運動は、賃金労働者という社会的に等価な主体をもつて運動であり、それはこの等価主体の定位置より全歴史的社會經濟構成体の水準と衝突せざるを得ぬものとして労働過程・関係をたたかきの主戦場・つまり労働日常圏を原因としており、労働が何よりも生きるために自然から強いられていることに見合つて、端初的には「生きる」ための目的としている、ということに外ならないし、また労働者運動は、決して政治斗争の代行も、優位もなしえず、労働者運動の普遍性は、労働過程の個別具体性の空間域

でのたたかひの徹底化により時間累積を引寄せざる以外にはありえない、ということである。

したがって春斗共斗委の74春斗の位置づけは、すでに端初性の次元においてその無効性にさらけ出されている。

問題は明瞭である。

いわゆる、△国民▽春斗が個別企業の賃金斗争へと闘いが収められていくと同時に△国民▽規範性をますます強調しはじめ、労働者のたたかひが△国民▽的正義の斗争であるかのように仮象していることは、換言してしまえば資本の許容しえる範囲に賃金ベースを限定したところで賃斗を行い、資本の徹底した合理化、労働強化を許容しつつ、個別従業員組合が国政革新とか、民主連合政府とかを訴えるという横目に外ならない。

つまり、今春斗が開示した日本労働運動の水準は、私的生活に密着した側での賃金問題に表象される労働者の私的現存性が、△国民▽規範性の側での△国民▽春斗及び国政革新問題に表象される政治国家的公的幻想に接木され、限りなく円環するという構造そのものである、と私は考える。労働日常においてだめな運動しか展開しえないものが、政治運動を担おうとする茶番劇である。

そして、春斗共斗委は、個別性を離脱しているだけ国家幻想の水準で発言しているにすぎない。

私たちは、かかる円環構造が一切大衆の日常性を新たな共同性の形成へ向けて解放していく契機、△自立▽の契機を開示することもなければ、政治革命を準備するものでもないと言明しえるにちがいない。

### (3) 74春闘と国家公務員

労働者運動が、理念化や言語化することの困難な日常圏を基底としていくことに対応し、私たちは、自らの戦場である国家公務員の労働運動を考察することが極めてむずかしいという感を禁じえない。それは、私たちがより生活者の側へ身を置くという位相から不可避なものと思われる。

事実的経過について詳記しえない場合があるが、その点は了解しておきたい。

74春斗の国家公務員労組の次元における発現を現象的に見ておきたい。

- (a) 春斗共斗委のストライキ収拾声明とは対照的に、総評内単産の国公務員組は、まず第一に賃金斗争に始まり、賃金斗争に終り、平均三万五百円の賃上幅の獲得が斗争の成果として強調されている。
- (b) その度合だけ、当初から弱者救済、社会保障問題等は全く具体的討論もなされないまま単にスローガンの形で設定されている。
- (c) 官公労の労働基本権問題は、△広く国民の支持が得られていない▽ものとして直接の目標にはなっていない。
- (d) 春斗共斗委が弱者救済等において、その関連から△国民▽規模性を主張したのに対し、賃金斗争のみに終止した国公務員組は、全く無媒介的に△参院選での国政革新を！▽なる表現をなしている。
- (e) この政治性は、具体的労働日常の国家幻想への還元という位相で、今春斗以後急速に労働組合幹部層より展開されており、それは、△国民本位の行政▽△行政の民主化▽論として強力に打ち出され始めた。(日共の機関紙「赤旗」は、国家公務員労働者に向け

て、行政の民主化、すなわち民主連合政府の生成により、公務員は、生きがいをもって、大衆のために働くことが出来る、と書きたてた。

このような諸相からすでに明らかのように、賃金をめぐる運動が、無媒介的に、政治性としての△国民▽規範と接木されるという、先に見ておいた私性が公的性と円環する構造は、この国公務員組において、より純粋な形で表われている。私たちは、この構造が、具体的な斗争局面においてどのように発現されるのかを、いやという程つき合わされた。

国公務員組は、(1)四月統一ゼネスト時に、「交通スト」を理由として自宅参加をストライキの基本形態として設定し、(2)公務員住宅地における居住地集会所を部分形態とし、具体的職場においては政府管理者層のスト破り、出勤の強要に一切に抗することもせず、(3)ストライキによる欠勤分の経済的損害を少くするという理由で、半日反復ストを事後的に特別休暇という当局の攻撃の前に、その攻撃に敗北したことを明らかにせず、当局の管理支配秩序に乗っかる形で労働者のたたかひへの思いを擬制的に救済すること、をやってみただけである。

労組幹部の論理はこうだ。「公務員労働者は、民間労働者と異なり、ストライキにより政府支配層に経済的打撃を与えるわけでもなく、また春斗の統一行動でもあり、更に公務員は、欠勤の有無に関わりなく、争議行為は処分の対象となる以上、出来るだけ損をしないように行動すべきである。」

だが、彼らは根本的な事項を一切語っていない。そして彼らがそれを語らない限り、彼らは労組幹部として延命しえるのが現下の国

公務員労働者の運動の水準である。つまり、彼らが語っていないのは、公務員労働者の労働日常における敗北の累積ということである。

74春斗に対し、政府人事当局は、ストライキ争議の事前禁止、処分予告通告、交通ゼネスト時における組合員への宿舎、庁舎泊り込み強要、出勤の事前強要、討論(職場)の徹底禁止、国家規範の徹底した強化、出張、外勤への命令等々の徹底した圧殺策を遂行し、予想当りの効果を奏した。これに対し、国公の各労組は、具体職場において管理支配秩序との血み泥のたたかひを努力することなく、かかる日常における敗北を、△自宅参加▽△参加なる表現に注意された(1)、△居住地集会所▽△特別休暇申請▽という方針の提起において、△統一と団結▽神話の側で一切救い取るという姿勢に終止したにすぎない。△統一と団結▽信者は、それでもいく分かは救われる。

だが困難な、きわどい日常性を生きねばならない労働者において、かかるたたかひとは一体いかなるたたかひであったのか。

私たちはすでに、あらゆる機会をとらえて国公務員組の運動理念を批判してきた。殊に△自宅参加▽△居住地集会所▽及び△特別申請▽について再度、略記してみよう。私たちは、労働者のたたかひは、あらゆる形態が存在すると考え、そのひとつに欠勤、休暇斗争が本質的に日常性を解放しえるのは、労働者の集団が政府の管理支配規範を体現する職場共同体に真正面から拮抗し、その規範水準を突破しえる契機を獲得しつつある質をその関係において形成しえている場合だけであり、職場討議はおるか、労組幹部の△組合▽代行幻想と共に労組への根底的不信感を日常労働過程から保持せざるをえない労働者の相互交通さえ行われていない多くの国公務員組において、



上記欠勤、休暇斗争が全く構想もされないことが自明であるにもかかわらず、△自宅参加▽△特別休暇申請▽をなすことは、単に労働幹部の大衆代行幻想の自認にとどまらず、日常圏における労働者集団形成の方途を一切放棄していることである。△参加▽なる概念そのものが、近代市民社会—国家の自由概念の水準を一步も出しておらず、大衆の日常圏は△参加▽とか△自由▽とかで生起していない。△参加▽とは、幻想的共同性の側でのたたかひのイメージでしかありえない。

必死で出勤した労組員と、とにかく電車もバスも動かないので、出るに出不れない労組員の二種類しか存在しなかった。△参加▽なる表現は、労働者大衆の暗いおもしろしを一切切開しきれない。

△居住地集會▽はどうか。これも上記と同じように、単に労働幹部の自愛以外の質をもちえない。私たちは、むしろそこでの無惨な事実こそ注視しておきたい。△公務員住宅地区▽という特殊利益階層の空間において、労働者は、日常的相互監視と、徹底した職階差に対応した相互不信のため、集會など話題にもならないという事態である。それは、二重の意味で極めて重要な問題を提起した。労働者の労働集団関係を、家族圏と直接に接木していることであり、その結果、家族圏から当然にも拒絶されてしまったことであり、他方は、にもかかわらず国公労組は、この居住地集會を今後の基本とする方針を提起しているということである。

国会労組は、居住地集會において、現象的に敗退したのではなく、労働域における労働者の集団関係、共同性と家族域における対関係との位相差を全く把握していないという根本的な労働運動の理念そのものにおいて、日常圏総体に撃退されたといえる。つまり国公労

組は、△国民▽的支持を得るため、更に△公務員▽特殊性を、政治幻想の側へ抱き込もうとしているにすぎない。

労働日常を扱いていない労組が、家族日常をも扱いて得るはずがないのだ。

最後に、△特別休暇▽申請問題は、そもそも△特別休暇▽なるものが、この春スト行動に対し、当局の一見労使協調的な労働解體策として体现されているにもかかわらず、労組は、この点を不問にして△労働者の経済的実損の減少▽という理屈をこねまわし、あたかも労働者の意志であるかのような仮象において労働幹部代行幻想に集まつて組織規範として処理した、ということである。

私たちは、自らの敗北を、はつきりと確認すべきであり、労働日常における政府支配秩序の規範への敗北こそが徹底して透視されねばならず、この規範に拮抗し、それを徹底して相対化、無化してしまふ質をもちえない理由は、そもそも日常性における敗北以外の何物でもない、と主張した。もちろん労働者ボス供が私たちに回答したことは、私的テロによる庄殺と、△団結と統一▽規範の強調と、政治革新への価値づけの強調ではない。

私たちは、春斗の経過の過程で、しだいに国公労組幹部層との党派斗争の抗争へと引きつり込まれていった。だが、私たちは、社青同や革マル派、その他の党派のように労働者をイデオロギー的に批判することで充分という位相を当初よりとつていなかった。何よりも労働者大衆の日常性こそが開かれなければならない、国公労組のだめさ程度は、公務員労働者のだめさ程度の逆倒した態様であるにちがいないし、私たちは、この大衆の日常性へと自らの位置をすり寄

せて行く以外に、私たちが春斗にかかわりきろうとした根拠はありえないと考えた。

ここで再度、国公労組の労働者運動の構造を、国家—社会編成の側へ引寄せて考察しておきたい。

先に、国公労組においては、賃斗に表象される経済斗争と、国政革新なる政治斗争とが接木され円環するということを指摘しておいた。このことについて、社青同、革マル、構改派の側から、△帝国主義を打倒する、階級的労働運動の新たな潮流を！▽なる旨の、政治過程への労働者運動の普遍化こそが問われていると批判がなされてきた。これに対し、国公労組幹部層（この連中は、全て日共黨員と思つてまちがいない）は、労働運動は、大衆運動であり、政治運動でないし、労組は、大衆、組織であると、従来通りの対立がなされたにすぎない。

だが、両者は、表面的には対立していても、根本において全く同様の認識を労働運動になしている。それは、政治運動、政治過程への普遍化こそが大衆のたたかひの価値であるという立論の根拠である。日共の、党—（活動家）—大衆組織という構図の価値系列は、今や自明の事項である。これら諸党派が、一切対応しきれないのは、労働者大衆の労働日常そのものである。一方がこの日常圏に、△反帝国主義▽戦士共同体を夢想するのに対し、他方がこの日常性を不問にして、政治幻想により日常性を統括し、救出しようとしているだけの相違であり、日常性への政治優位、政治運動による代行という日本の大衆社会運動の負的伝統を体现しているにすぎない。

現下の国公労組が、賃金斗争だけであり、体制的普遍課題を担い得ないことが問題なのでも、労働戦線の統一や、国政革新への統一

化がなされていないことが問題なのでもなく、賃斗と政治革新に表象される円環構造こそが問題なのである。この構造は、ブルジョア社会—自由国家の水準を一步もこえる質を有していない。

私たちの側から問題を立てれば次のようになる。

- (α) 労働過程においての労働日常の生活矛盾を賃金斗争という賃金の高低の問題へと解消し、この生活矛盾を貨幣との交換取引の内実としていること。
- (β) (α)の解消により、具体個別職域における管理支配秩序への労働者集団形成による拮抗を一切放棄し、徹底した国家幻想、公務員規範の強化、合理化、人員削減、不当配転への大衆のたたかひの内発力を、労働の△統一と団結▽神話へ服従させていること。

(γ) 国家公務員は、△国家▽に奉仕し、△国民本位の行政▽を遂行すべきである、と労働自らが主張している水準に表われている、△国家▽幻想、を無条件に、受容していること。つまり△公務員▽は、大衆の規範的人格たるべしという△観念▽の水準である。

(δ) 各々の職場の自然的な共同性を、労働者の集団性として設定していること。具体的には、反特権官僚運動である。職制をとびこえて、特権と斗争するのだ。だが、特権など具体的に何者なのか全く不明であり、表われるのは、政府のみである。

(ε) 労働日常の矛盾を賃金と引かえて、残余の労働者の解放へのエナジーは、(γ)、(δ)から当然のことであるが、労働者のための政府の実現という国政革新幻想に全く還元させること。

(ο) 以上のような擬制が、労働者大衆に支えられていること。そ

して、この労働者の態様は、何よりも、労働日常の自然的な共同性に対する禁制にあるものと思われる。それは、実体的には、管理秩序としての労働共同性と、賃金交渉団体としての労組規範としての労働者共同性として発現されている。

だが、私たちは、この自然性としての共同性は、時間的には労働者大衆の労働の觀念累積として、空間的には、なによりも労働する事の現存性として抽象しえるものと考ええる。

この現存性は、生活し、食っていくための存続に根拠があるにちがいない。また歴史性は、公務員労働についての觀念の累積としてまず把握することが出来るであろう。

国公労組が、労働者大衆の日常を解放しえておらず、依然としてその方途にもつき得ていないことは、何よりも労働者の敗北の構造を切開することを私たちに強いている。

#### (4) 共同觀念としての国家公務員

公務員、殊に国家公務員とは、何者なのか。人が社会において何らかの職業人であり、賃金労働者として労働者大衆は階級に疎外されており、また労働と所得の形態により、たまたま諸々の階層を刻印されている限りにおいて公務員労働者は、階層的に「公務員」であるにすぎない。公務員であるが、そうでなかるが、賃金労働者として社会・経済構成においての階級疎外態の一態様であることは自明であり、生活するために、たまたま「公務員」労働という形態を体視しているにすぎない。

しかしながら、公務員の労働過程が、資本の生産過程として発現

されていないことも確かであり、社会、経済的には、総資本の生産、再生産過程に組み込まれるものとして規定されざるを得ないこと、また「公務員」という階層性は、社会内階層であるとしても、より国家一市民社会という分岐構造からなる近代共同体そのものに伴う時代性として、国家幻想と市民社会を行政という形態で架橋する近代官僚制の定在として規定されていることが、まさしく「公務員」労働の要である。

つまり換言すれば、国家公務員は、市民社会における私人として社会、経済編成に組み込まれると同時に、その労働が国家規範の定在として全く共同幻想の側に還元され、公的な規範の現存性としてしかありえないことである。したがって国家公務員労働者は、「公務員」労働を担う限り、労働過程の具体個性自体が「国家公務員法」を中軸とする「法」に疎外され、4・25判決等に見られる通り、労働過程ばかりか、私的生活全体において「公務員」者、つまり国家規範の人格的定在であり続けることを強いられている。例えば賃金斗争をひとつとっても不可避に「給与法」などの国法と衝突せざるをえず、雇用者としての政府、ブルジョア政治委員会が、国家規範として対峙して来るのである。

このような国家公務員労働者の私的性が同時に国家幻想の公的性として擬制化されるという位相から見れば、労働者の私的な労働日常矛盾を国家幻想の側（つまり国政革新、民主連合政府）からしようとするのは、現在の国家一社会編成の水準に全く拮抗しえていないことは全く自明であり、むしろ「自然的」ななりゆきである。私たちは、国家公務員における生活日常からの私的性の突出は、共同幻想としての国家規範と衝突せざるを得ないという位相は、労働者運動の展開においていかなる課題を投げ与えているのかを私たちの中心的考察としなければならない。

労働者運動の展開においていかなる課題を投げ与えているのかを私たちの中心的考察としなければならない。

私たちは次のように考える。私的性と公的性とのせめぎ合いは、労働者運動の基底を鋭く問うものであり、公務員労働者が生活日常を解放せんとすることは、国家規範を徹底して相対化し、かかる国家規範の根拠を透視することでもあるということに外ならない。すなわち、「公務員」労働に関する国家幻想の歴史的累積の水準と、国家幻想を再生している大衆の現存性を突破するという指示向線を獲得する以外には、公務員労働者運動の新たな水準の展開は不可能である。

現下の国公労組が、この課題を担いきれないことは私たちに了解済みだ。私たちの方位を確定するために、もう少し詳細に検討しておく。

政府支配層の公務員の管理支配秩序は、概略以下のような骨格を有している。

- (a) 国家公務員の政治活動の禁止（例えば労働時間外であったとしても）、団体交渉及び労働争議の禁止。
- (b) 徹底した賃金抑制、つまり低賃金政策。
- (c) 公務員の賃金体系に表象される著しく細分化した階層分断政策と職務分化体制。（ちなみに国家公務員の給料体系は、職種に基づいて8職種群16体系に分かれ、各々の体系が職務分類に基づいて90等級が3〜9等級に階層化され、各等級は15〜37号俸に分化されている。）
- (d) 著しい学歴及び男女差別体系。（A〜Mまでの暗黙の序列化が

ある。ここで東大法科卒はMクラスで昇格は、飛び昇格をする。Lは東大経済学部卒、Kは大学技術系卒……である。

- (e) 勤続年数、職務度を指標とする終身恩給制度、更には定年制不在の職種の現存。
- (f) 公務員の待遇を改善し、職務の中立性を保つため(a)の代償としての人事院勤告制度。

この(a)〜(f)で浮び上がったくるのは、公務員労働者の身分階層的な国家規範の体现の度合による徹底した序列化に対応する国家規範の価値化、「公共」性優先の支配思想である。

前記した特徴は、市民社会に多かれ少なかれ存在する態様であり、それを徹底して規範化したものといえる。それは、大衆の日常が疎外した共同幻想としての国家が逆立して大衆に提示する日常労働生活の規範である。

そして歴史的に概観する場合、日本の大衆が、いまだかつて日本の政治・社会変革の主要部へ登場しなかったが、明治維新は、旧武士階級の下級層を主体として近代ブルジョア国家一社会への移行に終り、日本独特の天皇制を形成されたし、極東の小国日本を富国強兵、殖産興業政策のもとに西欧化、資本主義化を積極的に推進したのも旧武士階級の出身者であり、ここに近代官僚制の創生を見るわけである。明治期の典型は、大衆の知性を、帝大（東大）から洋行、そして官僚という経路で、国家へ、国家へと収奪され、明治官僚群が形成された構図である。

日本帝国主義の成熟期に入り、2・26事件に象徴される農村出身の青年将校による革命がこの構図を突破するものとしてあったが、

統制派軍部の圧殺により収束され、軍部の主導下に入っていくが、その際に軍部を補充していったのが近代的感觉を有した新官僚群であった。

戦後の産業復興、高度経済成長を国家政策として積極的に担ったのもまさしく官僚であった。

階層的に高級官僚と小官吏、国家公務員と地方公務員との差異があるとしても、公務員は、近代日本の共同規範の人格定在として存続し、知的大衆は、全て共同規範の側へ系列化され、これに対応して日本マルクス主義政党も△自然的▽に官僚体制を完成していった。

そして大衆における△公務員▽観念は、要約すれば次の三点に見ることが出来る。

(α)今日の教育構造の根幹を形成する「学問⇨財産」という知的大衆の観念累積の水準に相応し、依然として東京大学(法科)⇨(外国留学)⇨高級官僚のパターンを中核とする大衆の知的上昇の価値化、共同幻想への同致の志向がある。

(β)(α)と密接に関連して、「低賃金であろうとも安定した、恩給の付く公務員」という、生活の側からの大衆の願望であり、これは単に生活資料の面からばかりでなく、特に地方農村、市町において著しい「公務員⇨人格的に信用できる」というある種の人間の共同幻想の側からの価値づけという観念水準がある。

(γ)だが反面、大衆において公務員が一種の願望の対象である度合だけ、大衆は「官僚天国」、「日の丸親方」と公務員なるもの、行政なるものを根底的に卑下に、拒絶していることも確かである。つまり、日常生活圏において累積される諸矛盾に生活を犯され続

労働者の労働過程における定在を全面的に国家規範の側へ還元し、この国家の側からのみ労働を公共性、国家の領域内のものとして意味づけるあり方がある。

(Ⅳ) 研究、科学技術、医学職種の技術系卒の公務員にみられる労働過程を、理念(自己の)、つまり科学技術とか、医学であるとかの理念一般の側から規定するあり方がある。

(Ⅲ) 中級、初級高卒公務員、行政(Ⅳ)公務員にみられる労働過程を、全て生活者が強いられる私的性へと還元する労働生活の観念のあり方がある。

このような(Ⅰ)⇨(Ⅳ)の類型に私たちが抽出しえるのは、今春斗の経過においてこの類型相互に鋭い対立と、類似の仕様が発現されたからに外ならない。

私たちが最も注視したいのは、(Ⅰ)と(Ⅳ)との現象的過似性である。つまり管理支配層との対立が鋭くなり、労働日常が、従来の秩序を喪失していくに伴い、公務員労働者の争議行動そのものに反対してきた(Ⅰ)の類型層と、とりわけ中高年若年層を中核とする(Ⅳ)の類型層の労働者が、(彼らは当初、最も春闘に力を注いでいた)、ストライキの収束へと歩調を合わせ始め、労組もそのように行動したということがある。

ここには、私たちが、くどい程述べて来た生活圏からの私的利害の突出が、共同幻想に全てかすめ取られるという構図がはっきりと見える。家族圏を中軸とする私的生活が、労働日常の生活と地続きなものとして扱われており、家族圏と労働圏との位相差が明確でない度合だけ、共同幻想へと価値づけをなしており、しかも、個別職場の△自然的▽共同性への衝突のもたらす反動に、自らいかなる

ける大衆が、言語表現、理念化することの出来ない生活日常の無惨さは、決して行政とか、国家とか、政治とかに救済されることはないことを日常性から了解しているということがある。だが、この(γ)の心性は、いまだかつて大衆の生き方の根底にすえられたこともない。

そしてこのような大衆の△公務員▽観念に典型的に見ることの出来る負の伝統こそが、転倒されねばならないものとして私たちの前に立ち現われている。

そのためには、いかなる回路を必要とするのであろうか。私たちは政府支配階級の公務員労働者の管理支配規範と大衆の観念の水準を一応了解しえたと考えるので、次に公務員労働者の△自然的▽な共同性はいかなる質を体现しているのかを見ておこう。

何よりも直接的に支配秩序が明確な姿をとって表われてくるのは、徹底した職務、職階制による序列化がもたらす、労働者の労働日常観念の落差であり、そしてその共時的存在である。

それは各省庁別はもちろん、同一省庁の部局内部においても現存している。大蔵省、文部省、法務省、総理府等の行政の中軸を担う部分においては、政府の労務管理は極めて徹底しており、組合弾圧等が完全に遂行されているし、国税庁、建設省では今、マル生運動が日常化している。だが通産省、厚生、農林省等のより社会性へと深く介入していく行政官庁においては、おのずから労組の組織率も高く、行動力も一応は存在しているといえる。

また労働の個別域における内部的な労働観念の格差は、以下のよう

に抽出できる。つまり……  
(Ⅰ) 行政(Ⅰ)職種、大学卒であり上級甲種の公務員に典型的に見られる  
方途をとるべきかが全く不明であった、といえるのが、(Ⅳ)の類型である。

(Ⅱ)の類型は、事象を理念一般で規定するという理念性において(Ⅰ)の共同幻想への還元の型と同方位である。

このような相互の差異を階層的にひとまとめにしている国公労組が、不可避にがかる問題は、労働者の集団形成の中軸は奈辺に見出しえるのか、である。そして思想の次元から見れば、△生活▽をめぐる思想、そして△労働▽をめぐる思想(戦後世界の生産力思想、をどのように突破しえるのか)、こそが問われている。

私たちは、現下の国公労組が、(Ⅰ)と(Ⅳ)の密通という構造に従順であることはすでに自明であるし。また労組反対派が、理念一般として、いつさいこの構造を見ることが出来ず、△帝国主義▽△ゼネスト▽などを単に放言しているにすぎないことも自明である。

### (5) 我々の途

国公労組の運動水準は、先の(3)項で記しておいた。それは依然として現在も連続している。だが、国公労組が、総評・民同の水準をある面において示しているとしても、それは労働運動の問題に止まらず、実は、この国公労組が△前衛党▽を自称する日本共産党の最重要拠点であることも、極めて重要な問題をはらんでいるといえる。

△行政民主化▽論、そして△要求で団結▽論は、今日の日共の大衆運動路線そのものであり、△政党支援自由化▽論は、日共の労組系列化の組織路線である。したがって、私たちが国公労組の問題とする場合、不可避に、日共により培養されてきた労働者運動の理念

との斗争をよぎなくされ、私たちはかかる理念の累積の水準と、労働者大衆の労働日常の個別具体的な解放とを、二重の課題として担わざるをえない。

そして私たちは現在、国家公務員の労働日常を切開する回路として、労働日常の矛盾を労働者の生活をめぐる思想の問題として抽出し、現下の国公労組の労働運動理念の水準を突破する理念作業をなす労研形成へと至っている。それと同時に私たちは、個別戦域において労働者の国家幻想、しいては大衆代行の労組（幹部）幻想へと疎外されない具体的な集団関係の形成へと歩を進めている。

かかる集団形成は、おそらく国家規範を徹底して相対化し、無化するものとして苛酷な道行きとして表わされるにちがいない。だが国家公務員の労働日常が国家規範と背合わせであるという位相からして、公務員労働者が自らの生活を、国家や、行政や、政治に代替不可能なものとして自立しえらるかどうかは、つとめて日本労働者大衆の道行きであるに相違ない。

私たちは現在、集団形成の側へ引きつけて労働者運動を論評する地平に至っていない。だが、私たちは、日本労働運動の核心課題を少なくとも素描しえたものと確信している。

性も論理性もたぬ経営者の解決能力の無さゆえにか。先験的な倫理感でそうしているのか。よく話に聞く「生活のため」なのか。よく考えてみれば、まったくアイマイな「反合闘争の勝利」のためにか。半分は冗談であり、半分は幾分の思考余地をもつこれらの理由はその限りの話だ。自己の内側でかたちづくられてゆく構想力、その形成過程が生活問題一般とは異なる生活圏に回路をとるとき、アイマイな根拠なき入終りVはひきよせられないのだ。だが構想力はその争議の開始に形成されているわけではない。経験内化が構想力の生みの母であるとき、労働争議が現存的であるためには争議主体の個別性が構想力を獲得してゆくある時間の幅と射程は必然であり、それゆゑ労働争議が運動として成立するには長期化もまた必至である。まして自らを自立Vへ至らしめようというとき、先験化されたおあつらえむきの「論理」と感情の体系から喧伝される入終りVの概念の一切に拮抗するばかりか、その一角を突崩し非敵対的な存在へと追いつめねばならない。

このように問われる構想力の在りようと、その形成過程がある特定の労働争議の裡側から把握しようとするとはなかなか難しいこととにちがいない。書き言葉とは異なる「話し言葉」という怖ろしく抽象度の高い、振幅のある領域を抽象しようというのだから。書き言葉では決して当を得た表現とは言い難い大衆闘争の文言化・文字化された対象的文章の欠陥をあれこれ探すことは不毛である。話し言葉で語られその過程で沈殿し推積されてきたことからこそ、運動の存在力の源泉である。だから光文社闘争に関するこの叙述は良い兆候ばかりをとりあげているようにみえるかもしれない。だが欠陥を對象化するべきは当事者の問題にしかすぎず、もしもその欠陥を對象

## 個別闘争が越えるべき思想的鞍部は何か

— 光文社闘争に關して —

畦 倉 恭

不思議といえば不思議なことだが、労働争議はそれがはじめられると同時に、敗北や勝利の基準がその入終りVの方向から逆算されるようにできているらしい。かくかくしかじか云々、のいくばくかは主観的思い込みで語られる労働争議発生に至る訴えや事実経過よりも、当事者がどのような入終りVを構成しようとしているのかというところがのほろがはるかに説得力をもっているわけである。

労働争議のはじまりは全く当該労働者に固有されているから他者にはなかなか伺い知ることができない。ではその労働争議の入終りVについてなぜ他者までも関心を寄せるのだろうか。入終りVはたつたひとつのまごうかたなき解決型態のことではない。そのはじまりが個別的であろうとなかろうと入終りVは当事者の個別性で個別的にやつてくるしかない。だがその入終りV、個別的な解決型態を構成する構想力—普遍性の在りようこそ、まさしく当事者外の関与しうる唯一のことからである。時間的余裕のない支援者であろうと、なかば職業革命家的日常に追われる当該活動者であろうと自らの運動の内存在がそこにしほり込まれウェクトル化されることなしには共闘軸は生まれえない。

労働争議は早く終ればよいに決っている。が、早く終ればいい、早く終つちまいたいのになぜ当該労働者は入終らVせないのか。知

化しうる良き兆候が見出しうるなら、それをこそ対象とすべきなのではないか。そして当該支援の別を問わぬ欠陥止揚の方途を論理的に構成すべきではないのか。

右のような視座からここ五年余にわたってたたかわれてきた労働争議、光文社闘争の幾つかの問題について触れてみたい。社会運動における過渡的な階級形成は何か、思想的鞍部は何か、という極めて個人的問題意識が書いてみようという気持を与えたからである。

### 講談社包囲闘争は

いま、光文社三労組は資本系列上では親会社であり株主制度上では「大株主」である講談社への圧力闘争をおこなっている。当該三労組の呼称にならえば「講談社包囲闘争」である。たかだか60名そこそこの光文社三労組が講談社という空間を包囲することはできない話だ。では何を包囲し、何に圧力をかけようとしているのか。この一点は他者にとつてもつとも多様な憶測とそれにもとづく「位置づけ」なる代物の輩出をみちびく。

だが私には「やむをえない、避けられない過程の戦術」位相でしかありえず、また位置づけはそれで充分なのだと思われる。現象的には、政治集団でも思想集団でもないごくありふれた労組が自らの直接帰属する企業への闘争を他の企業・経営に向ける場合、「かくするより他に仕方ない」戦術位相でそうしているからである。問題の所在はいつの場合にも戦術思想を確定する幻想力の在りようについてである。なぜならば、戦術として空間的に表現されるものの内的構成は当事者のうちではとうにかたがついているようにみえなが

らほんとうはまったくカタがついていないのがふつうだからである。「親会社だから……」とか「大株主だから……」という理由づけは現象面の指摘以外ではなく、そう言ってしまう何れを包囲し何れに圧力をかけるのかという本来的な意味での運動の内的構成を見失うしかないようにできているわけだ。

講談社包囲闘争は光文社三労組の解雇撤回理念の水準と位相を照す鏡である。この準位に迫るにはこのような行為を生みだす幻想の核について触れねばならない。

五年余にわたつての光文社闘争の持続は、生活利害論一般からなされてもいけないし、また政治イデオロギー的団結に結合核があるのでもない。では団結の核や行為の核にもしも原理的に抽象すべきものがあるとするればそれは何か。光文社三労組はごくありふれた労組である。恣意的であり、仲間うち以外の他者や出来事には無関心であり、いいたいことを勝手に言う、という具合に。

だが私見では、もし光文社三労組に団結の核や行為の核をもとめるとすればこのありふれたことから着目する以外にはない。ありふれたことから着目するの自覚の位相と準位を視るという意味である。経験的には数多くの労働運動はこのことへの無理解から宗教的団結論へ陥っているが、その最大の理由は何か。それは生産力—経済社会構成—政治支配の様式から強いられる日常の恣意性、「自由」性、無関心さを鞍部として把握理解するのではなく「価値」と見做したり、また逆に「ブルジョワ的エゴイズム」として先験化しているところに最大の欠陥があるのだ。そしてこのことに気づきつつあるものも、その恣意や「自由」や無関心さが鞍部にしかすぎないという点への無理解を示している。

い。だが、ほんとうに包囲されているものは、現存の労働者の恣意や無関心さや「自由」は鞍部であること、鞍部にすぎぬことを自覚せず先験化された労働運動理念の一切である。

カコつきの「労働者」官僚組織たる出版労連やその出先機関・北部地協代表を選びだしたり、労務管理の巧妙でもない強化に何ひとつ闘おうとしないダラ幹官僚に対する無関心さ、恣意性、寛容なる「自由」理念が包囲されているのだ。

「かくするより仕方ない」戦術位相がかくて新たな戦術思想へ転位するのにならぬ時間がかからない。そして鞍部を越えようとするとき型的には産別的運動や地域的—企業内の展開であつても、世界同時性へ一歩踏みこんでいるのだと断言しうるのである。

### 1 プラスαは

解雇撤回をにかけて闘う当事者にとって、会社の請求する「クビ」の数量の変更は興味あることではない。1名であつても「クビ」はクビなのであつて別段「量」の問題ではありえないからだ。ところが会社の直接的請求ではなく、「第三者」からの提案というかたちでクビが請求されると冗談でも話のタネになるから不思議である。なかには本気で考え込んでしまうマジメ人間もいるくらいだ。

「全員」、「半分」、「9プラス4」……御存知、これは会社の望む光文社三労組員のクビの請求額であるが、それがほんとうの額なのか誰にもわからない。といつても当該労働者にとってはクビはクビなのだから額面などわからなくてもいつこうに困りはしない。とにかくクビがほしい、という軽薄な心情あふるる請求者

だから一般組合員と称されるごく現在の大量の恣意性や無関心さの在りようへの評価はなされず、意識の自然過程にすぎぬ知的言語とその政治的序列に拝跪するしかない。かくて労働組合は官僚化し国家内国家という陳腐な肉体を演じ、これに拮抗しているかみえる硬派スターリニズム—新左翼諸派の組合運動論も、内実はかれらと円環し密通しているのである。いわゆる組合活動や執行部に党派的思想をもとめる発想は、まさしく鞍部への無自覚と先験性の別の表現といわねばならない。

こうした倒錯の思想的価値系譜は「鞍部は鞍部にしかすぎない」という自覚の形成過程のたしかさと、その鞍部を一步越える否定の弁証法の貫徹からしか「過渡的」に再転倒するしかない。

では光文社三労組員は自らの日常における恣意や「自由」や無関心さの在りようをたいし「自覚」的であるるか。いわゆる党派思想や政治的組合活動がその運動に関する限り、ことごとくハジキ返されていくことは周知のとおりである。これはもつとも自覚的な表現ではないのか。もしもまともな政治概念が幻想的抽象域での経験累積から鞍部への自覚へ至るものだとすれば、光文社三労組員の場合は、日常的闘争—日常生活圏の關係的抽象域での経験内化累積から鞍部への自覚へ至るうとしていられるのだといつてよい。闘争委員会の形成と運営のしかたや賃金の組合ブル方式—年令別賃金配分の理念の裏にその自覚の形成過程がハリついているといつてもよいだろうし、闘争スローガンの内的空間—時間の変容もその過程に根柢をもつているのだともいえる。

また講談社包囲闘争の包囲対象は、直接的には講談社労働者の職場秩序をかもしだす労務管理それ自体とその象徴的人格に他ならぬに業を煮やしているのが裁判所とかれらの経営者仲間であることは察するに余りある。盗つ人にも三分の理、で客観的なクビの理由はなければならぬ。だが光文社経営者には、それが無い。

理由がないからすでに臨時労働者労組全員と記者労組全員の解雇は無効であることを東京地裁は判決した。で、ここに残った解雇問題をめぐる判決はおさまりのかの「争議責任の9名」懲戒解雇である。会社側の額面請求理由はいえ「社会通念」「常識」「職場秩序の維持」ゆえに争議責任を問うというやつで何の具体的根柢もない。なぜか検事的リアリズムで請求理由を認めようとする側でもこれでは困るのだ。そこで……というわけかどうか知らないがその判決を前にして裁判所は「中立」的立場上の和解勧告をしてくれたわけである。

だが会社側は裁判所の配慮がわからず9名の懲戒解雇にさらに、解雇撤回闘争上に理由なき逮捕—起訴をこらむた何人かの組合員のうち4名の追加請求をおこなうに至り（上申書）、裁判所側をイラだちの極に追いやった。ついに判事は職権あつせんとも勧告とも区別不能なる「1プラスα、αはゼロということもありうる」という「提案」で事態を収めようとしたのである。だがこの「画期的」な事態收拾策もその理由を了解できぬ会社側の裁判所への信義違反によつて破産してしまい、愛想をつかした会社側弁護団は判決を前にして一方的に辞任してしまふというオマケもついた。

ところで解雇撤回闘争の側面からみれば、「1プラスα」案はなかなか巧妙なひとひねりしたクビ切り提案であつた。もしも仮に会社側がごく微に入り細に入った展開をこの線に沿つてやつていたら、ひよつとすれば光文社闘争は終つていたかもしれない。それほどに

思えるこの提案のミソは第一に、「I:」名を誰彼と具体的に指名せず、当該組合員に自主的に選ばせようとした点にあり、第二には労使の力関係でしか確定しえぬクビの数量が「:」プラスα」と表現されることよって「α」名があたかもゼロの具体性を持っていくかのような錯覚させた点であり、そしてあたかも争議の現実的な△終り▽がそんなふうによつてくるかのように威力をもった点に在ったといえる。考えてみればひとつの妥協的な「クビ切り提案」にすぎぬものが、会社側からではなく、いわゆる△第三者機関▽から挿入されただけの話である。

がしかし、それはテキ屋の手品のな叩売りのようであり、はたまた老獪な政治家のオルグにも似ていた。テキ屋の商法など知れたものだが、この品物は使いようによつてはなんとかなるのではないかという買ひ物気分を刺戟させたから。ひとつの解決型態にすぎないものに構想力を接木する。倒錯の論理を刺戟するには充分であつた。だが、手品であつてもあえて買つてみようという積極的にみえる勇敢な政治的判断なる見解も結局は「買ひ物気分」と「倒錯の論理」を円環するしかないのでその△政治的判断▽も次第に色を失い、最後は円環をもたらず△幻想▽について話は詰められた。断固一名のクビも許さずの論理を倫理性へスライドしても、敵の謀略であるという直感性と強調も、「反合理化闘争の一定の前進」なる位置づけもどれもが説得性をもちえないのは言うまでもない。だが組合構成員と支援者の△終り▽への構想力がなべて闘わされたあとで至極単純に、しかし見事に円環は断ち切られていた。

「ホラ、よくある話じゃないか。臨時の労働者が組合つくつて騒ぐと、正社員にしてやるつて△試験▽受けさせるアレだよ、これは。

「みんな落つこちるもんネ、やつぱり:」。

## 職場奪還

七〇年争議開始の10ヶ月後「即時無条件同時就労」だつた。七一年六月には「原職復帰・職場奪還」だつた。そしていま「職場奪還」へと何かが変つてきた。原職復帰にこだわらず職場復帰には柔軟に対応するという表現さえもみられる。なぜ「職場を返せ」ではなく「職場奪還」なのか。

解雇撤回のスローガンと同時に語られ、第二組合解体へへ結ばれる職場奪還は、組合諸個人のこの労働争議への△終り▽への構想性ではなく、自己規範の外的表現である。共同規範を形成するのに5年余もかかつたといおうとしているのではない。私的体験からいえば「即時無条件同時就労」をスローガンとしていた頃のほうかはるかに宗教的な脅迫力が規範化して、脱落者である第二組合員に対する気分は絶えず殺意にも似ていた。5年余かかつて變つた何かとはこの共同規範それ自身にはなく、共同規範を構成する何かが變つたのだと思われる。たとえ「社前闘争に参加したい奴には金なんかやらなくていい」という類の発言への反論は「即時無条件同時就労」の頃うまくなしえたか。いやそれはチガウと反論したくても先験的な共同規範のえもしれぬ宗教性に黙して抗するしかなかったのではないか。

私的利害に価値をおくこと、強いられたの恣意性や無関心さや「自由」の位相はこの領域でも問われ続けてきたのだ。理想的には鞍部でしかない恣意性や無関心さをあたかも価値の如くとり込み構

成されてきた職場日常と日常的労務管理という共同規範から、職場を追い出されることよつて逆説的に「解放」されたとき、急進的に頭をもたげたものはその近代国家的共同規範を喰ひ破らんとする志向に他ならなかつたが、その根拠は近代的国家規範に先行する宗教国家的規範にいつたんはもとめられたように思われる。だがその根拠づけの止揚の契機は皮肉にも、第一組合(三労組)よりももつと過剰に宗教的な第二組合の自己規範への日常闘争の極からやつてきた。そして支援保留の理由を近代国家的規範の装いをして宗教的「団結」にもとめる出版労連官僚層への拮抗から手に入れるようになつていつたのではないか。近代国家的共同規範と宗教国家的規範性の密通しながらの円環構造の突破理念。それは第二組合解体への構想力の位相であり、一名のクビも認めない解雇撤回・職場奪還の論理形成の位相と水準を確定する。

職場にもどつたとき、第二組合員といつしよに職場日常も組合活動もなされなければならないが、冗談で語られるかれらへの「人民裁判」なるものも、また闘争の結節点で会社を去るものに対しても全てここでの構想力の在りよう論理性の水準によつて決まる以外にない。そして解雇撤回・職場奪還・第二組合解体への共同規範はそれが実現することよつて死滅する。労働組合だから、争議団だからというのは共同規範ではないまったく過渡的な目的実現集団のことを意味しており、そこを辞めようが残ろうが自由なのである。やめるか、残るかのかのまつた恣意性、「自由」に属する観念的行為が、怖ろしい実感を伴うとすればそれは労組や争議団を共同規範ととり違えている貧困な構想に理由がある。

ところで何故「原職復帰」といわないのだろうか。原職復帰は労

働者運動として、構成できないからではないか。「原職」という概念は労務管理の側から問題設定しうるとしても、そこへ喰ひ込む労働者運動など原理的にも経験的にもありえないからだ。サラリー目減りを気にするが如き「原職復帰」論など戦後春闘構造の悪しき産物にすぎない。そんなことを百遍唱和するより、誰がどのような職場で働こうと等価である年令別最賃制をゆえなき労働差別構造に叩き込むほうがより生産的である。

職と場へかえる条件として光文社三労組は会社側に対し臨時労働者組合員の本雇なみの経済待遇を突きつけている。だが誰もこのことを△身分差別制度の撤廃▽とか△社員化要求▽と思っていない。それはこの闘争のせいせいかえり目の問題としてひきよせているからである。この問題のたてかたと「原職復帰」といわないことの選路に職場奪還への構想が横たわっているように私には思えるのである。

75年2月記

△未 完▽

## 中公闘争の課題は何か

矢 島 一太郎

### I. 組合員の沈黙の意味するもの

中公闘争は労働争議か知識人運動か？ 中公闘争は解雇撤回闘争なのか労働組合再建闘争なのか？…悪意的か善意的か、あるいは意識的か無意識的かは別にして、いささか敷衍型に過ぎるような設問は、まだまだ後を絶たないようである。

わたしは、はじめに中央公論社の一般社員Ⅱ組合員大衆の存在について触れてみたい。

あるときは会社側なのか「反」会社側なのかはつきりしないという理由で「中間派」と呼ばれ、またあるときは、中公労組有志側なのか嶋中親衛隊（組合執行部）側なのかはつきりしないという理由で「中間派」と呼ばれてきた彼らは、一様に沈黙しているかのように見える。そのような彼らに対して、支援者の側からは、「なぜ中公労組員は起ち上がらないのか」という声さえ聞かれたこともあるほどである。

彼らはなぜ沈黙しているか？

最初に断わっておくが、わたしがここで「中間派」について触れるのは、中公闘争支援共闘者会議で、あるいは当該Ⅱ中公労組有志に対して、組合員大衆の声を聞くべきであるというような説教をしたいためではない。わたしには彼らに媚を売る理由も必然性も何も

ないし、「大衆運動とは大衆の意向を敏感に嗅ぎとることである」という信仰も持っていない。ただ彼らの「沈黙」の意味を解することは現在の中公闘争の課題を明示する第一歩であると考えているからである。

① 彼らは「企業側」と「反企業側」との間で、あるいは「組合執行部側」と「中公労組有志側」との間で「中間派として」などただの一度も存在していない。中間派という呼称が、もともと便宜的な曖昧な概念であるが、人が現実を生起している事柄（ここでは中公の争議）に対して態度を保留ないしは曖昧にする最大の理由は、わがことのように思えない、つまり関心がないことである。組合執行部側と組合有志側という例をとれば、両者間で争われている事柄が、彼らにとって無関係なのである。

② 労働組合員が、自らが所属する労働組合の内部で生起している事態に無関心になっている。これは「由々しきこと」か？

わたしは由々しきことも好ましいことも思わない。思うことがあるとすれば、なるようにしかなるまいという程度の自然の成りゆきまかせである。

③ 中公労組執行部は、組合員の声を聞かないばかりか、会社の合理化政策に反対した組合員を、会社と一体となって首を切るような執行部を結果的に黙認している組合員はおかしい、あるいは、（労働者として、組合員として：：：。et。）許せない。このような論理は成立するか？

おかしいと感じるのも許せないと思うのも思う人の勝手ではあるが、だからといって、中公の当事者以外の人間が横合いから「組合」の宣伝、扇動をしたところで「今まで」沈黙してきた組合員大衆を

奮い立たせることはない。

④ 中央公論社において、少なくとも組合員大衆の間では、「労働組合の理念」は解体しているように見えるべきである。その理由はいくつか考えることができる。

a 中央公論社においては、労働組合は企業体の不可欠の一構成要素として制度化されるまでに転化している。（ゆるやかなユニオンショップ制等々）

b 制度化されるまでに至った（？）労働組合理念が、俗に言われているところの中公労働者の知識人性というような職能意識や出版観念、生活的な日常意識を包摂しきれなくなった。

c ここ数年の中公労組運動が、組合員にとって賃金、労働条件の改善等の生活上の共同利益をもたらしていない。

⑤ 労働組合の理念が残存し、未だ余命を保っているのは、中央公論社においては、現在の組合執行部と有志である。

いささか乱暴な簡条書き風の指摘になったが、ここで考察を進めてみることにする。

今次の中公闘争の発端そのものが、中公経営者による職場空間の縮小、組合室移転を承知しないという側面と、当時の組合執行部が、かかる経営のひとつの合理化提案に対し、組合員の大衆討議にかけないで、あるいは組合員の多くの不満の声を無視して、執行部独断で了承回答を与えていくといった労働組合の御用化、あまりにもひどい労使一体化した状況に警鐘を打ち鳴らすという側面があったことはよく知られている。当該は、そのような位置づけで縮小工事強行阻止行動に突入していくが、一方、組合員はというと、工事強行、組合執行部の独断了承に対して強い不満を示しつつも、ついに「大

爆発」というわけにはいかなかった。会社は、当該Ⅱ中央公論社労働組合有志に対して休職処分を命じ、五ヶ月後に解雇し、その解雇に抗議して職場を放棄した有志にも解雇処分、首切りは9名におよんでいる。

事実の経過は並べていけばきりがなが、たとえ微細もらず全ても網羅したとしても、組合員の重い沈黙をどうにかすることができぬわけではない。しかしその沈黙の意味するところを解することはできるはずである。

わたしたちにとって、彼らの沈黙（無関心と言いつてもよい）が積極的な意味を持つとすれば、それは、彼らが、「自分は組合員である」という理由からは何らの意志表示や態度を示さなくなっていることであると考える。これは、現在の中公労組が労組としての役割りを失ない。事実上解体しているから、とか、組合執行部が御用化しているから、とかで言うのではない。どんなに活発な運動展開をしている労組のもとにあつても、どんなに「左翼的な」執行部のもとにあつても、組合員である、という理由で己れの身の振り方や意志表示や態度を決めないことは、徹底的に擁護すべきことだと考える。個体が、たかだか地域的な共同利害集団に過ぎない労働組合の成員であることと、彼が彼固有の生活圏で日々の全ゆる判断を強いられて存在していることとの分離は、一切の大衆運動の前提である。中央公論社という「企業体」の不可欠の構成要素にまで転化した「中公労組」の共同観念から、個々の組合員の観念・意識、感情が自由であること、このことは何ら憂うべき事態では断じてない。当該Ⅱ中公労組有志の決起は、逆説的に以上の事態を証明している。つまり、当該が、労組執行部の御用化を糾弾し、社内暴力が一

ドマン化した「嶋中親衛隊」との衝突をくり返せばくり返すほど、組合員大衆は組合のことなどもうどうでもよくなつていく、という風だ。このとき、当該の運動理念が問われているのだと考える。わたしたちは、労働組合に何かしら「価値的なもの」を想定する見解に組み込まない。ましてや、執行部の乗っ取り、組合機関の占有に「階級的意義」等々の政治的意味を付与する見解など噴飯ものである。

あたりまえの労働組合、という見解はどうであろうか。この見解は非常に広範な意味を持つていて、口にする人の数だけこの種の組合概念は成立していることになつてしまふが、その代表的なものを掲げると、労働組合本来の、という類であろう。組合本来の、という言葉から解しようとすれば、通例、資本家に対してできるだけの条件で労働力を売るための労働者の共同利害集団というほどの意味であろうが、それがこの国では、非常に崇高な階級的な、政治的な意味をもたされてしまふ。その構造は宗教にも似ている。つまり、信じる人々にとっては明日への活力ともなる、というわけだ。問題は、労働組合そのものというよりも、労働組合という、たかだか地域的な共同利害集団を組むといつたときの、その労働組合の生み出す共同概念と、組合の構成員の個々の観念や意識や感情との関連であると考ええる。いつも個体の観念にスッポリと被いかぶさるようには、しかしこれらの共同観念は立ちあらわれたことはなかったのではない。後に残るのは共同体の規範と禁制力によつて維持される共同体内部での割合平等な秩序。共同体外部に対しては非常に大きなエネルギー。

中公労組における組合員大衆の、組合に対する無関心化は、これ

を主体とした組合執行部…その一部は、社内ガードマン化している。また、校閲、編集部を主体とした当該有志、莫大な沈黙の組合員大衆は、編集、校閲部に多いという。一企業内における職能的な差別がどのような屈折をたどるのか、ここでは触れることはできないが、出版企業の職能と知識について触れる範囲で考察してみることにする。

書籍や雑誌の編集者や校正者から、あるいは、一般に出版系企業の従業員から、わたしたちはよく、よい出版物を出したいんだ、というような述懐を耳にすることができ。これは出版系企業に限らず、他産業の労働者として同じことが言える。曰く、よい製品を作りたい、と。ここまでは、近頃では企業の経営者のほうも熱心である。いわゆる企業の社会的責任論なるもので、信頼される製品作りのコミッションである。

だが、出版労働者の場合は、ここで彼の知識の観念が介入してくる。つまり、表現（おもに言語表現）されたものが、彼の労働の生産物として商品化されるために、彼は、その商品に自己の労働力の投下された結果以外の別の価値を見出だす。すなわち、表現されたものそのものを価値とする観念に憑かれるのだ。彼は、職能として彼が知識を要求されることと、彼個体として知的な観念作用を営むことを分離しない。この混乱は、日本的な知識人—大衆構造の情況的な課題である。大衆にとつて、知識がどこからやってくるかを暗示している。このような傾向は、「高名な」出版企業ほど強いように思える。

知的過程は、自然性としてどこまでも上昇し、際限はない。と同時に、この国においては、他の共同観念と常に接合されて大衆の生

らの労働組合概念の解体を告知している。個体の観念や意識や感性にスッポリとかぶさつてくる共同観念を、組合員大衆は拒絶しようとしているのだ。だから、「解雇撤回—組合再建」とわたしたちが言うとき、解雇の撤回が先か、組合再建が先か、はたまた両者の関連は、という議論ではなく、「組合員」個々の観念や意識を、個体の観念や意識そのものとして取り扱わねばならないことに注意を払うべきなのだ。「組合再建」という字義にこだわるべきではない。現にある「労働組合」と、「労働組合運動」はちがうのだ。

だが、組合員大衆が労働組合の共同観念を拒絶する仕方について、以下の点は踏えておくべきである。

① 「沈黙」自体は労働組合の共同観念の拒絶でも、それへのめりこみでもないこと。

② 組合執行部が制度化された労働組合の共同観念の規範と禁制で、組合規約を盾にしてゴリ押しするのに対して、傍観というか、諦観というか、受容しているし、当該有志の、これでもか、これでもかというような「組合運動の原則」の開陳に対してもそうであること。

## II 中公闘争の「知識人性」について —もうひとつの課題—

組合員個々の観念や意識を、個体の観念や意識そのものとして扱うと言つたとき、わたしたちの前に大きく立ち塞がってくるのは、中央公論社の職能としての知識というか、出版系企業の職能と一般的な知識の観念についてである。組合の構成を見ても、営業、販売部

活過程に被いかぶさつていくという歴史を持つている。

中公闘争のもうひとつの課題は、日本の情況的な「知識」の共同観念の水準を突破することではないだろうか。

組合員個々の観念や意識を、個体の観念や意識そのものとして扱うと言つたとき、わたしたちに大きく立ち塞がってくるのは、未だ中央公論社の職能としての知識というか、出版系企業の職能と一般的な知識の観念についてである。

中公闘争のもうひとつの課題は、日本の情況的な「知識」の共同観念の水準を突破することではないだろうか。

そのひとつは、労働組合の共同観念とセットになつた出版の共同観念を止揚することである。両者の分離して扱うのはその前提であるが、これまでも中公闘争には様々な知識人が登場している。折原浩氏をはじめ、針生一郎氏、また、いわゆる言論斗争以降の竹内好氏、アリナミン問題の高橋皓正氏等々、枚挙にいとまないほどである。中公に限らず、出版系労働者の職能意識や観念に憑いている出版の共同観念は、彼らが編集者や校正者として、職能的に先述の知識人各氏（執筆者）を接触しているその仕方に非常に関係が深いと思われる。出版労働者の多くが、職能として知的であることを強いられることと、彼個人が固有な知的営為をなすことを分離しないという問題は、日本の知識人（執筆者）の、表現されたもののその内容ではなく、表現されたものが、出版されて流通することに對する関係の取り方の問題とどこか近似しているように思う。



## S 工高不当解雇撤回闘争報告

太刀川 守

立川のS工業高校における非常勤講師K氏の解雇撤回闘争は五年目に突入した。私が当該労組の一員としての四年余の経験を総括的に表現しようとするとき、どうしても取扱わざるを得ないことが私自身の感情の中に付着しているの気づく。それは闘争の当初から現在まで私を悩ませてきた八わからなさVであった。この八わからなさVは何処からくるのか。日常的な闘いを勢一ぱい担っているが、常に八何故に闘うのかVという問いが私を強迫しつづけてきた。私自身の状況への読みの弱さとしてかたづけられない何か私に八わからなさVを強いていたのである。そしてこの八わからなさVの正体をつきとめない限り、最早何処へも行けないのではないかという思いと共に。しかし当局による様々な弾圧に対しては、日常的な反撃が不断に要請され、闘争自体はこの八わからなさVを引きつづつ進展せざるを得なかったとも言える。

### A 事実経過素描

まず前提的問題として次に簡単な事実経過を明らかにする。

S 45・9 学内の便所等に「校則をなくせ」等の落書が目立ち、

学園紛争を恐れた学校当局は早速全校生徒の作文を利用して筆跡鑑定、その結果数名の生徒が摘発される。

同10月

摘発された生徒中、二名が「反省の色なし」として退学処分を受ける。一方三十名程の講師で組織している親ぼく団体の講師会を組合へ発展させようと努力していた一非常勤講師、K氏はこの「退学処分」を不当として講師会内で取り上げようとしていた。

これを事前に察知した当局は、K氏を呼び出し、「学校のやり方に反対しない」由の宣誓書の提出を求めたが、K氏はこれを拒否した。

その数日後、当局はK氏に対し、「学校に非協力的」なる理由をもって解雇通告を行なった。

同12月

K氏、東京地裁八王子支部に身分保全の仮処分申請を行なう。また退学処分を受けた二名の生徒も東京地裁へ身分保全の仮処分申請を行なっている。

S 46・1

「退学処分白紙撤回」「解雇撤回」「職場復帰」を目指して、立川を中心とする労働者、市民、学生によりS闘争共闘会議が結成される。

また学内において、K氏ともう一人の非常勤講師はS労組を結成、立川地区労に加盟する。

これ以降、労組、共闘会議により当局への団交要求、抗議行動が開始される。行動は常に当局まで届かず、二十名前後の職員とのこぜり合いを繰返す形となる。

同5月

十数名の助手の内5名の助手が退学問題や解雇問題に

関するフラクを作り討論を繰返し、その結果S労組に非公然で加盟する。

生徒の退学処分は、東京地裁において和解勧告が出て、

二名の生徒は復学する（以後、半年遅れて卒業）

S 47・12

東京地裁八王子支部は「解雇無効」の判決を下す。K氏、以後職員室への就労闘争を始める。

理事会は判決を不服として東京高裁へ控訴（現在二審中）し、給与不払い、団交拒否の弾圧を続ける。しかし「解雇無効」の判決は労組の学内での市民権を拡大させ、労組ニュースの定期発行、昼休み抗議集会等々の組合活動を保証するきっかけにもなった。

S 49・2

団交拒否、争議解決努力の放棄に抗議して校長室に校長をカン詰にした当該I支援に対し、当局は乱闘服の警官を多数導入。

同10月

学内で解雇撤回闘争四周年集会を貫徹。百二十名の支援が結集。

現在

しかし理事会I校長は態度を変えず、一切の争議解決の努力を放棄して引き伸し策動をつづけている。これに対し、「解雇の不当性」は学内でもほぼ大衆的認識となりつつあり、立川地区労を軸として地域労働者の支援も拡大している。

### B 「闘争委」と「労働組合」の変容構造

私は労働組合の一員でありながら、自らの日常労働過程における

諸問題をほとんど扱うことなく、「不当な解雇は絶対に許すべきでない」という自明化された前提の下で闘争にかかわってきたと言え

る。勿論S労組が、労働条件の諸要求闘争をうまく扱えなかったのにはそれなりの理由がある。数名という極少数を強いられていた事と当局I理事長の「組合として認めない。だから団交には応じない。」という対応は、団体交渉の中で妥結するしかない諸要求闘争を不可能にしていたというように。しかし以前として問題なのは、極少数という現実的な力量問題はあったとしても、「解雇問題」を一義とし、その分だけ日常的な諸問題が切り捨てられていく中で、私自身が私にとってもっとも切実な賃金等の諸問題を切り捨てる分だけ「解雇撤回闘争」に過剰な価値化を行なっていったところにあると思う。

つまり「労働組合」を名乗りつつも実態としては「解雇撤回闘争委員会」という位相にあり、それが最近に至るまで対象化されずにくたのである。昭和四十六年五月に非公然加盟した五名の助手は、ちよつとした手違いで当局に察知され、以後上司からの様々ないやがらせを受ける中でその大半が組合を脱退していったが、この一事件を規定しているものは、決して脱落部分の「弾圧に屈する弱さ」にあつたのではなく、自らの職場での内在的矛盾すなわち、職種差別や低賃金等々を討論の対象にさえし得なかつた組合の有り様にこそあると言ふべきである。

おそらく私自身の八わからなさVを強いていたもの一つは、職場での自らの内在的矛盾を「解雇撤回」を「闘う」ことで隠蔽し、その分だけ擬制的な「解放感」を得るといふすりかえの漠然とした

反映であつたのではないかと思う。

共斗会議に参加していた被退学者を中心とする生徒達が個々の理由で来なくなつたこと、四十七年十二月の勝訴判決以降、労組の職場での市民権拡大、勝訴判決をうけて教職員の敵対的対応が静観的対応へと変化してきたこと等の状況の変化と、生徒への宣伝煽動という外部注入的なやり方の、入生徒はピラミッドを築かないという破綻を経験する中から「戦闘的組合運動」へと転化を余儀されてきた側面はあつたと思う。この頃より三多摩のいくつかの争議団との支援関係を強め、更に立川地域の労働組合へと支援拡大を行なつてきた。闘争形態も理事会―校長への団交要求、抗議行動を繰返し、私達に敵対する職員も極一部の校長派に限られてきている。

ところでこの転換は、闘争主体の変容や学内状況の変化に側して除々に行なわれたのであり、この転換それ自体が当該―支援の集団性には何の変化もなさなかつたのは自明である。この転換にともなつて転位したものは「学園闘争のイメージ」から「戦闘的労働運動のイメージ」というように八未開の共同観念の内容問題ではあつても、当該―支援の集団性における本質問題ではなかつたのである。

現段階においては、学内でも「解雇の不当性」がほぼ大衆的認識となり、地域労働者の様々な支援も拡大している中で、社会的にも職場においても孤立を深める理事長―校長に対し、如何に、解雇撤回―職場復帰を迫っていくかが「解雇撤回闘争」としての最大の課題となつている中で、現在私自身は被解雇者であるK氏の生活的契機を考慮してこの闘いは「原職復帰」を目指す自体的な問題として扱えているつもりである。

しかし、「政治的イメージ」を多義化した八未開の共同観念を

引きつづけてきた当該―支援の集団性は、以前として八曖昧のすきいる危険性を有している。

現在の「地区共闘」論がそれである。おそろく「地区共闘」の発想は二つの方向からやってくると思う。ひとつは特定の党派により文字通り「論」としてイデオロギイ的に出されるものであり、いまひとつは現実的な争議をかかえた争議団の闘いの「必要性」という自然的な発想としてである。前者は後者の先取りのな面を有し、一見後者は不可避的であると言えよう。しかし、本質的に前者、後者の別はなく、このような発想の根源には、「資本と賃労働」という観念を介して「労働者は個別職場を越えるべきものだ」という先験的なプロレタリアート規定が少なくとも潜在的には想定されているはずである。私は「地区共闘」論を先験的に否定するつもりはない。しかし、先験的なプロレタリアート規定を、「闘争」としての「必要性」の延長に隠蔽しておいて、ダンゴとなつて進むところには取り上げるべき何もかも想定できないのだ。

### C 職場内状況と解雇撤回闘争

次にこの四年余の間のS工業高校の職場内の状況を見てみよう。私立高校の管理体制は多分に前近代的なところを有している。一方における低賃金劣悪労働条件と他方における温情的家族的共同体さらにそれを支える師弟関係というように。このような運命共同体の中で起つた解雇処分は、教職員にとって「労働者への攻撃」であるどころか、「学校を紛砕する悪魔の追討」として扱えられたのである。

ある。勿論当局による「アカ」キャンペーンが連日ふき込まれてはいたが。したがつて、当初私達の闘いが、当局に達することなく二十名前後の教職員とのこぜりあい終始したのも当然であつたと言える。

確かに四年余の間に学内教職員の当局、労組への対応の変貌ぶりは大きなものがあつた。

ほぼ全員加盟のS職員組合は、組合員による益暮の校長へつけ届けを行ない、また冠婚葬祭のためにのみあるといつた慶弔組合であつたが、労組による「解雇撤回への職組要請」というつき上げを受けていた事や、職組の執行部に組合運動の経験者が入ること等により、除々にはあるが諸要求をまとめて団交を行なうといういわゆる「組合」へと変貌してきた。勿論、この変貌の原動力は諸要求のまとめ↓団交の繰り返しの中で、妥結文の白紙撤回を含む何度かの理事会による裏切り、不誠実な回答を経験することを通じて理事会―校長への不信、疑問を累積させてきたこと、そのことにより温情主義のギマンが少しづつはがされてきたことにある。

この職組の理事会への対応の変化には、労組に対する「一部職員への敵対」↓「解雇撤回闘争へは静観する（総会決定）」↓「解雇問題に関し労組と話し合う」（現在）の変化が対応しているのである。ところで、この学内教職員の変化に対する解雇撤回闘争の位相はどのようなものであつたのであろうか。右の経過からも判断できるようにいわば「外在的契機」としてはあつたとしても、学内教職員の「内在的契機」を繰り込むものでなかつたことは明らかである。

職員の仕事に対する変化は、校長とそれとを頂点とする

前近代的な管理支配のもつ様々な矛盾、すなわち低賃金、労働条件の差別、劣悪な教育環境等々と、当然の要求に対してさえ不誠実に対応する「半封建性」の崩壊過程であり、いわば前近代から近代への自然過程であつたのである。

この自然過程は、前近代としての温情的実験的共同体を解体しながら近代としての新たな企業共同体を再編しつつあると言えよう。つまり学内を民主化の方向に改革しながら、民主的な理事会と共に「よい学校を」目指す、私教連（私学教職員組合連合、中執日共）路線を突走しつつあるのだ。

私学助成運動に最も象徴的に表われているように、すなわち、私学の経済矛盾は国や自治体の経済的助成の欠如にあり理事会と共に「公費助成」の署名運動を進めようとする日共路線は、敵は「個別資本」ではなく文部省であり自民党であるとする政治的上底化であり、彼等のギマン的な政治プランの一端なのである。

しかし、日共路線が「状況」を先取りしているが故に、政治的には署名運動や選挙での一票へと上底化しながら、企業共同体枠内での物取り運動で自足する「組合運動」が自然過程の貌をもつて現われるのである。

ここでの総括問題にとつと重要なのは、私が四年余かかわつてきた解雇撤回闘争が職場におけるこの自然過程とエッセンス的自然過程に如何に拮抗したかであるが、結論的に言うならば、K氏が職場にもどる√という自体的闘争としてのみ有効であつたと思えない。職場の流動 自然過程であるが故に解雇闘争とは別の位相で進んできたのである。

確かに「労働者運動の自立」を問題にする限り、私が解答しなければならぬことは、政治的上底化を一定の物取りで自足する「日本的組合運動」の域を出ないS職場の状況へどのように拮抗するかである。

しかし、それを提出するには現在の私の力量では遙かにおよばない。私はこの四年余の闘いの経験の中で常に入わからなさVを強いていたその正体が徐々に了解されつつあるにすぎず、いわば漠然とした何ものが一定の像をもった「壁」であることに気付いた時点にいたると言うべきか。この「壁」を突破するのはこれからの闘いに課せられているのだが、この突破口となると思われるものに「教育労働者の特異性」がある。

教育労働者の内発性や自発性は、労働条件の中よりも、労働内容である「教育」という幻想性の中こそ見るべきではないかという事である。つまり「教育」という幻想性を日常的にひきうけている教育労働者の特異性への思想的解答こそが、教育労働者の自立への道ではないかと思われるのだ。

S工業高校での教師は、生徒の非行問題を日常的に取り扱っているが、教師の教師たる所以は、「非行」という社会的問題を校則とブルジョワ社会的観念とで取り縮まり、生徒を社会道徳に押し込むことにより、「教師⇨生徒の管理者」である存在を日常的に確認し、ブルジョワ「教育」幻想を拡大再生産している所にある。しかし「非行」が社会の矛盾から起こり、その矛盾の実験を矛盾であるブルジョワ観念で押え込む以上、「はみ出し」は拡大しても何の解決にも

ならないと同様に、教師の「教育」幻想の拡大再生産は、その裏側に矛盾の拡大再生産を付着させざるを得ないのである。

この社会が資本制社会であり、「公教育」が階級的に存在し、教師が労働予備軍を生産するという関係の中では、教師⇨生徒の関係性に階級矛盾が導入されることは不可避であり、あらゆる形態を想定しても資本制社会を前提とする限り、教師⇨生徒の矛盾が本質的には解消されないことは自明である。

しかしここで「矛盾」こそが教師の内発性や自発性の多くを規定しているものであり、したがって教育労働者の自立もここを無視してはありえないのではないかと思われる。教育労働者の特異性という視座から自らの職場関係の諸問題を検討せんとする私の意図は指摘のみであわっている。私は今より整理された内容を書き示すというよりも、多くの仲間たちと正直な批判と討論を期待している。そこから、私は何を確かなものとしてつかみ得るのではないかと思う。

## 制度と化した日教組を解体し 学校教育共同幻想を撃て

村上 ぎよし

### はじめに

教育問題が支配層⇨民衆双方からある切実な課題として、すなわち社会問題化している。その意味するもの、その根拠は何か。個体の成熟におよぼす教育の役割は、一般に信じられているほど大きくはない。なぜなら個体は家族の共同性や社会の共同性のうちで自己を形成する、すなわち個体としての自己が第一義であるからであり、もともと人は個体としても個体としてではなく共同性としても存在しうるからである。個体にとって文化・技術が先験的であること（言語の指示性・規範性）が啓蒙と錯誤され、個体的成熟が知的成熟と錯誤され、教育が過大評価されるのである。現今の教育問題の社会問題化は、教育自体の問題というよりは、戦後過程での従来の家族的・社会的な関係の契機の解体と恣意性・私的性の露出、あるいは社会的規範・生活倫理の解体の問題が教育問題⇨スライドである。したがって、学校教育とは何か、その果す役割は何かといったことではなく、規範としての教育の前面化や制度としての学校教育の露出の意味を問わねばならないのである。

制度と化した日教組を舞台に、教師の性格規定⇨任務方針を巡っ

て、したがって路線上の問題として⇨教師は聖職か労働者かVなる劇が演じられている。そこに戦後の教師像の解体をみる事ができる。また教員人材確保法反対から完全実施要求への変質過程に象徴的な日教組の姿に、学校教育を場とする戦後の労働者（労働）運動の解体と変容をみる事ができる。あるいは教員人材確保法や教頭法制化といった支配層の再編策動に学校（教育）共同幻想の解体とその変容をみてとれることもある。

日教組運動は、どのような⇨体制Vにあっても変わることはない経済的社会的価値をもっている学校教育とその担い手としての教師集団と自らを位置づけ、その根拠づけを戦後憲法理念にて為しているのである。それは⇨教え子を再び戦場に送る⇨なるスローガンに端的であるが、教師としての公共的な使命感・責任感や義務感への戦後憲法理念の接木としてある。それを教師集団の職能的利害と教育政策要求として為すのである。これが日教組の運動構造である。まさに国家内小国家である。

日教組運動を抽出する場合のある種の困難さは、教師としての公共性と職能利害の末分離、あるいは徹底してイデオロギー的であるにもかかわらずその運動展開が不徹底であることである。すなわち生活を再生産している主体として、⇨あらゆる社会的諸関係に責任を有しないVという意味で、いかなる公共性よりも自らの生活的現実が第一義であるという斗いとしても、また教師としての公共性をバネに徹底したイデオロギー主義・政治主義的斗いとしてもあいまいにしか運動展開していないことである。

支配層の危機は、人材確保法の意図もインフレ矛盾でふつとんだこと、さらには民衆の教育要求が私的利害の側から為されているゆ

えに国家的契機へくみこみえないことにある。そして、危機は最も主体の側にあらわれるという意味で、制度と化した日教組あるいは制度としての学校教育や規範としての教育の前面化にもかかわらず学校（教育）共同幻想に潤色されていること、制度と化した日教組を解体しえない主体にある。

#### 労働過程を相対化し自立へ

①学校教育（公教育）は、家族の共同性や社会的共同性から個体を分離させ、個体としての自己として相対化させたことを根拠としているといえる。すなわち「読み・書き・そろばん」・「しつけ」は家庭で、学問は学校で「象徴されるように、文化・技術の取得とその表現は個体的になされることや個体の身分制や封建制からの解放に基礎づけられてあり、それは国家の成員にふさわしい習俗・習慣や生活倫理などの伝承であり、文化・技術の高度化にみあった構造的労働力の創出としてある。学校教育は制度としてあり、本質的に古代の成人祭儀と同じである。個体にとって学校教育は先験的であり、制度としてあるにすぎないのである。学校（教育）を場とした他者（友人・教師等）との関係的契機としてはある意味をもちえてもである。にもかかわらず学校（教育）自体がある共同の幻想を有していること、それを民衆が生活過程から疎外させる観念が支えているのである。従つて学校（教育）共同幻想を解体させる闘いは、教育政策反対斗争レベルで構想されるのではないし、職業的に組織されるものでもないのである。

②国家（共同体）が一個人としてではなく教師としての使命感・責任感・義務感を強いること。社会的共同性、すなわち歴史に規定

それが個体の私的性や家族の共同性から解放される途であるという考えがある。学校（義務）教育無償論や「ポストの教ほどの保育所の建設」論等に象徴的である。そしてさまざまなイデオロギーの装いでもつて流布されており、根強く存在している。しかしすこし考えればすぐわかることであるが、人は個体として、ある男女の子として生まれるのであって、決して社会の子として生まれるのではない。上記のような考えは、人は個体として、対幻想として、そして社会的共同各々の位相でさまざまな態度をとりうるし、各々の位相が異なることと個的幻想・対幻想が共同幻想と本質的に逆立するものであることに対する無知である。まさに農村的共同体への回帰であり歴史の退歩である。

④いうまでもなく教師もまた知識としての労働力（商品）を売却していることにおいて労働者である。ここでは労働力を国家（共同体）に売却するか、資本家に売却するかは問題ではない。（日教組の「国民教育論」・「国民の教育を受ける権利」は労働力を国家に売却していること、自らが教師であることの根拠づけが国家（共同体）にあり、免許状資格によつてなされていることを、そのようにおもいたくない自らの願望から教育権は国民にあると言っているにすぎないのである。）なぜなら歴史（資本制生産）に規定されて労働力（商品）を売却する以外に自らの生活を再生産する途がないという意味において、すなわち経済的範疇の人格化として労働者なのだからである。したがつて売却した自らの労働力の使用の形態・消費過程に責任はないのである。しかし労働力を売却する主体としては、商品としての労働力を一定の、ある限定された時間だけ売却するのであつて、自己自身を売却するのではないこと、すなわち個体

されて教師であること。にもかかわらず自己の現存性からは一個人であること。したがつて学級空間で自己の現存性を優位させんとすれば教師としてではなく一個人として自己を表現せねばならない。そして個体にとって文化・技術が先験的であること、さらには個体的表現と文化・技術は逆立すること等に自覚的であること。さらに自己表現の還元基礎を子供の存在（その成熟過程）に措定するのはなく表現されたものの歴史性（世界性）の客観的水準に措定すること、その連続性を個体の成熟度合いや個々の具体的な場面に測してなすことを問われる。しかし教師と子供の関係は社会的共同性として先生と子供としてあり、ある構造（先生であるという幻想性）を介して関係づけられている。すなわち具体的・現実的な了解づけ・関係づけは、ある構造を介してなされるのであり、具体的な関係づけ・了解づけに幻想性が先行するのである。したがつて教師が先生であるという幻想性を解体し一個人として自己を表現すれば、子供にとつてある個人と関係することは恣意であり、さらに学校を場にある教師との関係づけは先験的であるがゆえに具体的現実的な了解づけ・関係づけることはよくないといえる。

このことは学校教育の場自体で問題の解決をなしえないこと、したがつて政治化せざるをえないことを示しているといえる。

③個体はある一対の男女の自然的な性行為により生まれるが、その本質は対なる幻想である。すなわちある男女の対幻想の現実的反映として子はある。したがつて個体は、自然過程として、生誕から成人までのある一定の期間の身体的（生理的・心的）扶養を必要とするが、それは家族において一義的である。

生誕から成人までの一定の身体的養育を社会化すべきである。そ

にとつての労働過程を相対化せねばならないのである。日教組運動は、この位相で敗北的であることを示している。国家が教師としての学校教育への使命感・責任感等の公共性を強いることに対してである。

経済的範疇の人格化としての労働者という位相からは、自らの生活の現実こそ第一義であること、したがつて学校（教育）共同幻想が強い教師としての公共性や国家・社会が強い一切の公共性を拒絶し自らの生活日常を問う闘いとして構想されるのである。同時に、自らの一部を労働力商品としてある一定の時間にかぎつてであれ売却せざるをえないという位相からは、歴史的な資本制生産を抽象する力が問われるのである。双方ともに自己を抽象する力、了解づける力が問われることにおいて異なるところは無いが。

⑤制度としての学校（教育）に規定されて労働・自己表出が個体的であるにもかかわらず教師として、共同性として（教育）労働がなされること。すなわち教師存在にとつて自己と自己の労働過程の相対は、自らの私的・個別的な生活か公共的な使命・責任感を有した教師かの二者択一をせまられるようにあらわれる。従つて個体存在と自己の労働過程を主体がよく了解づけしえなかつたならば、必然的に倫理的にならざるをえないのである。倫理は個体的である。したがつて自己の内部でだけそうであることに自覚的でなければならぬのである。倫理を共同化すれば、集団の默契や禁制を、したがつて規範としての集団の威力へ随するは必然である。従つて階層的な教師集団の閉鎖性や排他性としてである。

⑥日教組は教師としての共同性や学校（教育）共同幻想に先験的なマルクス主義や戦後憲法理念の接木としてある。したがつて学校

(教育)共同幻想へ異和や疎外を抱く部分を啓蒙的に、異端児としてしか扱えないのである。したがって日教組は、職能的には教師と事務職にて構成しているが(その根拠は「学校教育法」等に述べる)「教職員」が教師と事務職であることである。したがって事務職でも「学校教育法」上の非「教職員」である部分は自治労所屬である。(職場日常での職務上のあつれき等の関係域・集団性の諸問題を共同観念としての「民主教育理念」へ上げ底化してしか扱えず、事務職存在にとしては、共同観念としての「民主教育理念」へ同致するか拒絶するかとしてあるのである。

それは教員人材確保法闘争過程で「事務職問題」として象徴的に現出したのであるが。「事務職問題」は政策反対闘争としての「人確法」の敗北ゆえではなく、人確法闘争を政策反対闘争としてしか展開しえないこと、あるいは賃金問題―教育問題―政治問題を地続にした運動展開にあるのである。教頭法制化問題もまた職場構成員相互の關係の問題・集団性を「民主教育」理念へ上げ底化してしか扱えない日教組の姿を露呈させている。学校教育の担い手としての教師集団としては、校長・教頭もまた教師であること、したがって職務階級制自体へのイデオロギー的反対(その理由は教育労働の特性から職階性はなじまない云々である)と校長・教頭のイデオロギー、さらには手続き問題としてしか扱えないのである。校長・教頭は日常的に労働者が關係的契機を疎外させ、それを取り込んで存在していることに一指も触れえないばかりか、それに同致しているのである。

⑦「子供のため」とか「教育に生きがい」といった学校教育の公共性や学校(教育)共同幻想のもとでは、教師であるか否かとか学

級担任であるか否かとかが「差別」として現象することはいうまでもないことである。「教育」は、子どもに働きかけて、その成長発達を促し、子どものなかに秘められている無限の可能性を開花させるいとなみである(「日教組」)、その責任や使命を担う度合いは教師であるか否かに最も端的に表われるのだから。

「教育労働の特性」と一般にいわれているが、労働過程自体が「特性」を有しているのではない。もともと労働過程自体は、個体にとつて恣意的である。また労働が個体的であるという意味で個別的である。恣意的・個体的労働が経済的社会的諸關係のある位置や役割を占めること、したがって個体的労働は自己に還元不能で社会(国家)に還元されてしまうというように、いわゆる疎外された労働としてある。歴史に規定されてそうであるということに自覚的でないならばならない。人は個体的であることによつて普遍的であり、主体存在は現存性と歴史性の交点にあるのである。「無限の可能性を開花させる」主体は個体(子ども)であり、他者はある判断材料を提示し、助力するにすぎないのである。制度としての学校(教育)が「子ども」のなかに秘められている無限の可能性を開花させるいとなみを保障させているのであり、そこでは子どももまた個体的であるにもかかわらず児童・生徒として教師と關係づけられるのである。「教育」はかくあらねばならぬ」といつた当為や教育政策レベルでの考察は不毛であるばかりかマイナスである。「子ども」の成長に自己を見出し出す転倒は、労働過程自体ではなく、労働過程を了解づける主体に、したがって「教育労働の特性」は主体の了解づけ方にあるのである。

労働過程を了解づける主体に、また学校(教育)自体に共同幻想が

憑いているのである。その憑き方の問題としてなされている「教師は聖職内労働者か」なる論争自体が負的である。

(未了)

## 福祉労働者のスト権問題

荒 関 修

序

人よ、今自分は何をしているのかを知れ 　そればかりではなく、どんなに有用な事をしていようと認めようとも 　自分がどれだけの変化を加えたかを調べてみよ 　人おのこの、自分の仕事についてじっくりと考えてみよ

(シモーヌ・ウエイユ)

当事者以外には、奇妙な表題は今、民間施設の現況の反映でもある。奇妙な表題というのには「スト権問題」といえば、周知の通り公務員のスト権はく奪―奪還の相克が想定されるからである。言うまでもないが、民間福祉労働者のストライキを規制する法はなく、私達を規制するのは、かの労基法施行規則第27条の9時間労働の容認のみである。労基法その他条項は順守されず、この9時間労働条項の拡大解釈のみが、花よ蝶よと福祉の幻想でかき集めた私達に対する、法の(国家の)態度であることを忘れるべきではない。法的な規制によらず、福祉労働の公共性での倫理的規制はどうか?

だがこれも、現今の公務員が、その公務労働風の故ではなく、ただ国家の行政機構の一端であることのはねつかえりとして、労働基本権が認められないとすれば、公共的労働という概念も曖昧である。結局、私達がつまずくのは、対他的な、關係的な倫理による規制と

いうことになる。以下『車輪』特集号(注1)の検討をおして考えてみる。その方法は、駄目なものは駄目だと言いつつ切ることから始まる。明らかな論究はなくとも、神話や教条や、どうでも良い道徳などが私達を補足している時は、それを押しつめ解体することが前提と思う。後はそれからである。

### I 福祉労働について

私達の日常の労働の対象化は普通「福祉」労働と叫ばれている。そしてそれは他種の労働とは違ふとしまりに強調されている。ある時にはおごそかに、ある時には誇りを持ってである。他種の労働とは、ここではサービス産業を除く、第一次、第二次産業を指しているらしい。あるいは剰余価値を生産しない労働を指しているのかも知れない。ただはつきりしているのは、労働の特殊性の強調が印象に残るだけである。この風潮は、社会福祉の転換期という時代の象徴にも思える。

まず私達は一体、福祉労働の何が特殊性なのか検討しよう。現実には、労働の様態は労働力の支出、その対象化という根源的な普遍性を除けば様々に分化している。内容の異つた具体的有用労働はそれその使用価値を創出し、この限りではそのことによる価値序列はない。肉体労働と精神労働の分岐があり、後者が何かしら優位性を持つような錯覚があるが、その錯覚は、知識を価値ととり違える国家・市民社会逆倒の産物に過ぎない。では福祉労働も又、社会的な具体的有用労働のひとつの態様であるのに、何故、特殊性が強調されるのか良く言われる、物をつくる労働とは違ふということについて

### 1. (資本論)

現存の社会では、一定の社会形態、生産関係のなかで、あるいは国家意志の具象態として、医療、レクリエーション活動、宗教、教育、社会福祉も生産的労働であり、生産的労働者とも言えるのである。聖職論や使命論を、国家が使用する場合は、福祉国家の幻想的イデオロギーによる国民の統合として福祉法人が使用する場合は、悲惨な現実を陰へいするためにあることは、今では自明なことである。しかしこれらは、何れも蘇生し、亡霊のように私達をおびやかしている。これらの教条や神話のごまかしは蘇生できぬほどにたたくのめすが良いだろう。私達にとつての福祉労働に対する自問は、社会的有用労働と押えながら、人類史の累積の中で、何故、今になつても労働の意味が問われるのかを自覚するだけである。本当の福祉労働概念の困難さの由来はたぶん、労働と効果が、一方で労働過程として他方で生活日常の再生産過程であるというブレによつて、そこが共時的に、自己の労働場面であるとともに、相手にとつては生活場面であるということである。この双方の異差は重要である。福祉労働は人間を対象にしているといつて、高い人間性の要求は何も意味せず、格調のある人間性の要求に到つてはお手並拝見である。私達は皆、ありふれた職業人であり、生活者にすぎぬということこそ夢忘れるべきではなからう。

てはどうか?

しかし、物をつくるか否かで生産的労働とか、非生産的労働と定義する誤りを指摘すればその根拠はふきとはずである。「剰余価値学説史」と「資本論」を若干引用すれば次の通りである。「この社会では、その使用者に剰余価値を生産し、生産手段を資本に、その所有者を資本家に転化し、生産物を資本として生産する労働のみが生産的労働である。したがつて一般に何物かを生産し、物に結果している労働は当然に生産的労働と答えるのは全然誤りであり、しかも、生産的労働と非生産的労働の区別は、労働の素朴的な効果や性質によつてではなく、労働のおこなわれる一定の社会形態、社会の生産関係によつておこなわれる。又、この区別に、ここではただ、資本家の立場からのみなされるのであつて、労働者の立場からなされるものではない。物をつくれれば、生産的労働であり、物をつくらなから福祉労働は不生産労働と単純に思っている人々には右記の展開だけで充分にその誤りを暴露させることができる。福祉労働は人間を対象にしているのだということも特殊性の強調にはならない。物を人間に置き換えたにすぎからである。

「物質的生産の圏外から一例を挙げることが許されるならば、学校教師なるものは児童の頭脳に加工するのみではなく、企業家の致富のために自らを労する場合に、生産的労働者となる。企業が腸詰工場のかわりに、教育工場に投資したということは、別に事情を変えるものではない。故に、生産的労働者の概念は単に活動と効果との関係、労働者と労働生産物との関係を包含するのみではなく、労働者を資本の直接的価値増殖手段となす、ひとつの特殊社会的な、歴史的に成立した生産関係をも包含するのである。

### II 職員の(労働者の)要求と園生の要求は対立するか

私達は初めての今74春斗で、生活改善、時短、休暇等の諸要求を掲げて職場集会を開いた。これに対し、『車輪』の中でそれらの要求が受容されたら園生は死ななければならないと述べている。あるいはスト・職場集会についても同様の事が言われている。各地で多発する福祉施設の争議による事故というのは聞いていないし、ストライキをやつたとしても、万全の体制は整えねばならないので『車輪』の危機感にはあまり心は動かないが、「要求の対立」正確には「要求による生活侵害」とも言うべきことについて考えてみよう。ある意味で、現実のあるがままの私達の要求は、園生の生活利害と対立すると残念ながら認めねばならない。ただし、時間幅を縮小させた仮象的対立である。仮象は二重性を持つ、限定された枠組(限られた人数、時間)での具体的事例であり、他は、歴史的な不可避なものとして成立する職員・園生という構造である。本質的には職員である理由も園生である理由もないのだから。仮象の構造は自然過程として、各々独自の利害者集団を構成する。組合と園生集団というように。

仮象の構造に共有する根は生活的諸契機であり、物質的生活の不断の繰り返しと、関係的な絆によつて誰もが総体的に生きていく。だがここで留意せねばならぬのは、この生活的契機から派生する課題には、二相の独自性があることである。それは代替えがきかない。例えば、介護拒否時の職員が労働条件に還元して園生との関係的契機を説明しようとしたら、春斗での諸要求に対し、関係的契機

でそれらを切り捨ようというのは不可能なのだ。信頼はどこまでいってもそうであり、相互の取り換えはできない。

『車輪』の中のある非組合員は「私達、福祉労働者は園生の生活介護をする労働者であり、それによって生活する労働者です。」と書いています。このセンテンスは何も語っていないと同時に、あふれる程語っている。この素人おどしの発想の根底は、結局は介護拒否の労働条件での対置法とメダルの表裏にすぎない。一体この人は、私達の労働が国家意志によるものだということを除外しており、福祉労働者は必ずその職業意識と職業倫理を持つことができるはずであり、しかもごていねいに、それに努力するうちに教唆するのである。おめでたいことだ。

私達の運動の現水準は園生との共同的課題として夜勤三名制と介護入浴週二回、交替制による夕食時間の延長等をめざしている。私達は自分達のエゴのみで組合活動を進めているのではない、これは私達自身が良く知っているところである。今春闘で春闘共闘委が弱者救済をスローガンにしながら内実ではインフレ手当三万円要求に二千五百円で妥結し、結果的に格差を増大させたことを私達は是としない。だがこのことをもつて末端の私達の要求が、園生との格差拡大だと非難される筋合いはないし、実質的に目減りしてしまつた賃上げ額をすこしでも分配すべきだという極論も私達は受けつけない。ホコ先が全然違うといつておけば良い。

これらの批判やストの影響云々なこと喧騒に合唱する暇があつたら、強インフレ下の高価格・高物価体系や高福祉・高負担の日々の生活危機や、日本の話にならない社会保障制度の劣悪さについてこそ少しは考えたら良いだろうと思つてみたくなるのだ。

しょうが、子を生み、育てることなく通過しようが、不勞所得に乗つかつて遊んで暮そうが、誰もが胆々たる生の欠如として受容し、生きていくことは重要なのだ。

これらのことを久留米園に引きよせて語れば、問題は結局こうである。私達は自らの意志とは関わりなくある時代に生き、諸関係を強いられる。私達は偶発的契機で福祉施設と関係し、職員として日々を送っている。ところが日本の福祉は全般的矛盾を過重なほど職員の質に転化させる。ある種の責任は雇用主である国家が持たねばならない。福祉行政に対する私達の運動の開始である。障害者はいられない差別を受け、教育、労働、婚姻、住宅、全般に亘つて門戸が閉じられ、家庭へ押し込められ、病院や施設に隔離されている。彼らは自らの意志責任を負う必要のない一切の差別に具体的に反撃し、経済的、法的保障を積極的に要求すると同時に、問題は民衆相互間で障害届等が通常人にとつて「異和」として扱われてきたことの切開にあり、必然的に二重の事柄として扱っていく。

私達は組合活動を、国家↓地方自治体↓法人とはせ降りてくる現在の福祉行政に対する闘いを縦軸に、社会的差別や日常諸領域の生活圏については横軸に捉えて、らせん的に進めねばと思う。

私達の労働過程が、園生にとつて、もろ、生活の再生産過程であることは、その過程に軌みと矛盾をもたらず。最初に断つておくがこの矛盾は個人の責任のらち外にあるものであり、個人の献身的な労働奉仕や、園生の極度な忍耐をもつても解決不能な問題であり、当面する最も高度な政治的問題である。この稿ではとりあえず労働過程が生活の再生産過程に、労働現場が生活現場になるという矛盾について簡単にふれよう。労働過程と生活の再生産過程が矛盾

### III 日常と運動の狭間で

私達が、組合活動を進めていく時、何か割り切れない感情が残るとすれば、それは労働過程の曖昧さと職場の性格に起因していると言わねばならない。ひとまず次の文章に留意しよう。

「私の立場は、経済的な社会構造の発展を自然史的過程として理解しようとするものであつて、決して個人を社会的諸関係に責任あるものとしようとするものではない。個人は主観的にはどんなに諸関係を超越していると考えても、社会的にはやはり、その造出物に他ならないものであるからである。」（資本論）

障害者の出生は彼の責任ではないし、私達の出生も又、私達の預り知らぬことである。誰も自らの出生について責任は持たない。

私達は自然過程として、ある選界と限定された時代に生まれ、成長し、働き、婚姻し、子を生み老いて死ぬというサイクルを歩み、歴史は私達を一代として繰り込んで続いてゆく、私達の生きる時代は、基本的人権に対する危惧の証左として成文化された憲法や、平和と民主主義がもたらした新たな社会―経済―政治の流動局面や、支配者の支配思想からは消えることのない戦争の足跡に取り巻かれている。あるいは、戦後の成長経済がもたらした過剰流動性、インフレの深化であり、公害、農村の都市化、家族の崩壊など、生活破局生活展望の解体期である。他者との出逢いも、日常への自省も欠如も含めて、強られた生存の歩みである。ライフ・サイクルは胆々々と生きようが、精神的、身体的障害が壁となるが、婚姻を拒否

するという意味は、例えば、私達の労働が賃労働であり、労働時間が決められており、私達は時によってその労働過程へ入ることを止めることが出来る。あるいは、その過程に改善（軽減）や、時短を介在させることが可能であり、あるいは、この職業を放棄し、労働市場へ散策しに行くことが出来る。

これに対し、園生は、この場で衣・食・住を保障し、この空間で新たな欲望を手にいれねばならないようになっていく。彼は自己の生活の再生産過程を中断することもサボタージュすることもできない。あるいは、どこか他の新天地に生活展望を見出すことも困難である。だがこれは職員にも園生にも決して責任あるものではない。現存の賃労働の矛盾であり、国家による福祉行政の矛盾であり、人間の社会的共同性の成熟史の現水準である。

これらを破砕し、止揚しない限り矛盾は続くのであり、この矛盾との格闘を回避するところに、元々、個的倫理でしかないものを共同の規範として職業の奇妙な倫理の押しつけがおこなわれるのである。この倫理が生命を持たなくなるのは歴史の必然である。

あるいは又、施設の形態にこの矛盾の止揚を求めるのも間違つていたり、逆に大規模な白け切つた、拡散的な施設としても依然貫徹する。

ただ、より良い形態を求めるのは、生活の恒常性をより良いものとと同じように必然である。私達が救護施設から療養施設へとイメージするようにである。だが、施設を家庭形態として夢想する誤ちは指摘しておかねばならない。施設と家族は、その共同性の組み方に本質的相異があり、職員は決して家族の代替になることはできず、

他者への感情移入は不可能なのである。この意味で施設を家庭に模倣しても模倣以上は出ない。歪流はオリジナルを越えない、というの  
はやはり真実である。

注1 久留米圏自治会誌

## 地方自治体の財政危機、 人件費攻撃と如何に闘うか

谷川 龍 太

### 一、はじめに

インフレと不況の中で、地方自治体の財政は今最大の危機に立た  
されています。

新規事業の中止、開始した事業の延期、上下水道料金、国保税、  
交通料金から学校給食費、保育料の大幅な引き上げが各地で起っ  
ている。自治体労働者の賃金改正も、一部では組合と妥結しながら予  
算化出来ず年越しとなっている。

50年度予算編成をめぐっては、多くの自治体が財政難から住民サ  
ービスのカット、賃下げ、定員削減等費用削減、合理化を打ち出し  
て来ています。

そうして政府や財界は、この財政危機をマスコミを総動員し、地  
方公務員の人件費が高いことよって起きたものであると宣伝して  
います。

しかし、地方自治体の財政危機は今にはじまったことではないの  
です。一度目は昭和26年から29年にかけて、二度目は昭和37年から42  
年にかけて、そして今回の危機と三度目です。この危機に共通して  
いえることは不況期におとづれているということであり、これは地  
方自治体の財政的基盤の弱さが、不況期に露呈するというものであ

後が47都道府県と3千近い市町村自治体が担当していると言われて  
います。

しかし、国全体の公共事務を政府と自治体に配分し、配分された  
事務を執行するための財源として、国税と地方税が設けられている  
が、税収全体の70%が政府が握っており、自治体は30%しか配分を  
受けていないというように、自治体では配分された事務70%と地方  
税として30%の財源が対応せず常に財源が不足しているのです。こ  
の不足分を補うために政府が一たん徴収した税金を交付税、補助金  
負担金、委託金として自治体に配分するのです。更に不足する分  
について長期借入れ(起債)の許可を行うのです。

しかも交付税も補助金も政府によってきまかく統制され、地  
方債もすべて国の許可となっており、政府の方針に従って事業をや  
らせるようになっていっています。

どこの自治体も、一般会計予算を人件費、扶助費、公債費、国庫  
支出金に関する経費、義務的経費と最低限必要な経費を除いてしま  
えば、自治体単独の事業に使える予算は一割と残らないでしょう。

こうした事態は、事務配分が政府30%自治体70%というのに税源  
配分が政府70%自治体30%というように国と自治体の税源配分の矛  
盾、国からの交付金、補助金が不当な算定をうけることによって生  
ずる超過負担、そして地方交付税制度、起債制度の矛盾にあるとい  
えます。

ここに地方財政危機の第一の原因がある。

### ② 高成長政策促進と過疎過密の深刻化

第二の原因は高成長政策のもとで地方財政は人件費、経常経費を  
合理化抑制して公共投資にあて、工場誘致、コンビナート造成など

り、今回の財政危機は、自民党政府がとって来た高成長政策による  
社会資本の充実、とりわけ産業基盤整備のための交通網、産業道路  
や鉄道など公共投資の増加、人口集中による大都市周辺の都市化の  
進行と行政需要の増加、それにもなう公共施設の整備によつてひ  
きおこされたものであり、狂乱的なインフレと総需要抑制策による  
不況によつてより深刻化して来たものです。

だが政府も自治体も財政危機の克服の根本的変革を進めようとは  
せず、政府・財界は、人件費の膨張、サービスの超過が財政危機を  
まねいたとして自治体に対する介入を強めて来ているし、自治体は  
人員削減、費用削減などの合理化で財政危機を乗り切るうとしかし  
ていないのです。

自治体の財政は住民生活と直結しているだけに、不満や批判を出  
し合うだけにとどまることなく、先進的自治体労働者は、財政危機  
人件費攻撃に屈することなく、自からの待遇改善と合せ、地方財政  
危機に重大な関心をもち根本的改革のための活動を開始する必要が  
ある。

### 二、財政危機の原因は何か

#### ① 中央集権的な財政構造と税財政制度の矛盾

地方自治体は「司法・外文、郵便、通信など国が処理する事務を  
除き、教育、民生、衛生、清掃、災害対策、消防、警務など住民の  
日常生活に密着した行政部門の事務を処理する(地方自治法第2条)  
公共団体である。

わが国の行政総経費のうち政府が30%前後を相当し、残り70%前



産業基盤整備の投資が進められて来たことです。

しかもこの公共投資は不況時には税収や交付税が減収して起債で充当し、好景気に税収交付税がふえても借金の返済という公債費として地方財政を圧迫して来たのです。

他方過密、過疎に伴う地域間アンバランスは財政需要を一層拡大して来たのです。とりわけ人口集中のはげしい大都市周辺は人口の急増にしたがい、教育施設の整備拡充、清掃福祉施設、道路整備、上水道布設、下水道事業などの行政需要が増大し、自治体財政を圧迫し、地方財政危機の原因となっているのです。

### ③ 超過負担

地方財政危機の原因の大きなものに超過負担があります。

超過負担とは、国と自治体との経費負担区分、国費、地方費の区分にもとづく負担金を法令負担率通り国が自治体に支払わないために、自治体が不足分を負担させられていることです。これが地方財政の危機をもたらしている原因の一つであります。

この国庫支出金には負担金、補助金、委託金とわけて取りあつかわれているが、超過負担はいずれも発生するのです。その発生する原因は、積算に用いられる単価、数量、対象などが、現実を無視し、国がきめて低い「標準経費」で積算されるために発生するのです。

しかもこの超過負担は、国庫支出金のみではなく、地方交付税、地方債にもあるのです。

### ④ インフレと総需要抑制

今日の地方財政の大きな要因はインフレと総需要抑制です。

これまでの地方財政基盤の弱さの上に、インフレ高物価によって経費が増大し、総需要抑制案によって起債と補助金が抑えられ、不

況による税収減が加わって深刻な地方財政の危機へとばくはつしたのです。

にもかかわらず、政府と財界は、地方財政の危機の原因を、自治体労働者の人件費の膨張によるものであると宣伝しゴマ化そうとしているのです。

### 三、人件費攻撃のねらいは何か

自治省は昨年十一月一日、昭和48年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査結果」を発表し、地方財政危機の原因が「国家公務員よりも地方公務員の給与水準が高く、人件費が上昇し、定員が多過ぎる。」ことによると意識的に印象づけています。それを政府マスコミが一体となって地方公務員の人件費攻撃として進めています。しかもそれは一部住民をまきこんで地方議会を通じての攻撃にまでなっているということです。

人件費が地方財政の危機の原因でないことは、自治省作成の「地方財政計画」の地方財政歳出総額に占める給与費の構成比を見ても昭和40年三五・四、45年三〇・四、49年二八・四と年々低下していることからはっきりしているでしょう。この傾向は各自治体ごとの財政状況を調べても人件費構成比が三〇%前後で、人件費が事業を圧迫しているのではないことがはっきりするでしょう。

にもかかわらず、あえて人件費攻撃を進める政府のねらいは何か、一つは、政府が地方財政を通じて地方公務員の給与を国家公務員の給与に平準化させ、自治体労働者の賃金決定に政府の中央統制を強化することであり、

二つには、自治体の定員管理、人員削減、下請け民営化など合理化の指導を強化することである。

更に大きなねらいは、ストライキを背景に賃金の自主決定を迫る自治体労働者の闘いによって揺ぎはじめた人事院勧告体制を維持強化し、低賃金決定機構といわれる人事院勧告体制の中に公務員労働者を再びおしこめ、人事院勧告体制を労働者全体の所得政策の要とするねらいであり、自治体労働者への攻撃から地方自治への介入指導強化のねらいなのです。

### 四、いかに闘うか

春斗を闘おうとする自治体労働者は、この地方財政危機、人件費攻撃といかに闘うかを明確にすることには闘い抜くことは出来ないだろう。

第一になさねばならないことは、財政状況調査を通して、人件費の膨張やサービス超過によって今日の地方財政危機が生み出されたのではないことを明らかにし、租税制度や地方交付税制度の改革、超過負担の解消、地方債の民主的配分など、地方財政確立の根本的改革を通してしか今日の地方財政の危機は打開出来ないことを明確にすることです。

第二に自治体当局は、財政危機を理由に、定員削減、欠員不補充から、研修費、旅費、需要費の削減とあらゆる経費削減、合理化の攻勢を強めて来るでしょう。これに対して財政危機の撃勢に屈することなく、経費削減、合理化に反対して闘いを組織していくことです。

第三に、住民要求に対して自治体当局は、人件費膨張、財政危機

を理由に解決出来ないことを宣伝するでしょう。これに対して自治体労働者は、要求実現のため、財政危機の根本的打開、地方財政確立のために共同して闘うことを推進することです。(春斗準備に忙殺されているためしジメ風の文章になった。斗争報告その他は追って別稿の予定)

〔序〕過日、横浜港からの報告を書けと依頼された際、私は大いに当惑し、かつまた躊躇せざるを得なかつた。日共の大拠点といわれながら、この港で果して人に語り得べき「闘争」が唯の一度でも存在したのだろうか。我々の微力を介してもはたまた今後起り得るのか。状況は閉塞し何事も起きない様な感を呈している。

しかしどの職場における闘いにおいてもそうであつたらうように、閉塞状況を突破する指標が存在するに相違ない。日共型のかの悪名高き「統一と団結」論により、すべての生活圏を巡る闘いをもが、皮相で貧弱な「政治」闘争に上げ底され歪曲されて行く本当に白け切つた港湾労働運動からのささやかな個的経験の報告を行いた

い。  
今、横浜港ではインフレ問題なぞどこ吹く風といった風情で統一地方選挙なるものがかまびすしく浮上している。職場矛盾でも、インフレへの対決でもなく、選挙、ただ選挙だけが日共的焦点である。「民主的」階級的労働運動を主導する日共系の諸君は相も変らず後援会づくりのみに血道をあげている。昨日の敵は今日の友となるらしく、60年代初期に人民の敵現代修正主義の元兇と悪罵をなげつけた構改論者の頭目たる長州一二横国大教授を県政革新のエトスな

思想なぞ大に喰われるのである。ともあれ、手さぐりであれ、わが道を進む以外に方法がないことは確実である。思わず前口上が長くなつてしまつたが、いよいよ本題に入る。

「横浜港における労働運動の歴史」

横浜港の労働運動の組織分布は全港湾を中心とする社民左派グループと港湾労働協系の日共グループに大別出来る。この外に中立労連傘下の浜港労連が船内労働者を中心に組織されているが、企業ベッタリでスト一つ打てないのが現情なので大した影響力は有していない。同盟組織も極少グループとして存在している。全体の連絡機関として「横浜港湾」が同盟系を除外して結成されている。

私が属する組織は港湾労働の中でもひととき日共色が強いといわれる検数労連なる所である。日共が横浜港にて、それなりの影響力を持つに到つた過程は検数労働運動なしには考えることが出来ないのは誰しもが、認める事実である。「検数」といっても港湾関係者以外は初めて聞く耳馴れない言葉だと思ふ。簡単に説明すると輸出入貨物に関する受け渡しを中心に本船荷役に関するありとあらゆる必要書類を作成する業務であり、一応公共性をもつ第三者行為という事で、運輸省認可の公益法人の形態をとり、全国的主要港を日本貨物検数協会と全日本検数協会の二者で独占している。検数員の数は全国で約一万といわれ、横浜では両協会で千五百名前後である。検数業はつい十年前位まで各社乱立の自由競争の状態にあり、大小三十社位が横浜にあつたそうである。従つて企業の浮沈も激しく、労働運動も多少前進したかと思ふと企業解散と共に壊滅するといった状態が続き、その運動基調は労使協調路線が主流であつた。この様な中で日共が伸長して来たのは、それなりの客観状況つまり、労働

どを持ち上げ、市長選には、羽仁五郎の「都市の論理」の水割版飛鳥田一雄を担ぎまわつてゐる。構造改革思想に社会福祉論を接木しブラグマチズムで染上げて「民主連合政権」構想なるものをここに完成させるのである。

日常生活圏に日々生起する労働組合運動も地域住民運動もすべて彼等の手によつて公的「政治」闘争に上昇させられてしまふ。曰く「市政の革新」であり、曰く「国政の革新」となる次第である。

この日共路線に多少なりとも異議をはさむ者は「意識の低い人間」であつたり、民主的統一戦線の破壊者、リンチ殺人の連合赤軍の仲間、「トロッキスト」として職場の日常的諸関係から村八分にされるのである。党は神であり、盾つく奴は人民の敵なのである。八擬制の終焉V以降十五年の月日は流れたが、八擬制Vは終焉するどころかわが世の春を謳歌しているがごとくに見える。が、彼等日共に出来ることは、せいぜい「国政に責任」を持つて、体制内に吸収されるのが関の山なのである。彼等の片目は今日も議会へ議会へと、もう一つの目は、「整然」たる統一行動から「はみ出す」者を監視する。

日共風「民主的」管理抑圧体制はかくして労働運動をも金縛りにする。つまり「職場的団結」が生活圏の側へ還流しているにも拘らず、包括的、階級的共同性へ絶えず啓蒙的に上げ底され、その吸収の上に人民国家がそびえているという構造こそ、日常圏の解放の労働現場における壁があると推論するのである。「(神津陽「生活圏の変容とかくめい」)として「推論」から「現実論」へと鮮明に登場するのである。民衆が日々、家庭で職場で演じる修羅場に唯の一度たりとも歯牙をかけることなく国家にいかれ同致される「革命」

労働組合はあるにはあつても完全に企業丸抱えとか圧倒的な未組織労働者の存在、そしてこの犠牲の上に成立する徹底的に劣悪な職場環境―私の経験を省みても4〜5年前迄は日曜・祭日でも徹夜荷役は行われていたし雨の日の強行荷役もしばしば行われたり、食事時間抜き「ノーチャブ荷役」も当り前の状態だつた。又、低賃金故に長時間労働を強いられ、船内・検数・船労働者は二三日の連続労働を余儀なくされていた。検数労働者などは特に苛酷な労働条件で月に徹夜を二十回もやるといったまさに殺人的労働が公然と行われていた。

「私は京浜検数出身ですが京浜検数は港で暴力検数と言われた位前近代的なひどい条件と圧迫のもとで働いていたのです。二十九年組合結成にあたりましては最初血判でゆこうと言つてた位でしたが、そこ迄なくても経営の目の届かない処で賛成の署名を手から手へと取つて行き過半数以上に達した処で住友倉庫ならびに帝蚕倉庫の労働組合に後盾になつて貰つてやつと組合を結成したのです。そして過去八年間一銭の昇給も無かつた賃上げを勝ち取り休暇をよこせ鉛筆は会社持ちにして、七時出勤を八時に改める、給料明細をはつきりしてドンブリ勘定を改める等の数々の闘いをやりそれぞれ我々の要求を獲得した」(浜検労12回定期大会でのM代議員の発言)

右の発言は端的に当時の状況を物語っている。人はマルクス・レーニン主義を学習せずとも「自主独立」路線なぞ知らなくとも闘いに立ち上るものなのである。苛酷な労働条件に抗し「あたり前」の労働条件を目指して闘うことは全く自然な事なのだ。

日共はこの自然発生的な斗争の中でレッド・パージグループを中心にそれなりの労働運動の体験者の中核に検数労働運動の「ゲゲメー

ニを把握してきたのである。ただ断わっておきたいのは日共の諸君が得意慢面ふりて語る「わが党の不屈の歴史」や「科学的社会主義の正しさ」で労働運動が統発したのでは決してない。ただ生活のそれ故に職場で働き続けるための現実的の必要からはじめられたにすぎないのだ。人間は誰しも徹夜労働は好まないし、日曜・祭日は休みたいものなのだ。

以上の様な港湾の前近代的な経営陣と劣悪な労働環境の中で、何もやらない、やる組織体制をもたない社民に代わって日共がともかく曲りなりにも労働者の諸要求を政治的の上げ底を常に行ないつつ組織し、一九五七年に港湾労働者を結成。日共の「階級的民主的」労働運動の端緒が開かれた。検数労働運動も一九六〇年を境に企業を越えた検数共闘会議ができ、この後、運輸省の行政指導で検数会社の吸収合併が相次ぎ、現在の様に二協会に統合された。従って二協会の中に現在でも六労組が存在するのである。

私の属する日共においても、日検労・浜検労、全港湾検数分会が日共路線の下にビル共闘を結成し、同盟系の日貨労がスト破りに精を出すといった賑さである。

## 二 民主的労働運動の内実

私がこの職場に入ったのは70年の秋であった。日共のポスターがめつたやたらに張つてあつたり、仕事に出かけると、ニタニタした男が「赤旗」の勧誘に来りする位で、職場斗争が一つでもある訳でもなく圧倒的な一般組合員は他人の徹夜の回数や、負けてたまるかと残業にハッスルしている状態だった。それだけ、基本給は低額であつたし、まだ「一船責任体制」といつて、原則として本船荷役が終了する迄、連続労働を強いられていた。この当時は同盟系の

かと思う。

ましてや「戦前からの不屈の五十数年の輝ける歴史」とは縁もゆかりもないことだけは明白である。彼等は今更言うべきもないが、決定的な古典左翼である。私的なものに公的なものを意味附与し、何事でも啓蒙すれば事足れり思い込んでいる徹底的に駄目な連中なのである。

かつて一度でもいいから思想が現実を獲得したことがこの日本にあるのか。日本の革命思想は敗北に敗北を重ねたではないか。未来はいつもバラ色、「歴史の必然性」か。本当に彼等は幸せである。大宰治ではないが「暗い内はまた救われる。明るくなつては終しまいだ」である。

## 三 当事者運動としての職場斗争

聞くところによるとは大連いで日共型「民主的労働組合」なぞは何ものでもなかった。しかしこれに拮抗しうる手段は何かですい分迷つたものだった。右翼日和見に革命的敗北主義を対置した所で言葉が言葉に、理念が理念に取って変わるだけのものであり、大衆の沈黙、無関心は一切対応しきれない。大衆の不定形なエネルギーを生かす生かした闘いの場に引き出すには理念的な日共への批判ではなく、日共批判者が婦女狩りにあつて職場関係（使用者の管理秩序そのままだ）から叩き出されるという、この日常関係から反撃せねばならぬという事に、私は四年経てようやく思い至つた。

職場報告としては本当は、この地点から始まるべきだと思ふ。だが、しかし日共専制の職場状況の特異性は、職場サークルの一つを作るのにも、全ゆる側面での「日共的なもの」との訣別がまず要求されたのである。

二組もなかったので組合活動家といえど日共色一色で組合活動などは何もやらないが政党活動だけは「真面目」にやっていた。「赤旗」は殆んどどの組合員が、「付き合い」で購読していたし、選挙の時は〇〇〇票は読めるなどと、選挙屋政党日共の某君が自慢していた。つまり「階級的・民主的」労働運動なるシロモノは一般組合員のアパシーの上のみ成立する架空な思い込みにすぎない。わが職場においてただの一度たりとも日共以外の政治党派が政治的に登場したことはない、登場以前に物量によつて圧殺されるのだ。（後の72年に同盟が登場するが、彼等もその間、政治色を鮮明にしたこととはない）かかる所で手前勝手な妄想の思いつくまま「統一」だの「団結」だとか「民族民主統一戦線」の建設などと呼んでも仲間内では異議があるやもなく、一般組合員は直接、自己利害には影響ないので無関心にやりすこすか、好きもんだねといった様子で視ているだけなのだ。創価学会の信者がお経を唱えるのと同じ水準で「官本教」信者が「統一」だの「団結」などと空念仏を唱えるだけのことである。ただこんなことを面と向つて彼等に言うと、「宗教」と「科学的社会主義」を一緒にするのかと青筋を立てて怒る事は請け合ひだ。病は本当に深いのである。

「民主的・階級的」労働運動なるものは、反対党派が、否反対意見を正面切つて述べる活動家が一切存在しない事が何よりも必須条件となるのである。春斗や一時金斗争の際にカンパ額が高いだとか、腰くだけに終るだけだとかの不満が時折聞かれても、日共の「民主化路線」が破滅を免がれたのは、本格的な大衆の自立した闘争の不在とこのような職場状況故に特に強調しておきたいのだが日共に対する系統的批判を持続しうる潮流が皆無だったからではない

本編が職場報告の前提で中座するのは、私の非力にもよるが、かかる状況下の不可避性も大きかったことを考慮してほしい。具体的な補告は仲々書きことばにならぬので、皆様との交流の場で話してゆきたい。

昨年末「呐喊2号」を刊行したばかりであるが、全国の闘う同志諸君、友人諸兄姉に「呐喊3号」労働者運動特集号を早々とお届けする。強インフレに加えての、資本家共の職場攻勢を、労働者、大衆は甘受せねばならぬという義理はない。現下のインフレと不況の併存は、従来我々の先世代が生活の知恵として体得してきた、身を縮めて時の経緯を待つという対処の枠組を越えた、支配者共にとっても民衆にとっても長期的かつ根深い危機を秘めている。職場段階において、春斗構造が解体している証左は、従来風の政治的上げ底化や、個別斗争の骨抜きを経て成り立つ頂上交渉、圧力闘争という斗争パターン、組織編成の側から、スケジュール斗争へのすりかえを許さない危機の常態化とそれへの対応不能として誰の眼にも明らかである。春斗に向けてではなく、春斗構造の解体の透視からの職場斗争の方途を示すべく、労働者運動特集号を編んだ所以である。

「呐喊3号」は、II部構成であり、そのI部で労働者運動の一般理論の深化へ向けての、基本主張を五編、そのII部で職場斗争報告を九編収録してある。

第I部は「叛旗86号」一面論文の転載と、山田、嶋岡、神岡、高田論文で成っている。署名原稿は各々、生産―再生産過程における労働位相、幻想構成と労働観念、職場における集団・組織問題、春闘を目前にした労働情勢の評価を主眼として執筆されている。巻頭に転載原を載るといふことへ編集委としてはためらいもあつたが、各署名論文の問題領域を、幻想構成、経済社会構成とそれを統括する視座としての価値構成として全体的な視座でまとめてあるという点で、敢えて措えてめた。

第II部は、一目瞭然であり、各職場の闘いのあり様も、組織状況も、問題意識も、多種多様である。我々は諸派と異なつて職場闘争について政治等団が集団として関与することはマイナスであり、本質的にも誤っていると考えている。又、責任が明確であれば、内部原稿も、寄稿も等価に扱かうという姿勢はここでも貫ぬかれている。自己の持場における諸条件の全体が問題であり、報告はただ内容が評価軸であり、理論的知識と別な経験的知識の側で、各職場報告が、自らの職場、学園、地域の闘いにとって何らかの役に立てば幸いである。建設、児童館、全金のいくつかの職場報告は、斗争渦中、締切り、紙数等の都合で残念だが今回は見送りとなつた。

△追記△日本読書新聞一八〇四号「夜行便」欄で「呐喊2号」が取り上げられている。だが、雑誌紹介を主眼としてきた当欄で、「呐喊」の性格や、基本構成等について一切触れず、匿名で寄稿論文である神津陽の文章のみを抜かい、批評以前の個人攻撃に終始していることに、我々は不快の念を禁じ得ない。我々は、自らの為してきた思想、身体表現にのみ依拠しているから、頼みもしないのにわざわざ紹介される事について、格別に感謝も、反発も為しはしない。しかし、一方的に擬公的な場にひやかし半分で引き出された事態への、帳尻は今ままでそうしてきたようにきつちりと合わせるつもりである。部落問題や、内ゲバ問題を真正面から扱うことも出来ぬくせに、責任を不明にしたまま解説や、半量を入れているに過ぎぬ、学生新聞や、ジャーナリズムにおける言論の退廃の一例として、行末を見ておきたい。

一九七五年 弥生

反帝戦線「呐喊」編集委員会

呐喊 第3号

500円

発行日 1975年3月8日  
 編集人 関口節夫  
 発行人 全国反帝戦線連合  
 発行所 新宿区百人町2-16-18  
 小林ビル105号 希望社  
 電話 03(368)4630

---

蒼生社 新宿区百人町1-11-31  
 斉藤ビル504号 03(362)0149  
 関西支社 06(451)4803  
 でも取り扱います。

頒価 500円